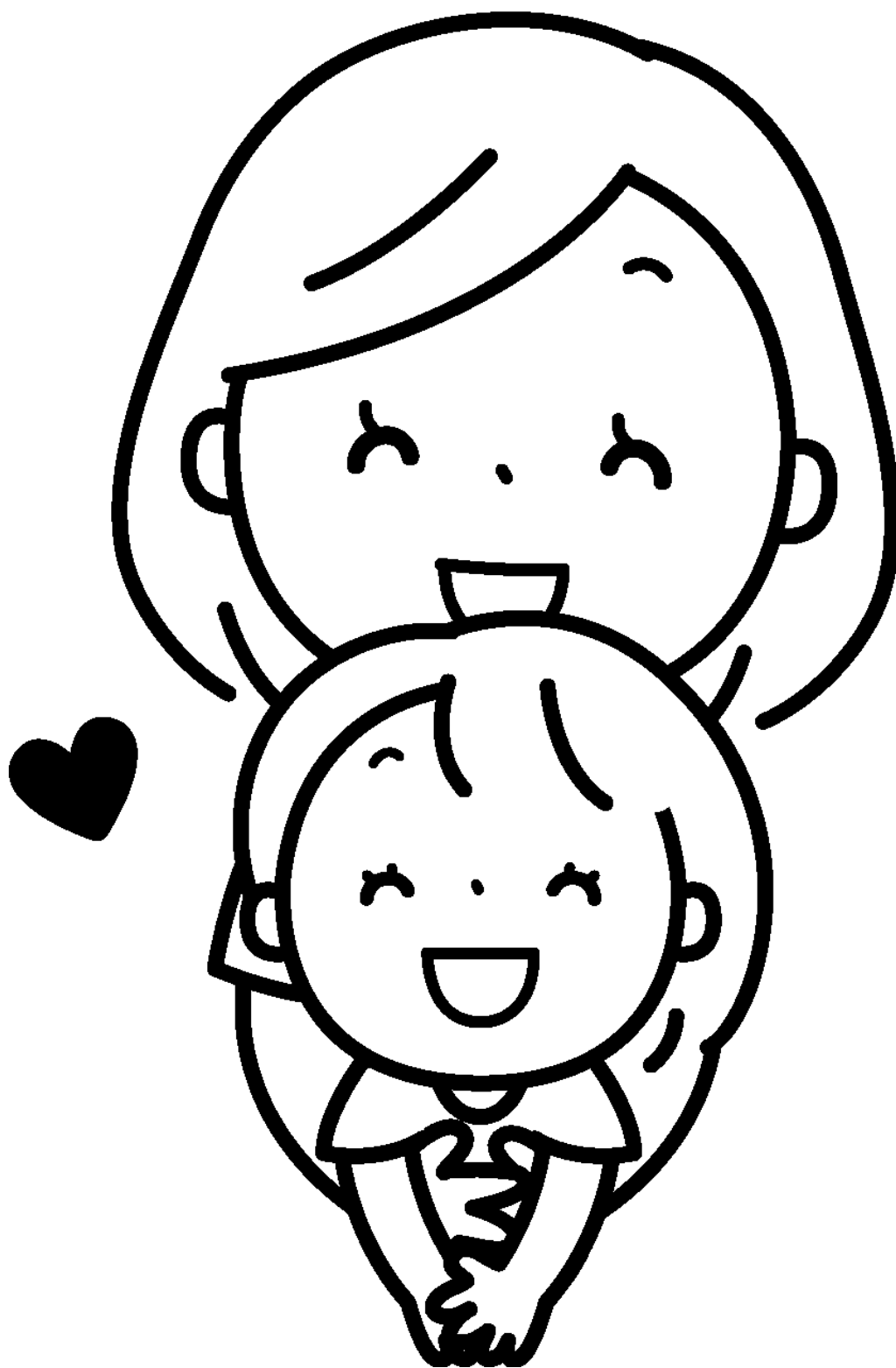


第2次 匝瑳市子ども・子育て支援事業計画



令和2年(2020年)3月
匝 瑳 市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の策定にあたって	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法.....	2
(1) ニーズ調査の実施	2
(2) 第1次計画の事業評価.....	2
(3) 「第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画策定ワーキンググループ」の開催.....	2
(4) 「匝瑳市子育て支援対策委員会」の開催.....	2
(5) 「匝瑳市子ども・子育て会議」の開催.....	2
5. 計画の進行管理.....	3
(1) 点検、評価	3
(2) 計画の推進体制	3
(3) 計画内容の周知徹底	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	4
1. 匝瑳市の現状.....	4
(1) 人口.....	4
(2) 家族や地域の状況	9
(3) 就業の状況.....	14
(4) 保育サービス等の提供状況.....	16
(5) 子ども・子育てをめぐる問題の動向	19
(6) 子育て支援サービス等の状況.....	20
2. ニーズ調査から見た子育ての状況.....	24
(1) 調査の概要.....	24
(2) 子育て家庭を取り巻く状況.....	25
(3) 保護者の就労状況	28
(4) 教育・保育事業について.....	32
(5) 子育ての悩みや各種施策について	37
3. 第1次計画の事業評価.....	42
(1) 評価の基準	42
(2) 評価結果.....	43
4. 匝瑳市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	44
(1) 保育サービスの確保と子育て支援の充実.....	44
(2) 子育てする保護者のための多様な支援の充実.....	44
(3) 子どもを育む、安全で安心できる場の整備.....	44

第3章 計画の基本的な考え方	45
1. 基本理念	45
2. 基本目標	46
基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり	46
基本目標2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり	46
基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり	46
3. 施策体系	47
第4章 施策の推進	48
基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり	48
(1)子育て家庭への支援	48
(2)子育てを地域で支える意識・体制づくり	55
基本目標2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり	58
(1)保護者と子どもの健康の確保、増進	58
(2)仕事と子育てが両立できる環境の整備	62
基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり	66
(1)子育てを支援する生活環境の整備	66
(2)安全対策の推進	67
(3)子どもが健やかに育つための環境づくり	70
第5章 量の見込みと確保方策	77
(1)教育・保育提供体制区域の設定	77
(2)教育・保育の量の見込み・確保方策	82
(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策	86
(4)教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	97
(5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	97
(6)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に する事項	98
参考資料	99
匝瑳市子ども・子育て会議条例	99
匝瑳市子ども・子育て会議 委員名簿	101
策定経過	102
用語集	103



第1章 計画の概要

1. 計画の策定にあたって

本市では、平成26年度（2014年度）に「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所等の教育・保育サービス、就学前の子どもの一時的預かりやつどいの広場等の地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ等の様々な子育て支援事業の提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下等様々な課題があり、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿確保が国全体で進められている状況となっています。今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革等、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子育てをする当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、本市の子どもとその保護者が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、第1次の「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況を検証し、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進していくため、「第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、全ての18歳未満の子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が令和2年（2020年）4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「匝瑳市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付け、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。





3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本方針に即して、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

【図表 計画の期間】

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
第1次計画						
	計画の策定	計画の期間				

4. 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定に際して、子育て中の保護者の意見やニーズを計画に反映させるため、未就学児童の保護者 973 人と就学児童の保護者 951 人の合計 1,924 人を対象として、「匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 第1次計画の事業評価

平成27年（2015年）3月に策定した子ども・子育て支援事業計画に掲げた施策の実施状況について、事業評価を行い、評価結果に基づいて、本計画の各施策の見直しを行いました。

(3) 「第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画策定ワーキンググループ」の開催

子ども・子育てに関する施策の協議、検討及び意見集約並びに連絡調整を行い、子ども・子育て支援事業計画の総合的かつ効率的な策定を図るため、市の子ども・子育て支援事業関係課の実務担当者により、計画の内容について協議しました。

(4) 「匝瑳市子育て支援対策委員会」の開催

本市の子ども・子育て支援施策を、総合的かつ効果的に推進するとともに、子育て支援に関する総合調整を図るため、市の子ども・子育て支援事業関係課の責任者により、計画の内容について審議しました。

(5) 「匝瑳市子ども・子育て会議」の開催

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、児童の保護者、子ども・子育て支援事業に従事する者及び学識経験者等で構成する「匝瑳市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議を重ねました。





5. 計画の進行管理

(1) 点検、評価

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には計画の見直しを行います。

(2) 計画の推進体制

進行管理にあたっては、匝瑳市子ども・子育て会議において、意見を聴くものとします。

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係機関とのネットワークを構築するとともに、匝瑳市子育て支援対策委員会において総合調整を行い、推進していきます。また、国、県の関係機関とも連携を図っていきます。

(3) 計画内容の周知徹底

本計画は、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組を実践・継続していけるよう、広報紙や市ホームページ等の多様な媒体を活用して本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。





第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 匝瑳市の現状

(1) 人口

1) 総人口の推移と推計人口

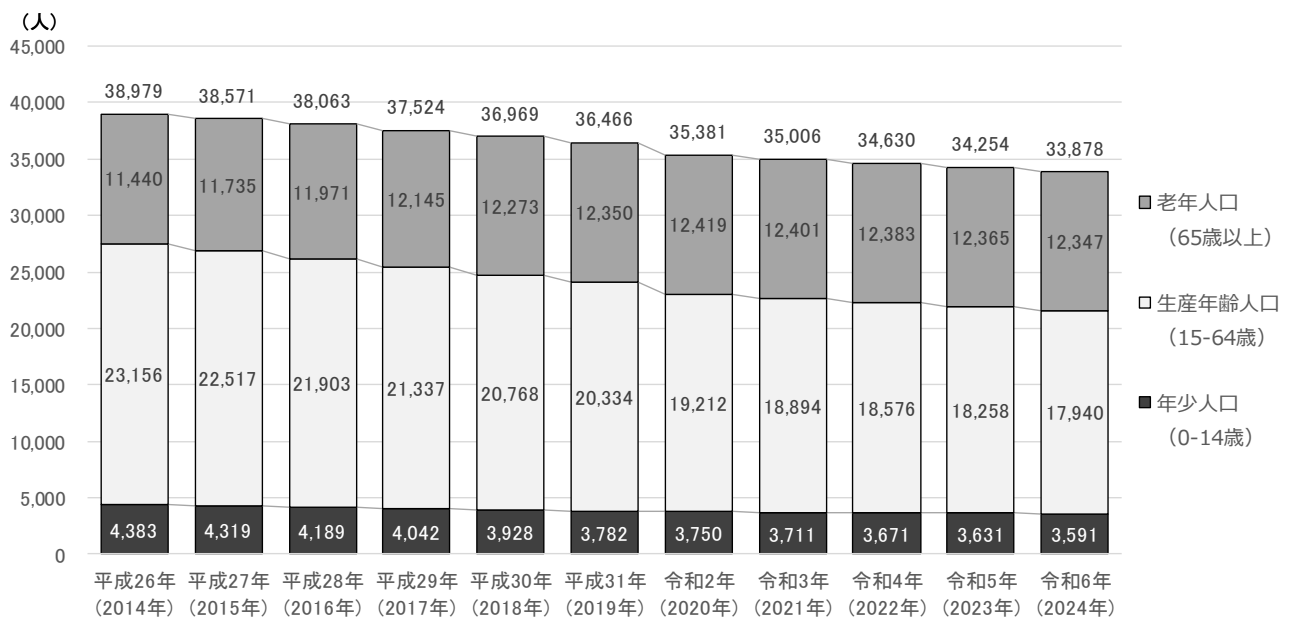
人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、第1次計画最終年度の平成31年（2019年）4月1日現在では37,000人を割り込んでいます。年齢別人口では、老年人口（65歳以上）は増加しており、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

推計人口をみると、総人口の減少傾向は続き、令和6年（2024年）には33,878人となる見込みです。

【図表 総人口の推移と推計人口】

（単位：人）

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年少人口 (0-14歳)	4,383	4,319	4,189	4,042	3,928	3,782	3,750	3,711	3,671	3,631	3,591
生産年齢人口 (15-64歳)	23,156	22,517	21,903	21,337	20,768	20,334	19,212	18,894	18,576	18,258	17,940
老年人口 (65歳以上)	11,440	11,735	11,971	12,145	12,273	12,350	12,419	12,401	12,383	12,365	12,347
総数	38,979	38,571	38,063	37,524	36,969	36,466	35,381	35,006	34,630	34,254	33,878



資料：平成26年（2014年）～平成31年（2019年）は「千葉県年齢別・町字別人口（4月1日現在）」の実績値、令和2年（2020年）以降は「匝瑳市人口ビジョン」を基に算出





2) 年齢3区分別人口割合の推移と推計

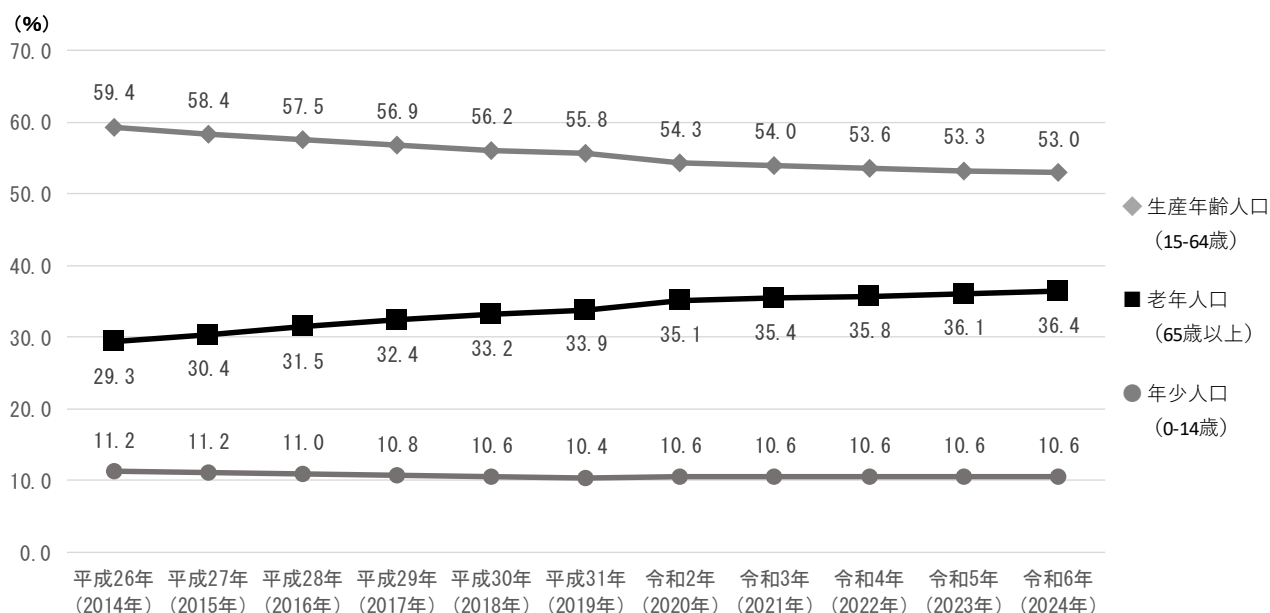
年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）割合は、やや減少傾向である一方、老年人口（65歳以上）割合は増加傾向となっています。

推計値をみると、今後も老年人口割合は増加が見込まれます。年少人口割合は横ばいの見込みです。

【図表 年齢3区分別人口割合の推移と推計人口】

(単位：％)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年少人口 (0-14歳)	11.2	11.2	11.0	10.8	10.6	10.4	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6
生産年齢人口 (15-64歳)	59.4	58.4	57.5	56.9	56.2	55.8	54.3	54.0	53.6	53.3	53.0
老年人口 (65歳以上)	29.3	30.4	31.5	32.4	33.2	33.9	35.1	35.4	35.8	36.1	36.4



資料：平成26年（2014年）～平成31年（2019年）は「千葉県年齢別・町字別人口（4月1日現在）」の実績値、令和2年（2020年）以降は「匝瑳市人口ビジョン」を基に算出





3) 18歳未満の子ども人口推移と推計

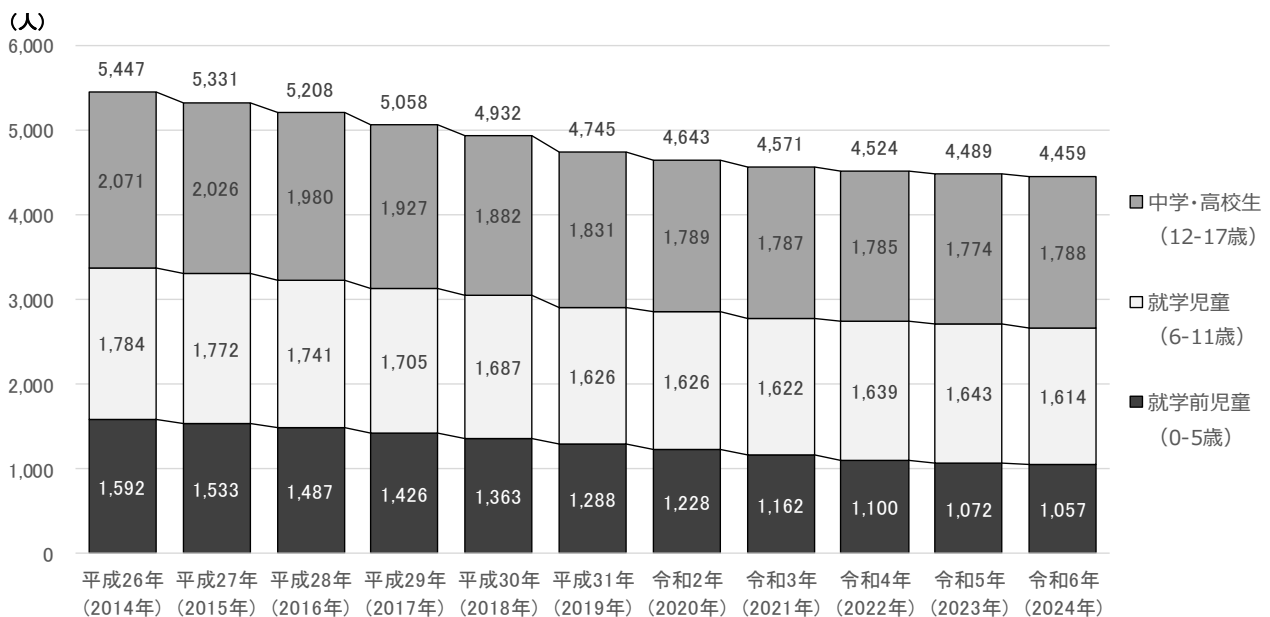
18歳未満の子ども人口は、0～5歳、6～11歳、12～17歳、それぞれの区分で減少しています。18歳未満の子ども人口は平成31年（2019年）で4,745人となっており、平成26年（2014年）から比べて702人減少しています。

推計値をみても人口は減少傾向であり、令和6年（2024年）には就学前児童（0～5歳）は1,057人、18歳未満の子ども全体では4,459人と見込まれます。

【図表 就学前児童・就学児童人口の推移と推計】

（単位：人）

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
就学前児童 (0-5歳)	1,592	1,533	1,487	1,426	1,363	1,288	1,228	1,162	1,100	1,072	1,057
就学児童 (6-11歳)	1,784	1,772	1,741	1,705	1,687	1,626	1,626	1,622	1,639	1,643	1,614
中学・高校生 (12-17歳)	2,071	2,026	1,980	1,927	1,882	1,831	1,789	1,787	1,785	1,774	1,788
総数	5,447	5,331	5,208	5,058	4,932	4,745	4,643	4,571	4,524	4,489	4,459



資料：平成26年（2014年）～平成31年（2019年）は「千葉県年齢別・町字別人口（4月1日現在）」の実績値、令和2年（2020年）以降は「匝瑳市人口ビジョン」を基に算出





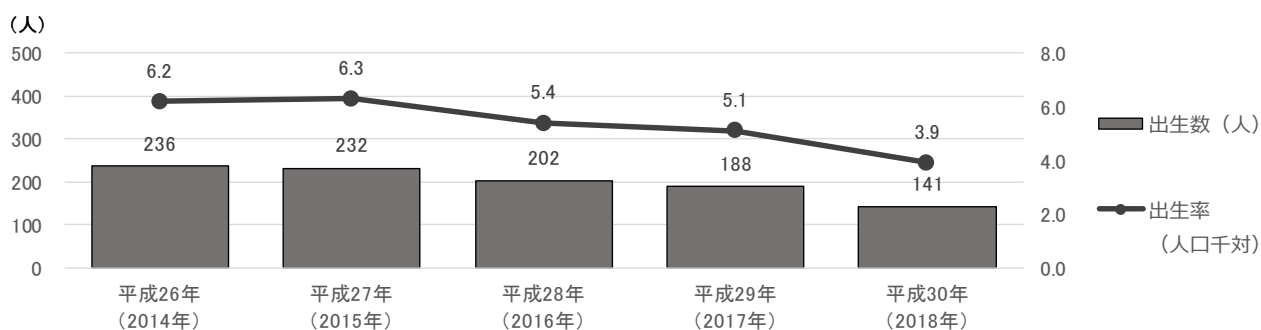
4) 出生数と合計特殊出生率

最近5年間の出生数は、減少傾向にあります。出生率（人口千対）も減少傾向であり、平成30年（2018年）は4.0を割り込んでいます。

合計特殊出生率も減少傾向にあり、平成30年（2018年）では0.98と1.00を割り込んでおり、千葉県と比較して0.36ポイント、全国比では0.44ポイント低くなっています。

【図表 出生数と出生率の推移】

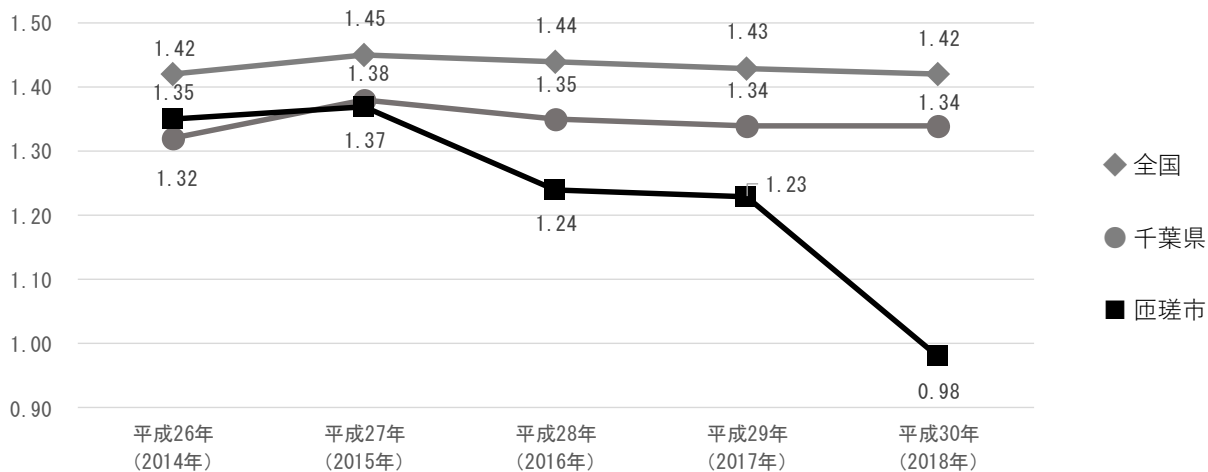
	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
出生数(人)	236	232	202	188	141
出生率 (人口千対)	6.2	6.3	5.4	5.1	3.9



資料：千葉県人口動態統計

【図表 合計特殊出生率推移（県・国との比較）】

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
匝瑳市	1.35	1.37	1.24	1.23	0.98
千葉県	1.32	1.38	1.35	1.34	1.34
全国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42



資料：千葉県人口動態統計





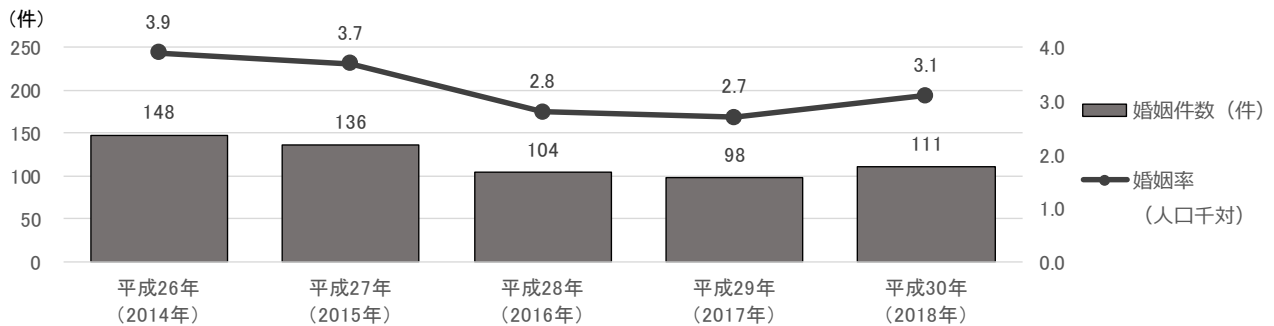
5) 婚姻の動向

婚姻件数については、平成26年(2014年)の148件をピークに減少しており、平成29年(2017年)では100件を割り込んでいますが、平成30年(2018年)では増加し、婚姻件数は111件、婚姻率は3.1となっています。

離婚件数と離婚率については、平成26年(2014年)の31件から増加し、平成29年(2017年)では65件となっていますが、平成30年(2018年)では減少し、離婚件数は45件、離婚率は1.2となっています。

【図表 婚姻件数と婚姻率】

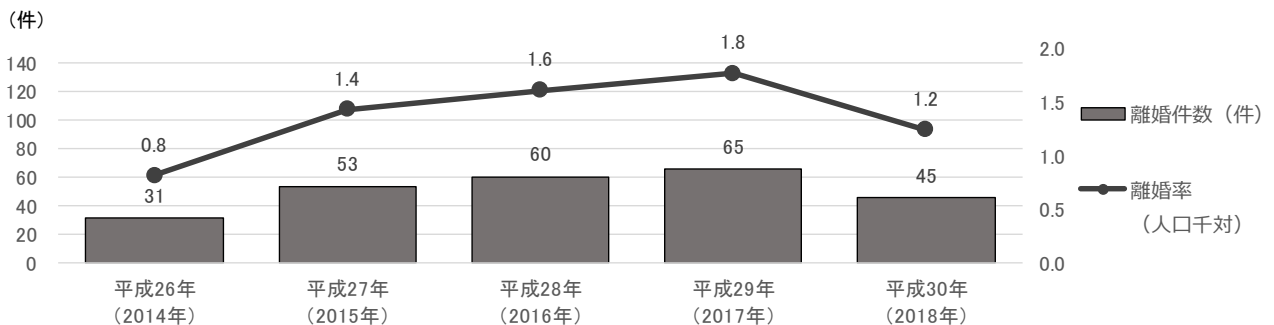
	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
婚姻件数(件)	148	136	104	98	111
婚姻率 (人口千対)	3.9	3.7	2.8	2.7	3.1



資料：千葉県人口動態統計

【図表 離婚件数と離婚率】

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
離婚件数(件)	31	53	60	65	45
離婚率 (人口千対)	0.8	1.4	1.6	1.8	1.2



資料：千葉県人口動態統計





(2) 家族や地域の状況

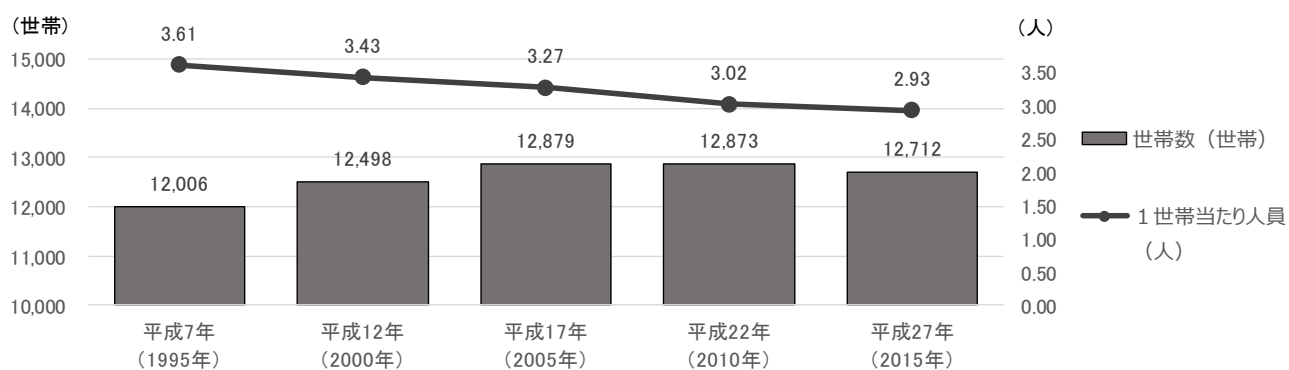
1) 世帯数と平均世帯人員の状況

世帯数の推移をみると、平成 17 年（2005 年）をピークに、平成 22 年（2010 年）以降減少しています。

1 世帯当たりの平均世帯人員は、減少傾向が続いており、平成 27 年（2015 年）では 2.93 人と 3 人を割り込んでいます。

【図表 世帯数と平均世帯人員の推移】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
世帯数(世帯)	12,006	12,498	12,879	12,873	12,712
1世帯当たり人員(人)	3.61	3.43	3.27	3.02	2.93



資料：国勢調査





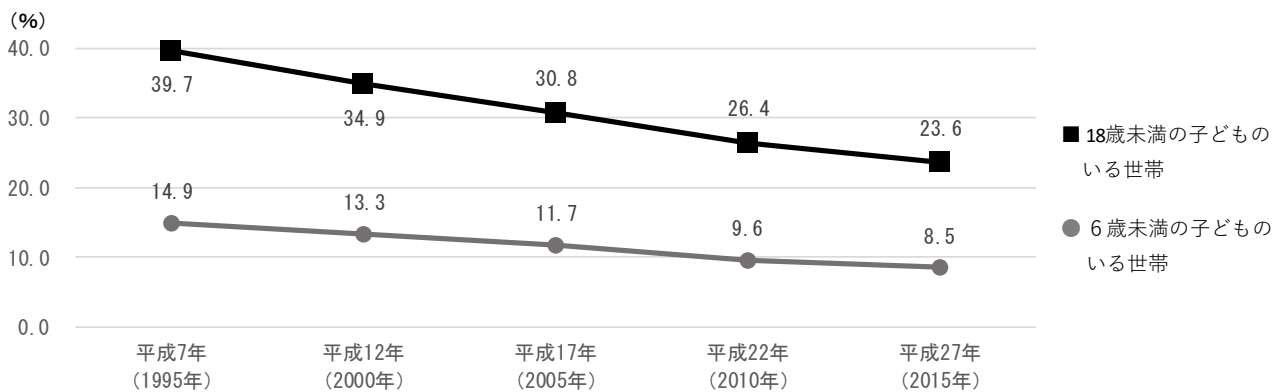
2) 子どものいる世帯数の推移

子どものいる世帯数の推移をみると、18歳未満の子どものいる世帯数と6歳未満の子どものいる世帯数ともに減少傾向にあります。

【図表 子どものいる世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯	11,991	12,423	12,667	12,845	12,673
18歳未満の子どものいる世帯	4,765	6,335	3,896	3,395	2,986
(%)	39.7	34.9	30.8	26.4	23.6
6歳未満の子どものいる世帯	1,787	1,648	1,481	1,231	1,075
(%)	14.9	13.3	11.7	9.6	8.5



資料：国勢調査





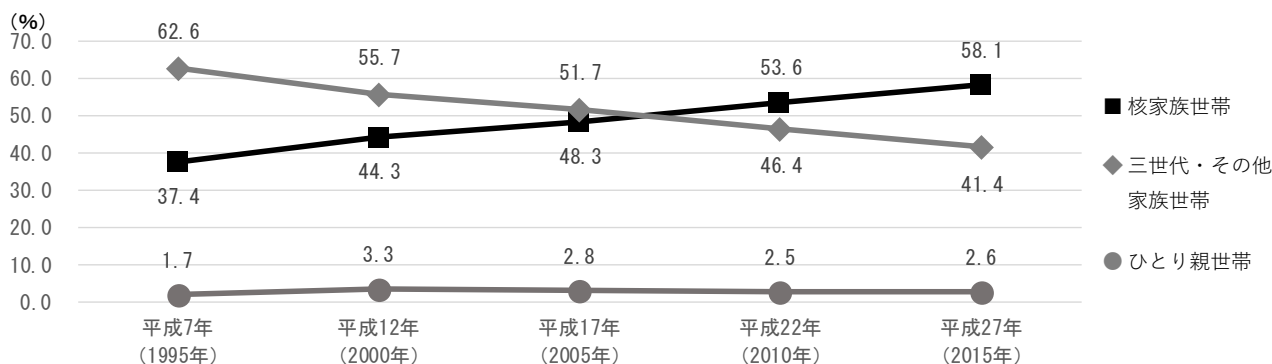
3) 子どものいる世帯の家族類型の推移

6歳未満の子どものいる世帯も18歳未満の子どものいる世帯も核家族世帯の割合は増加傾向にあり、平成22年（2010年）以降は半数を超えています。

【図表 6歳未満の子どものいる世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
6歳未満の子どものいる世帯	1,787	1,647	1,481	1,231	1,075
核家族世帯	669	729	716	660	625
(%)	37.4	44.3	48.3	53.6	58.1
ひとり親世帯	30	54	41	31	28
(%)	1.7	3.3	2.8	2.5	2.6
三世代・その他家族世帯	1,118	918	765	571	445
(%)	62.6	55.7	51.7	46.4	41.4

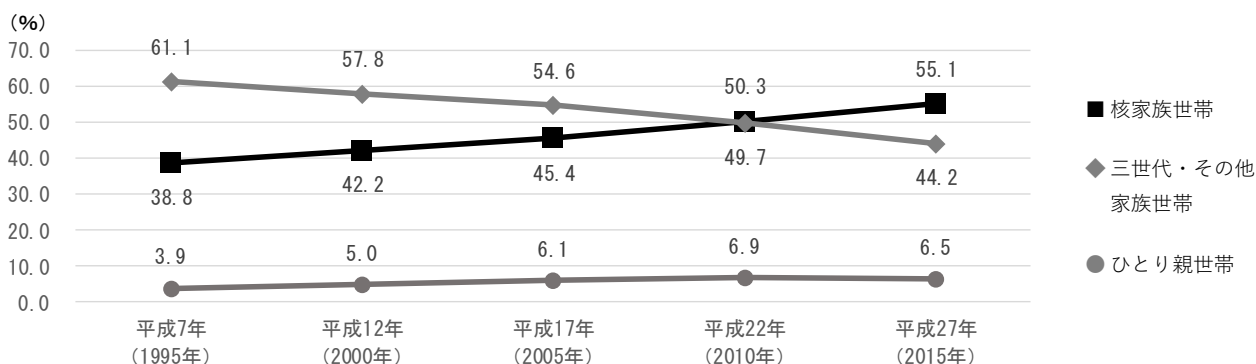


資料：国勢調査

【図表 18歳未満の子どものいる世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
18歳未満の子どものいる世帯	5,882	4,335	3,896	3,395	2,986
核家族世帯	1,850	1,829	1,770	1,708	1,646
(%)	38.8	42.2	45.4	50.3	55.1
ひとり親世帯	186	217	239	234	194
(%)	3.9	5.0	6.1	6.9	6.5
三世代・その他家族世帯	2,913	2,506	2,126	1,687	1,319
(%)	61.1	57.8	54.6	49.7	44.2



資料：国勢調査





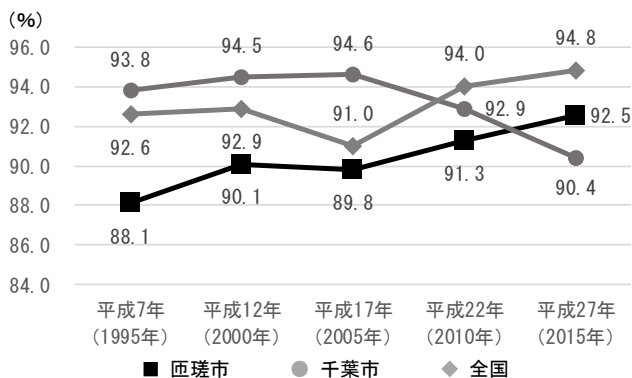
4) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、男女ともに年々未婚率が高くなる傾向がみられ、特に男性は、平成22年(2010年)以降40～44歳の未婚率が30%を超える高い割合となっています。女性も増加傾向にはありますが、千葉県や全国と比べると低くなっています。

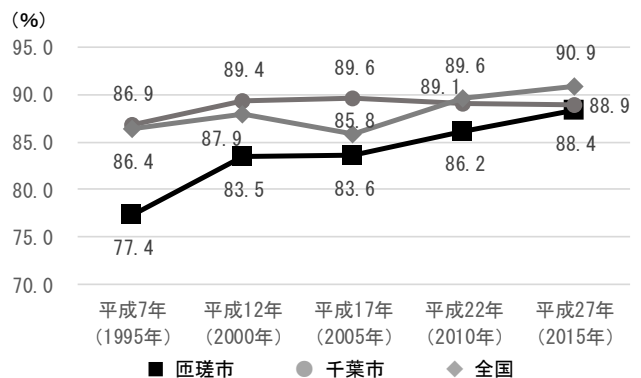
また、20～30歳代の未婚率の推移をみると、男女ともに年々晩婚化が進んでいます。

【図 未婚率の推移】

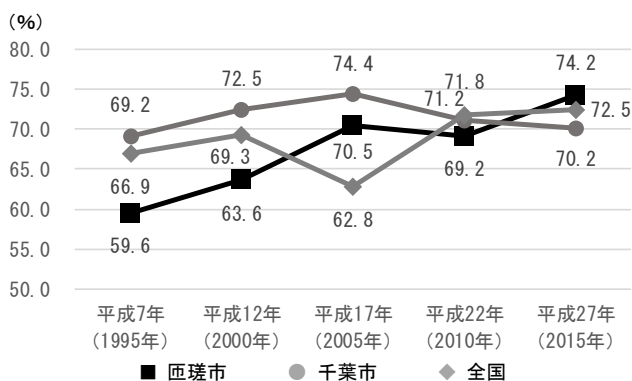
<20～24 歳 男性>



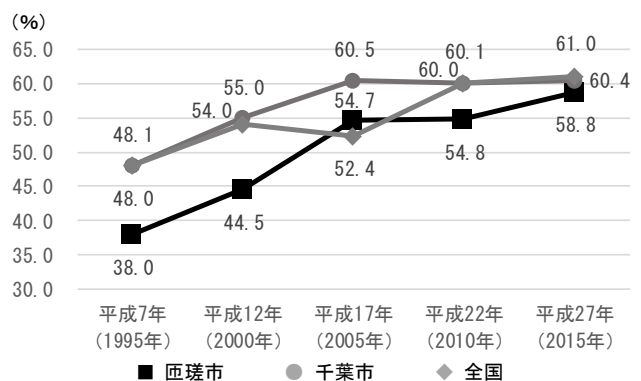
<20～24 歳 女性>



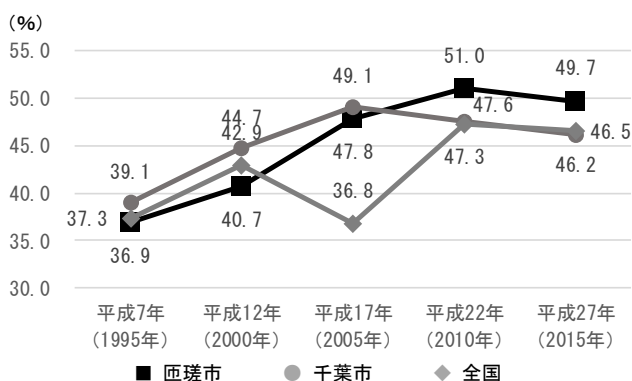
<25～29 歳 男性>



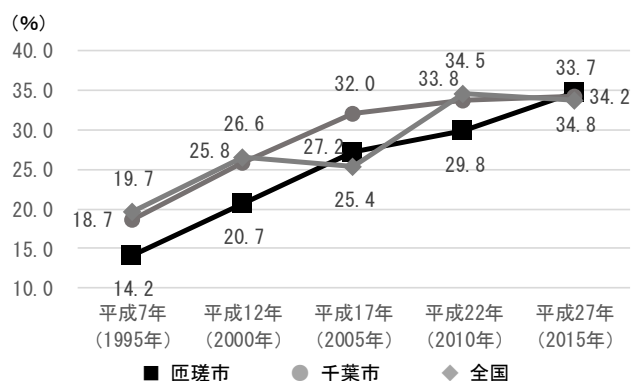
<25～29 歳 女性>



<30～34 歳 男性>

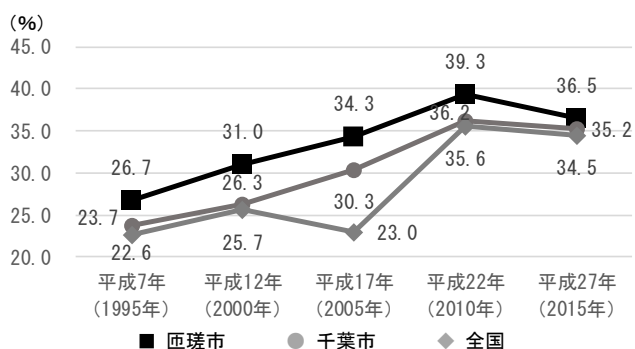


<30～34 歳 女性>

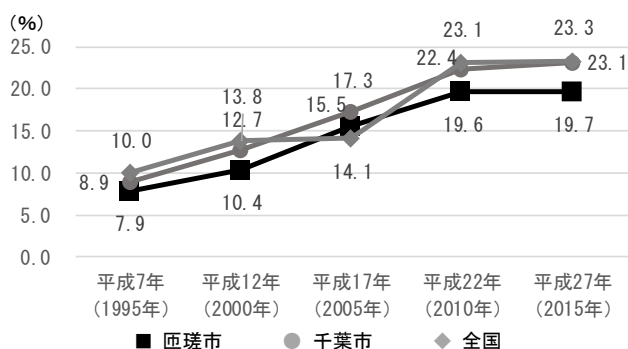




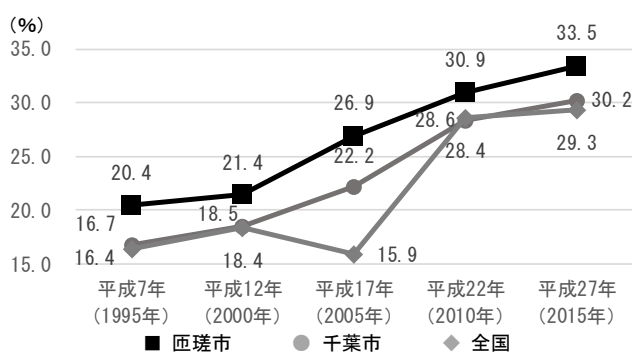
<35～39 歳 男性>



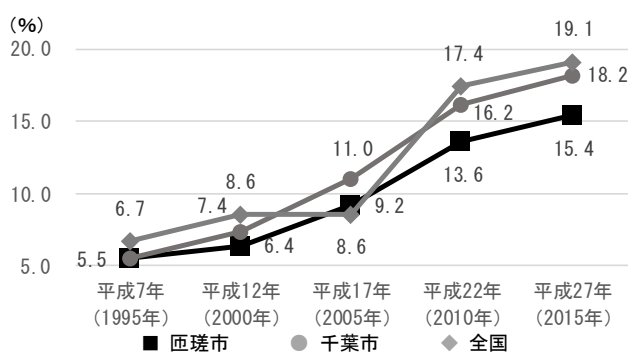
<35～39 歳 女性>



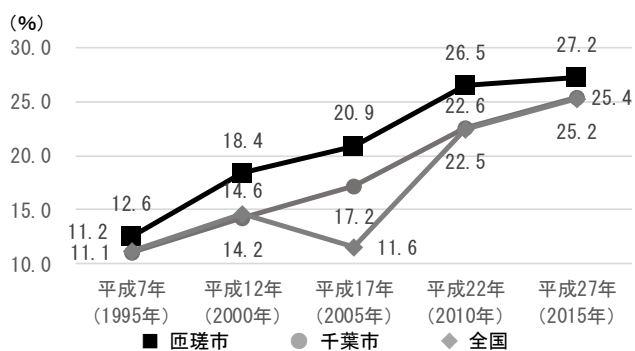
<40～44 歳 男性>



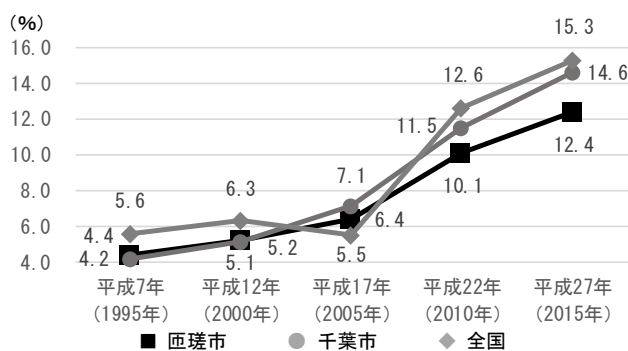
<40～44 歳 女性>



<45～49 歳 男性>



<48～49 歳 女性>



資料：国勢調査





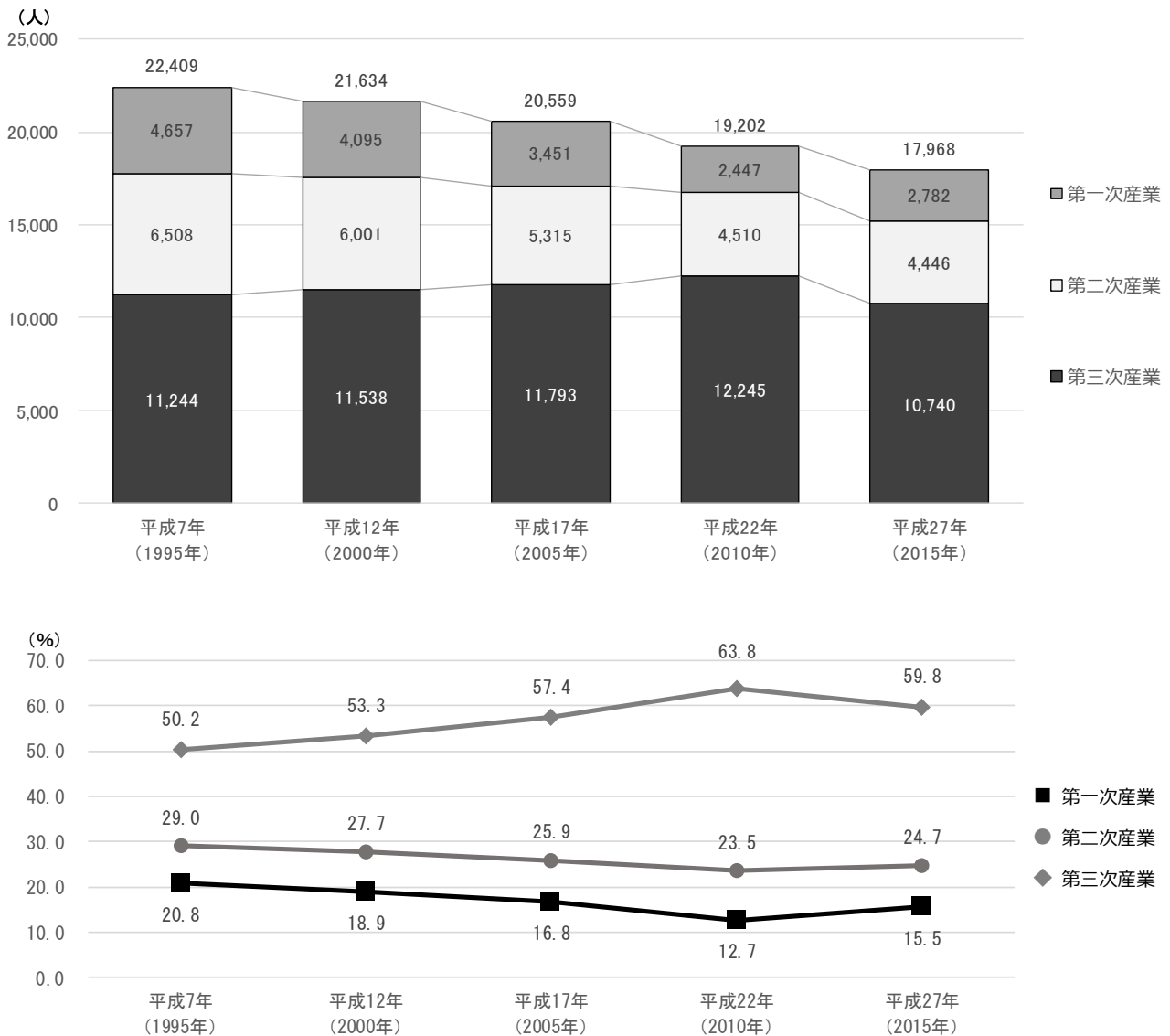
(3) 就業の状況

1) 産業構造別就業率

産業構造別就業率の推移は、就業人口は全体として減少傾向です。産業別の割合において平成 22 年（2010 年）までは、第 1 次・第 2 次産業の割合が減少し第 3 次産業の割合が上昇していましたが、平成 27 年（2015 年）では、第 1 次・第 2 次産業が増加し、第 3 次産業が減少しています。

【図表 産業構造別就業率の推移】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総数 (人)	22,409	21,634	20,559	19,202	17,968
第一次産業 (人)	4,657	4,095	3,451	2,447	2,782
(%)	20.8	18.9	16.8	12.7	15.5
第二次産業 (人)	6,508	6,001	5,315	4,510	4,446
(%)	29.0	27.7	25.9	23.5	24.7
第三次産業 (人)	11,244	11,538	11,793	12,245	10,740
(%)	50.2	53.3	57.4	63.8	59.8



資料：国勢調査





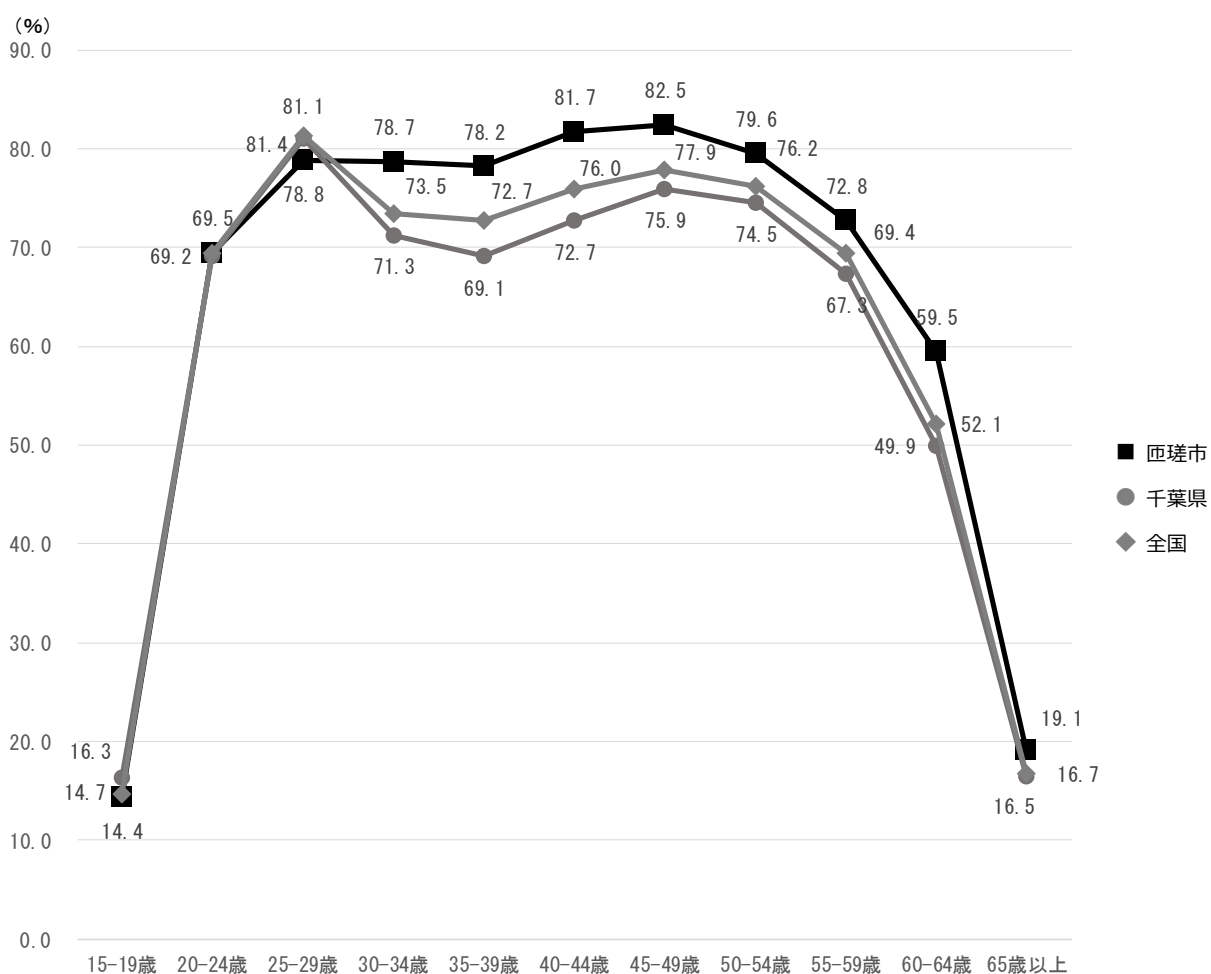
2) 女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率をみると、全国的な傾向と同様に、20 歳代後半から 30 歳代前半にかけての子育て期間にいったん低下し、40 歳代には再び上昇するM字カーブを描きますが、全国と比較すると 30 歳代でも高い就業率になっています。

【図表 女性の年齢別就業率の推移（県・国との比較）】

（単位：％）

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
匝瑳市	14.4	69.5	78.8	78.7	78.2	81.7	82.5	79.6	72.8	59.5	19.1
千葉県	16.3	69.2	81.1	71.3	69.1	72.7	75.9	74.5	67.3	49.9	16.5
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7



資料：平成 27 年（2015 年）国勢調査





(4) 保育サービス等の提供状況

保育サービス等の施設一覧は P.77 に記載

1) 匝瑳市にある保育所・幼稚園等の提供状況

本市には、平成31年（2019年）現在、私立認定こども園が1か所、公立保育所が4か所、私立保育園が7か所あります。入所児童数は、平成29年（2017年）の953人をピークに減少しており、平成31年（2019年）は899人となっています。年齢別にみると平成31年（2019年）は5歳児が211人と最も多くなっています。

【表 認可保育所等の状況】

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
公 立	施設数（か所）	4	4	4	4	4
	定員数（人）	300	300	300	300	300
	入所児童数（人）	227	247	250	245	233
	産休明け～6か月	0	0	0	0	0
	0歳児	6	14	5	6	6
	1歳児	24	34	45	32	28
	2歳児	42	36	46	52	41
	3歳児	58	53	43	55	58
	4歳児	47	61	51	44	53
	5歳児	50	49	60	56	47
		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
私 立	施設数（か所）※	7	7	7	8	8
	定員数（人）	600	600	600	664	664
	入所児童数（人）	661	683	703	688	666
	産休明け～6か月	0	0	0	0	0
	0歳児	31	23	22	18	17
	1歳児	85	87	90	73	79
	2歳児	105	122	123	143	102
	3歳児	145	142	159	150	152
	4歳児	136	161	147	164	152
	5歳児	159	148	162	140	164

※ 私立の施設数に認定こども園の1か所を含む。

資料：福祉課（各年4月1日現在）

【表 保育所等の児童数と入所率の推移】

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
定員（人）	900	900	900	964	964
入所児童数（人）	888	930	953	933	899
入所率（%）	98.7	103.3	105.9	96.8	93.3

資料：福祉課（各年4月1日現在）





本市には、公立幼稚園が2か所あります。

【表 幼稚園の状況】

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
施設数	公立	2	2	2	2	2
	私立	1	1	1	0	0
3歳児（人）		46	39	38	23	13
4歳児（人）		48	40	36	24	22
5歳児（人）		33	48	43	26	24
合計		127	127	117	73	59

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

2) 小中学校の状況

本市には、公立小学校が10校、中学校が3校あります。

小学校の児童数、中学校の生徒数ともに減少しており、令和元年（2019年）では、小学校の児童数は1,594人、中学校の生徒数は840人となっています。

【表 小学校の児童数、中学校の生徒数の推移】（単位：人）

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
小学校 児童数	男子	848	834	820	815	796
	女子	894	877	858	836	798
	合計	1,742	1,711	1,678	1,651	1,594
中学校 生徒数	男子	535	489	447	407	398
	女子	455	447	452	444	442
	合計	990	936	899	851	840

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

3) 学童保育（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の状況

本市には、放課後児童クラブが12か所、放課後子ども教室が3か所あります。

総児童数は減少していますが、在籍児童数は増加しており、在籍割合は平成27年（2015年）には28.8%であったものが、令和元年（2019年）は36.0%と7.2ポイント上昇しています。

【表 放課後児童クラブの状況】（単位：人）

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
放課後児童クラブ数	11	11	11	12	12
指導員数	35	35	35	37	42
定員	455	455	455	475	475
在籍児童数	511	512	555	561	601
総児童数	1,742	1,711	1,678	1,651	1,594
在籍割合(%)	28.8	29.4	32.4	33.2	36.0

資料：学校教育課（各年5月1日現在）





放課後こども教室は、平成 30 年（2018 年）の 134 人をピークに増加傾向でしたが、令和元年（2019 年）ではやや減少しています。

【表 放課後こども教室の状況】

（単位：人）

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
定員	120	120	120	120	120
在籍児童数	78	107	132	134	127

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

4) 公園と児童遊園

本市の公園数は、平成 28 年（2016 年）に 1 園増加し、街区公園が 9 か所、近隣公園が 3 か所、地区公園が 1 か所、その他公園が 1 か所、児童遊園が 12 か所と合計 26 か所となっています。

【表 公園と児童遊園数】

（単位：箇所）

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
公園	街区公園	9	9	9	9
	近隣公園	2	3	3	3
	地区公園	1	1	1	1
	その他公園	1	1	1	1
児童遊園		12	12	12	12
合計		25	26	26	26

資料：都市整備課





(5) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

1) 児童虐待相談取扱い件数

児童虐待の相談取扱い件数は、千葉県は増加傾向にあり、本市でも、平成 29 年度（2017 年度）に 61 件まで増加していましたが、平成 30 年度（2018 年度）では 35 件と減少しています。

【表 児童虐待相談取扱い件数（市・県）】

（単位：件）

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
身体的虐待	匝瑳市	4	8	11	6	3
	千葉県	1,520	1,383	1,733	1,643	1,985
ネグレクト (養育困難等)	匝瑳市	5	4	18	34	18
	千葉県	1,390	1,441	1,605	1,642	1,813
性的虐待	匝瑳市	1	0	2	1	0
	千葉県	88	93	94	120	118
心理的虐待	匝瑳市	7	21	23	20	14
	千葉県	2,175	2,651	3,343	3,406	3,631
合計	匝瑳市	17	33	54	61	35
	千葉県	5,173	5,568	6,775	6,811	7,547

資料：福祉課（各年度末実績）

2) いじめ・不登校の状況

いじめ認知件数については、国の示す定義の変更とより積極的ないじめの認知により、平成 30 年度（2018 年度）の 102 件が最も多くなっています。不登校件数については、平成 27 年度（2015 年度）の 28 件をピークに減少しており、平成 30 年度（2018 年度）では 24 件となっています。本市ではスクールカウンセラーの配置等による教育相談体制の充実、学校、家庭、地域の関係機関等の連携により、いじめや不登校問題に取り組んでいます。

【表 いじめ・不登校件数（小中学校）】

（単位：件）

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
いじめ認知件数	61	62	82	94	102
不登校件数	20	28	24	25	24

資料：学校教育課（各年度末実績）





(6) 子育て支援サービス等の状況

1) 民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

民生委員・児童委員と主任児童委員の合計は、平成31年（2019年）は87人で、県の配置基準人数を満たしています。

【表 民生委員・児童委員数】

（単位：人）

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
民生委員・児童委員数	74	74	74	74	74
男性委員数	62	62	60	60	60
女性委員数	12	12	14	14	14
主任児童委員数	13	13	12	13	13
合計委員数	87	87	86	87	87

資料：福祉課（各年4月1日現在）

2) 母子・保健サービスの提供状況

母子健康手帳交付、妊婦・産婦・未熟児・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問について、前述の出生数の減少とともに、減少傾向となっています。乳児・幼児訪問指導は平成29年度（2017年度）に179件に増加しましたが、平成30年度（2018年度）では151件と減少しています。

【表 2-1-6-2-1 訪問相談等の実施状況】

（単位：件）

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
母子健康手帳交付件数	259	249	216	168	198
妊婦・産婦・未熟児・新生児訪問件数	305	303	254	280	243
こんにちは赤ちゃん訪問件数	233	227	186	188	144
乳児※・幼児訪問指導件数	99	113	151	179	151

※乳児は、こんにちは赤ちゃん訪問以外の乳児

資料：健康管理課（各年度末実績）

【表 定期健康診査の受診状況】

（単位：人）

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
4か月児健診	対象者数	235	228	204	197	158
	受診者数	230	221	200	191	162
	受診率(%)	97.9	96.9	98.0	97.0	102.5
1歳6か月児健診	対象者数	260	242	227	205	204
	受診者数	257	235	230	195	197
	受診率(%)	98.8	97.1	101.3	95.1	96.6
3歳児健診	対象者数	267	247	265	251	240
	受診者数	263	234	254	249	228
	受診率(%)	98.5	94.7	95.8	99.2	95.0

資料：千葉県母子健康事業実績報告（各年度末実績）





【表 歯科健康診査と罹患率の状況】

(単位：人)

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
1歳6か月児 歯科健診	受診者数	256	236	230	195	197
	う歯あり	3	1	2	2	0
	罹患率(%)	1.2	0.4	0.9	1.0	0.0
2歳児歯科健診	受診者数	221	249	220	210	203
	う歯あり	12	16	16	12	12
	罹患率(%)	5.4	6.4	7.3	5.7	5.9
3歳児歯科健診	受診者数	253	210	242	229	221
	う歯あり	41	20	43	30	31
	罹患率(%)	16.2	9.5	17.8	13.1	14.0

資料：市町村歯科健康診査実績報告書、千葉県母子健康事業実績報告（各年度末実績）

【表 予防接種の状況】

(単位：人)

			平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
不活性化ポリオ	初回	第1回	8	1	0	0	0
		第2回	16	4	1	1	0
		第3回	14	8	3	2	1
	追加		88	21	7	7	3
三種混合	第1期	第1回	0	0	0	0	0
		第2回	0	0	0	0	0
		第3回	3	0	0	0	0
	第1期追加		38	0	0	0	0
四種混合	第1期	第1回	242	229	200	198	148
		第2回	235	225	211	188	161
		第3回	233	223	219	192	157
	第1期追加		245	218	234	211	207
麻疹風疹混合 (MR)	第1期		257	225	233	195	188
	第2期		293	260	243	262	233
日本脳炎	第1期	第1回	292	260	485	281	206
		第2回	289	267	459	296	213
	第1期追加		294	268	260	400	383
	第2期		248	64	544	528	300
BCG			237	227	207	193	154
二種混合			327	294	285	288	284

資料：健康管理課（各年度末実績）





妊産婦関係の教室は、平成 29 年度（2017 年度）まではマタニティ教室のみでしたが、平成 30 年度（2018 年度）に産婦の教室を始めたことから、開催回数、延べ参加人数ともに増加しています。

その他の各種教室・相談等については、ことばの相談以外、開催回数はほぼ横ばいで推移しています。延べ参加人数をみると、平成 30 年度（2018 年度）において乳幼児健康相談と親子料理教室、発達相談、ことばの相談は増加していますが、それ以外は減少しています。

【表 各種教室・相談等の状況】

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
妊産婦関係の教室	開催回数(回)	9	9	9	9	14
	延べ参加人数(人)	167	130	121	115	152
乳幼児健康相談 (就学前の子)	開催回数(回)	12	10	10	10	10
	延べ参加人数(人)	149	145	152	148	177
離乳食教室 (5か月～11か月の乳児をもつ保護者)	開催回数(回)	6	6	6	6	6
	延べ参加人数(人)	93	69	101	84	63
わんぱくクッキング (2歳以上の幼児と保護者)	開催回数(回)	6	6	6	5	6
	延べ参加人数(人)	121	143	154	106	86
親子料理教室 (小学校低学年と保護者)	開催回数(回)	13	12	12	13	13
	延べ参加人数(人)	467	432	415	453	465
すくすく歯っぴい (1歳児歯科相談)	開催回数(回)	10	10	10	10	9
	延べ参加人数(人)	214	212	200	173	164
歯磨き巡回指導 (幼稚園・保育園・小学校)	開催回数(回)	16	18	18	19	18
	延べ参加人数(人)	893	897	882	864	822
発達相談 (心理発達相談員による)	開催回数(回)	49	46	46	44	45
	延べ参加人数(人)	157	144	139	134	153
ことばの相談 (就学前の子)	開催回数(回)	17	17	17	14	13
	延べ参加人数(人)	34	29	25	14	20

資料：健康管理課

地域子育て支援拠点事業について、開催回数は平成 28 年度（2016 年度）以降ほぼ横ばいで推移していましたが、平成 30 年度（2018 年度）からあかしあこども園でも事業が開始され、増加しています。延べ参加人数は、平成 30 年度（2018 年度）に 6,848 人となっており、前年と比べて減少しています。

【表 交流事業】

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
地域子育て 支援拠点事業	開催回数(回)	303	308	313	315	458
	延べ参加人数(人)	8,661	8,797	6,919	7,257	6,848

資料：福祉課





3) 各種手当・助成受給の状況

各種手当受給者の受給状況をみると、平成31年（2019年）において、前年と比べ、特別児童扶養手当以外は減少しています。

【表 各種手当の受給状況】

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
児童手当(世帯)※1	2,366	2,301	2,196	2,127	2,056
児童扶養手当(人)※2	208	166	146	158	127
特別児童扶養手当(人)※3	60(62)	59(61)	58(61)	68(71)	77(81)
障害児福祉手当(人)※4	30	28	26	25	24

※1 各年6月現況届対象世帯数

※2 各年3月末(支給停止者除く)人数

※3 各年3月末人数()内は児童数

※4 各年3月末(支給停止者除く)人数

資料：福祉課

子ども医療費助成は、平成30年10月1日から高校生世代まで対象を拡大したことから、増加しています。

ひとり親家庭等医療費助成は、平成26年（2014年）をピークに減少していましたが、平成30年（2018年）では増加しています。

【表 各種助成の受給状況】

(単位：人)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
子ども医療費助成※1	4,642	4,542	4,372	4,253	4,945
ひとり親家庭等医療費等助成	264	260	167	156	237
自立支援医療(精神通院)※2	8	10	8	7	6
自立支援医療(育成医療)※3	6	7	2	3	4

※1 各年4月1日現在、高校生世代以下で有効な受給者証の所有者数

※2 各年度中の決定数

資料：福祉課・健康管理課





2. ニーズ調査から見た子育ての状況

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

本計画策定のための基礎資料として、本市における保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態を把握することを目的に実施しました。

2) 調査設計

- 調査地域 匠瑳市全域
- 調査対象 ①市内在住の0歳～5歳の就学前児童の保護者
②市内在住の小学1年生～6年生の児童の保護者
- 標本数 1,924人（内訳：①973人、②951人）
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送配布及び郵送回収による郵送調査法
- 調査時期 平成30年（2018年）12月19日（水）
～平成31年（2019年）1月15日（火）

3) 回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童（0歳～5歳）	973	422	43.4%
就学児童（小学生）	951	375	39.4%
合計	1,924	797	41.4%

4) 調査結果の表記について

- 集計結果は、小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%にならないことがあります。複数回答を求めた設問は、回答者に対する割合を示しているため、合計値は100%を超えます。
- 文中に示す「n」は、各設問の回答者数です。
- 本文中の結果は百分率（%）で表していますが、比較等の場合はポイントという表現を用いています。



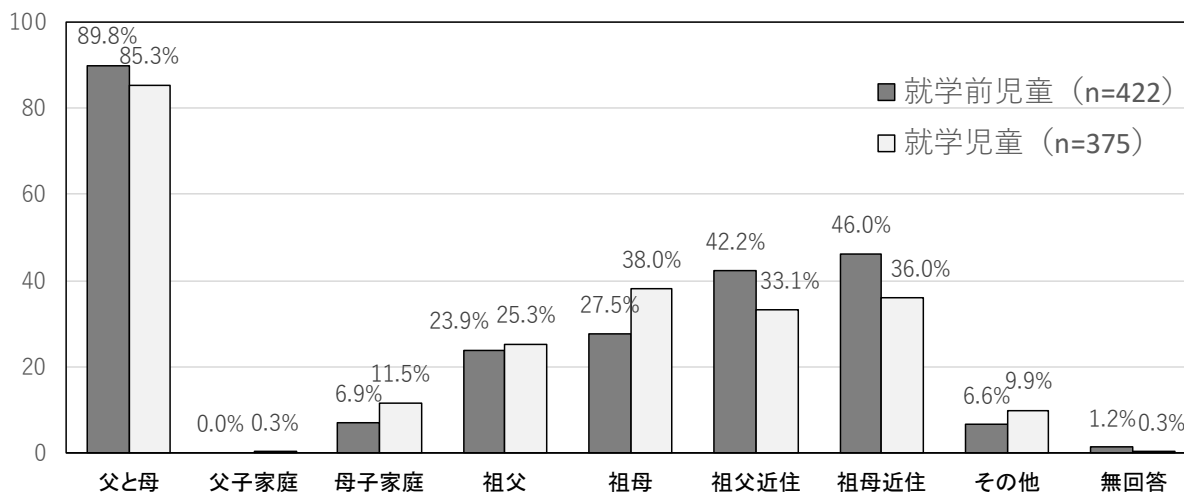


(2) 子育て家庭を取り巻く状況

1) 一緒に住んでいる人、近隣に住んでいる人

就学前児童、就学児童ともに、「両親と一緒に住んでいる」がほとんどを占めており、祖父母も同居または近くに住んでいますが、約2割が父と母のみとなっています。

【図 一緒に住んでいる人、近隣に住んでいる人】



【表 一緒に住んでいる人、近隣に住んでいる人の詳細】

【詳細】

(単位：%)

就学前児童 (n=422)	同居している		近くに住んでいる		どちらもない
	祖父	祖母	祖父	祖母	
父と母	20.4	22.5	41.0	44.5	20.1
父子家庭	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
母子家庭	3.3	4.0	0.9	0.9	1.4

(単位：%)

就学児童 (n=375)	同居している		近くに住んでいる		どちらもない
	祖父	祖母	祖父	祖母	
父と母	21.1	28.8	29.3	32.8	21.6
父子家庭	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
母子家庭	3.5	5.3	3.7	3.2	2.4

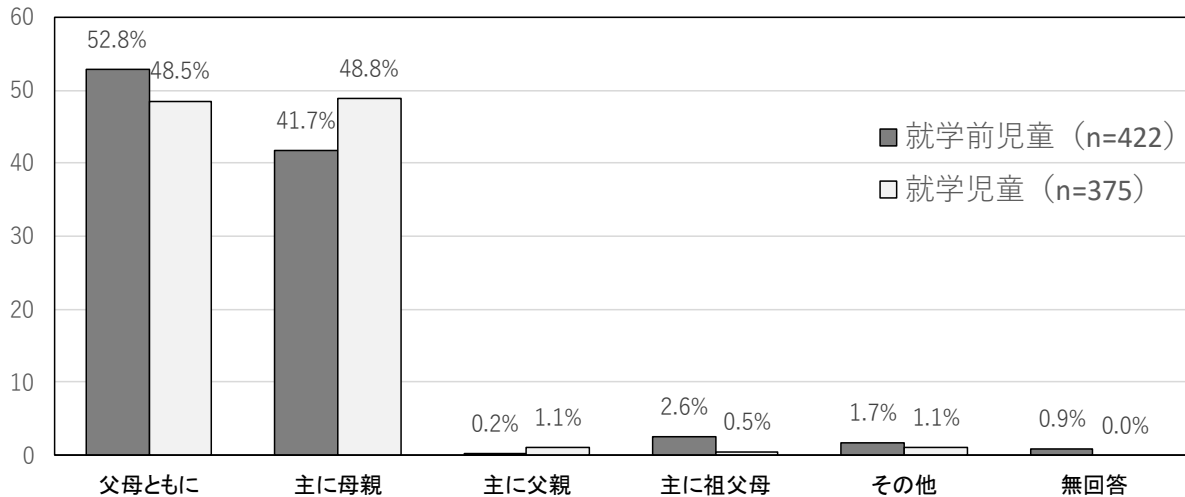




2) 子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方

子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方は、就学前児童、就学児童ともに「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっており、この2つでほとんどを占めています。

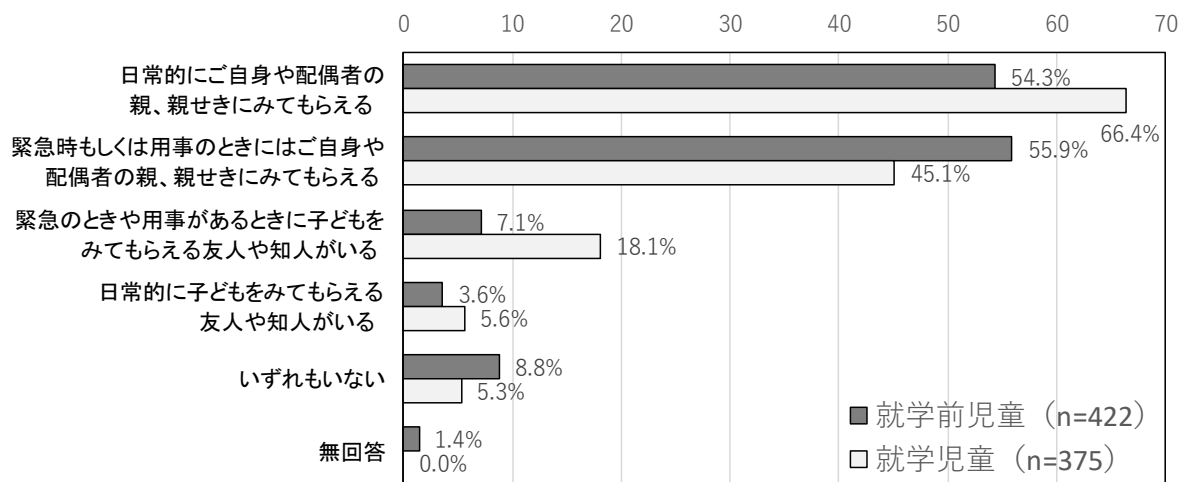
【図 子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方】



3) 日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無は、就学前児童では、「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が最も多く、次いで「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」となっています。就学児童は逆に「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が最も多く、次いで「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」となっています。また、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」が約2割となっています。

【図 日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無】

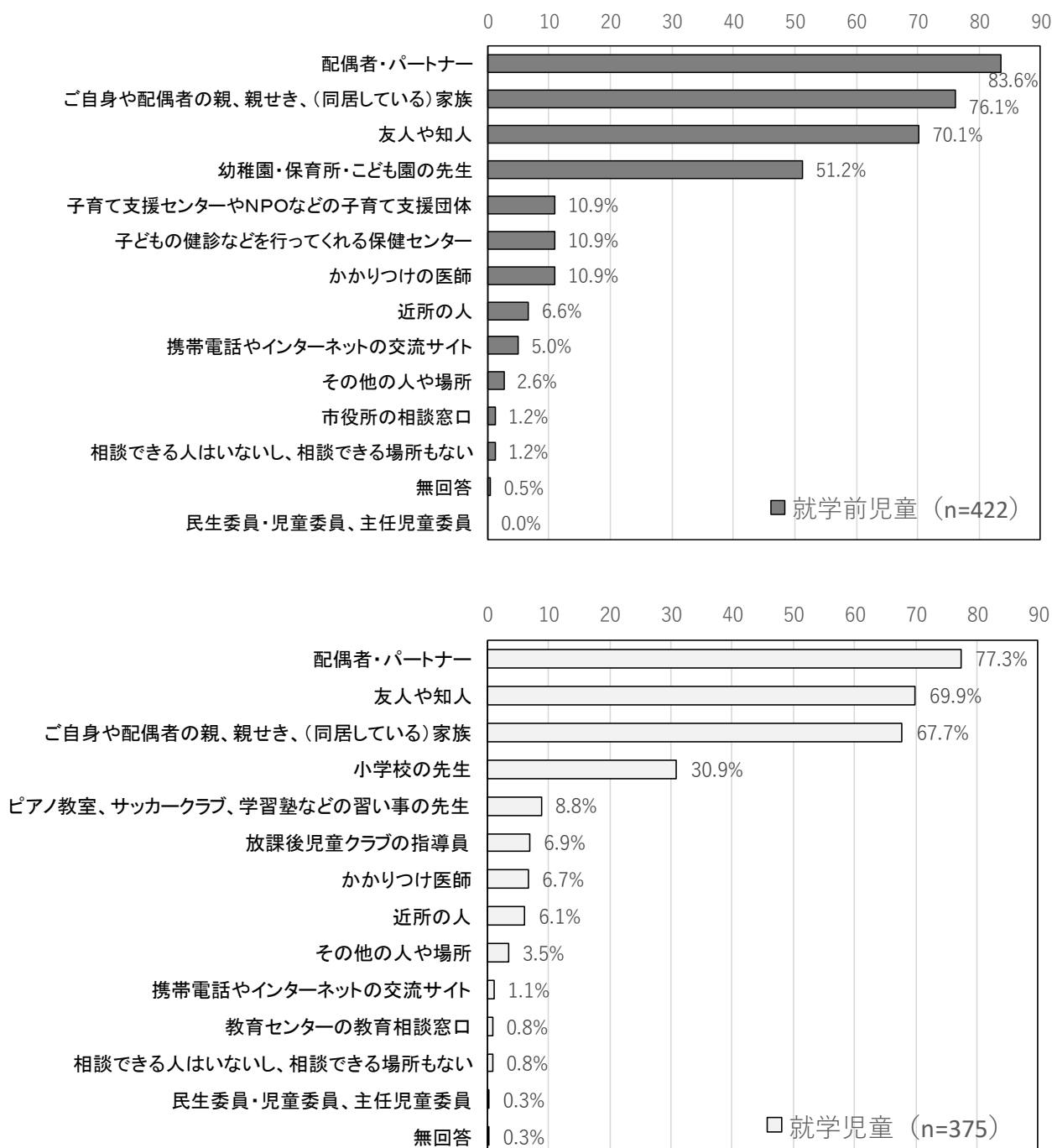




4) 相談できる人や相談できる場所

就学前児童、就学児童ともに、相談できる相手として「配偶者・パートナー」「親・親せき」「友人や知人」と答える方が多くなっています。就学前児童では「幼稚園・保育所・こども園の先生」、就学児童では「小学校の先生」との答えも多くなっています。

【図 相談できる人や相談できる場所】





(3) 保護者の就労状況

1) 保護者の就労状況

就学児童では、就学前児童と比べ「父親がフルタイムで母親が無業」の場合が 15 ポイント低くなっており、母親の未就労が少なくなっていることがうかがえます。

【表 保護者の就労状況】

(単位：％)

就学前児童 (n=422)		父 親			
		フルタイム	パート アルバイトなど	無業	不明
母 親	フルタイム	36.5	0.2	0.0	3.8
	パート アルバイトなど	29.6	0.0	0.5	1.7
	無業	24.6	0.0	0.2	0.9
	不明	0.2	0.0	0.0	0.5

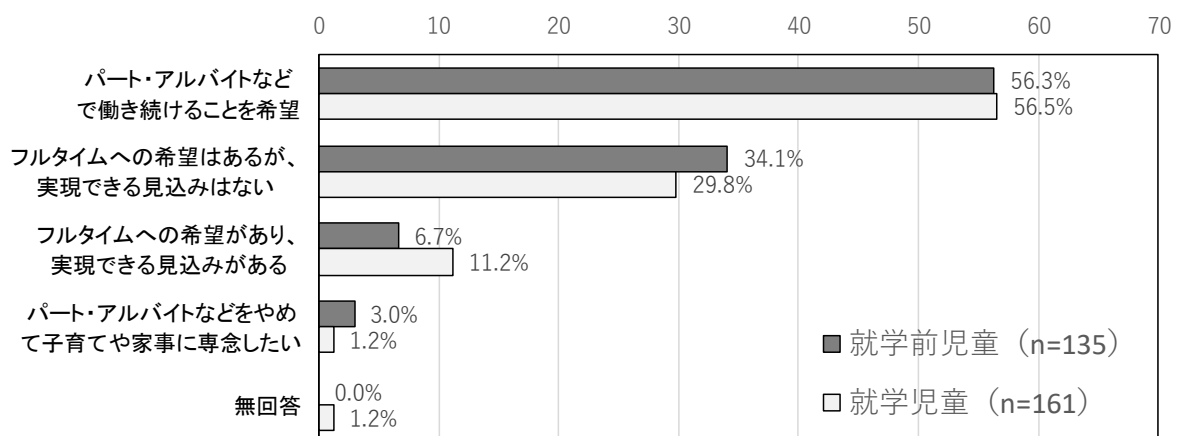
(単位：％)

就学児童 (n=375)		父 親			
		フルタイム	パート アルバイトなど	無業	不明
母 親	フルタイム	36.3	0.0	0.0	7.7
	パート アルバイトなど	38.4	0.3	0.8	2.7
	無業	9.6	0.3	0.3	0.3
	不明	0.8	0.3	0.0	0.3

2) パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、就学前児童、就学児童ともに「パート・アルバイトなどで働き続けることを希望」が半数以上と最も多くなっており、次いで「フルタイムへの希望はあるが、実現できる見込みはない」となっています。

【図 母親のフルタイムへの転換希望】

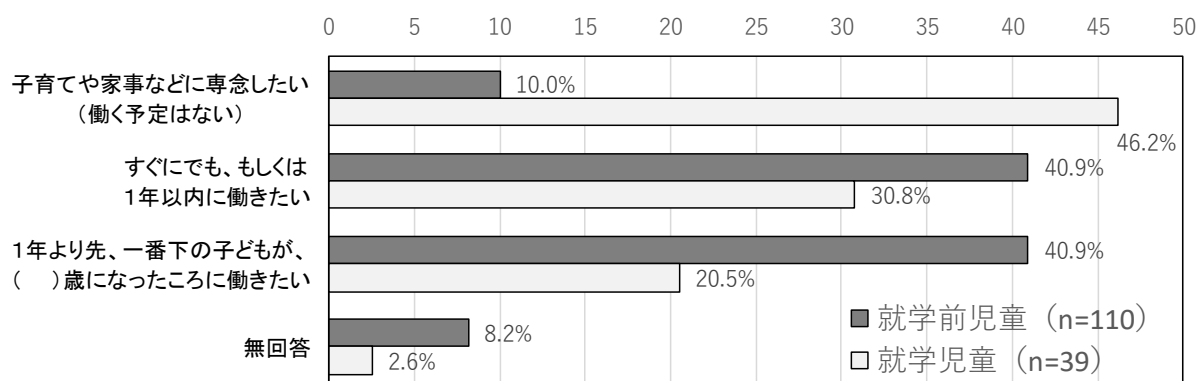




3) 現在就労していない母親の就労希望

現在就労していない母親の就労希望は、就学前児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」と「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに働きたい」が40.9%と同数で多くなっています。就学児童では「子育てや家事などに専念したい」が46.2%と最も多くなっています。

【図 現在就労していない母親の就労希望】

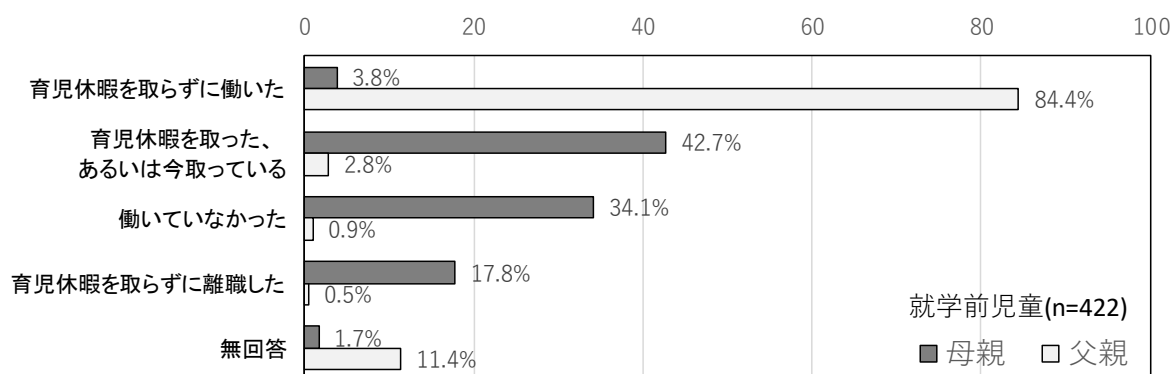


4) 育児休暇の取得状況

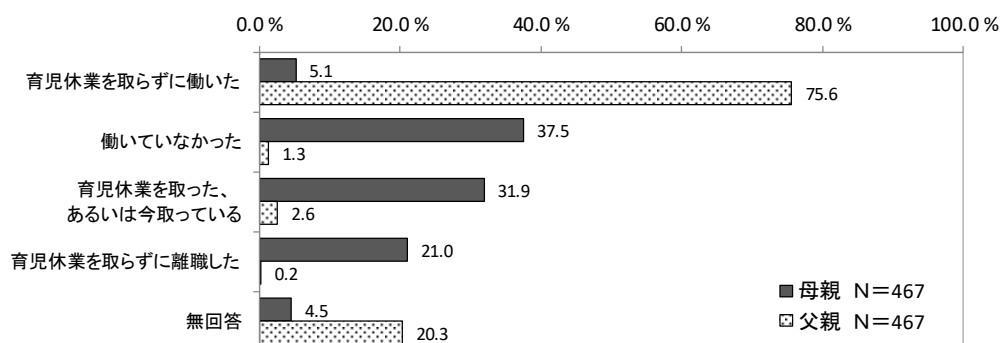
育児休暇の取得状況について、就学前児童の母親は「育児休暇を取った、あるいは今取っている」が、42.7%と最も多く、前回調査で最も多かった「働いていなかった」を上回っています。

一方、父親については、「育児休暇を取らずに働いた」が84.4%と前回よりも多くなっています。

【図 育児休暇の取得状況】



【前回調査】

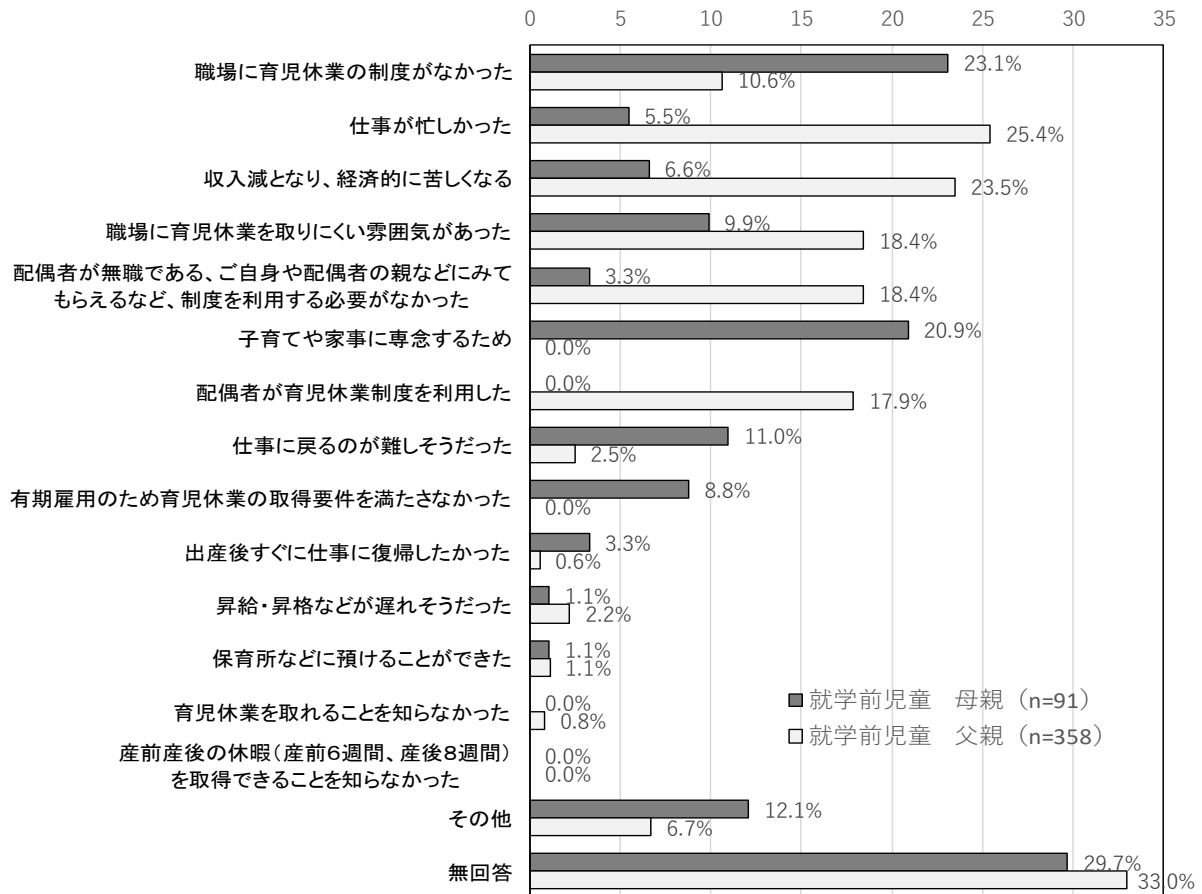




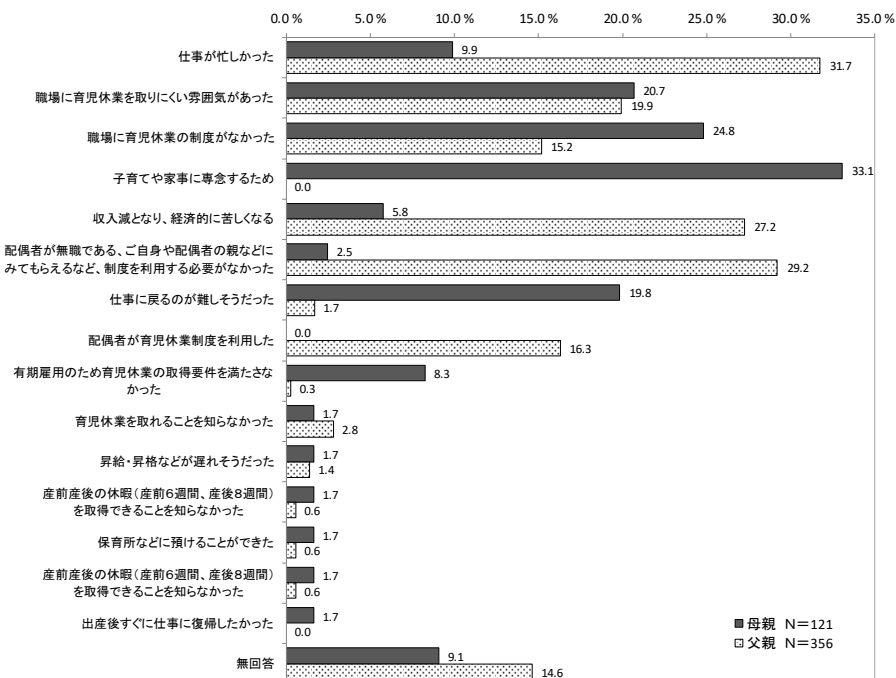
5) 育児休暇を取らなかった理由

育児休暇を取らなかった理由として、母親は「職場に育児休業の制度がなかった」や「子育てや家事に専念するため」が多くなっています。また、「職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があった」が前回調査より 10.8 ポイント減っています。

【図 育児休暇を取らなかった理由】



【前回調査】

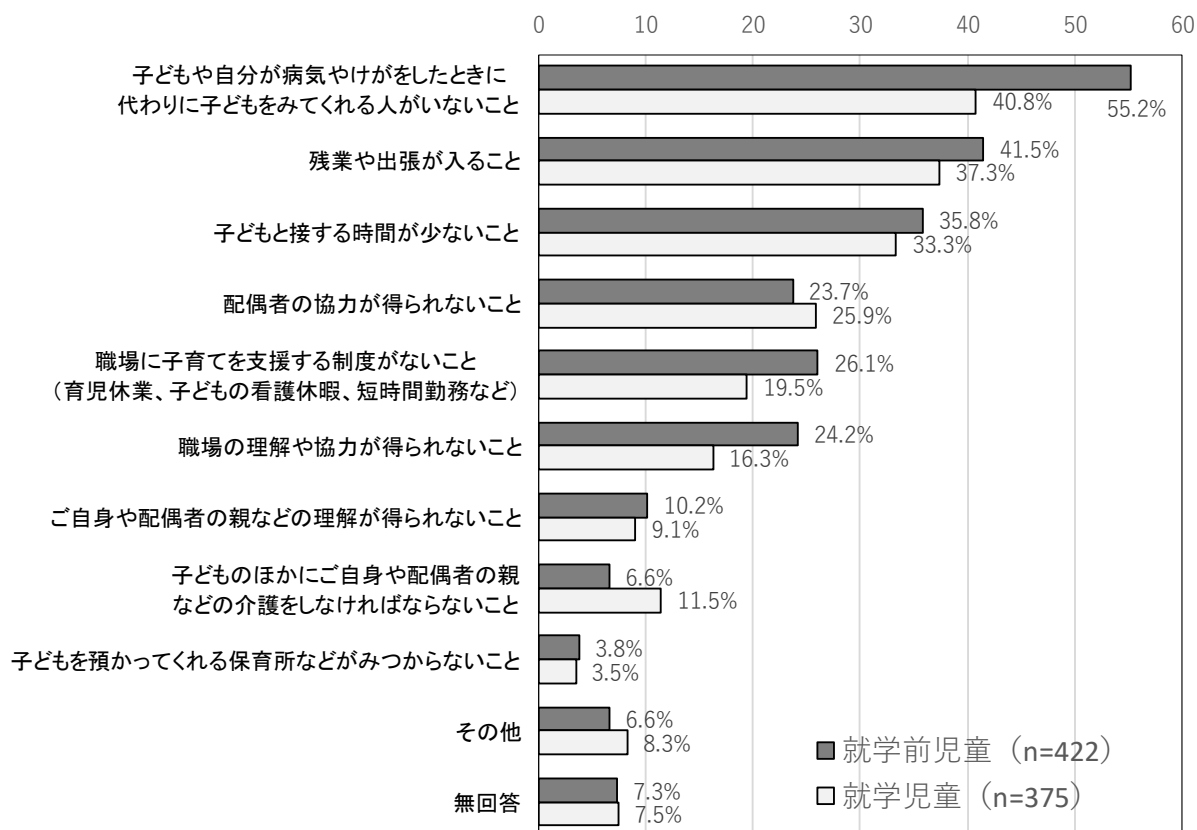




6) 仕事と子育てを両立させる上での課題

就学前児童、就学児童ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が最も多くなっています。

【図 仕事と子育てを両立させる上での課題】



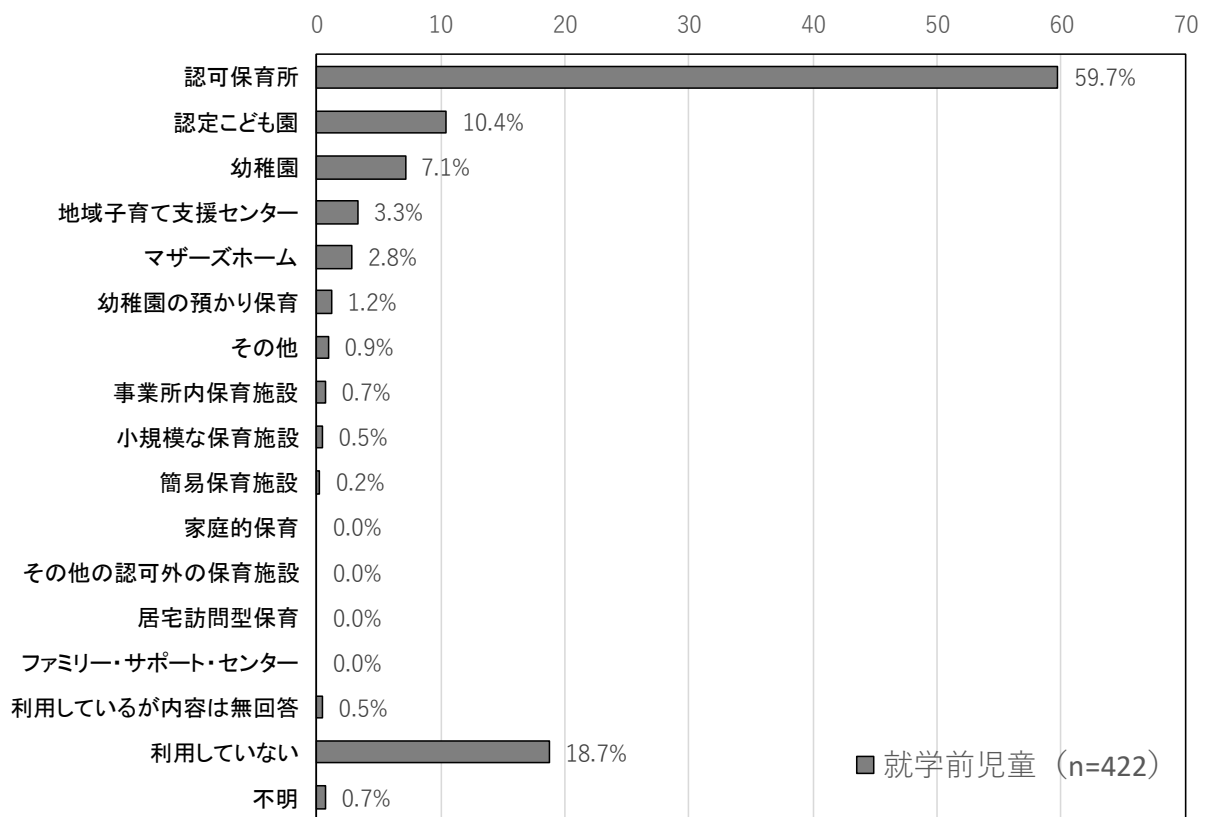


(4) 教育・保育事業について

1) 平日の定期的な幼稚園や保育所等の利用状況

平日の定期的なサービスの利用について「認可保育所」が 59.7%と最も多くなっています。一方「利用していない」は約2割となっています。

【図 平日の定期的な幼稚園や保育所等の利用状況】

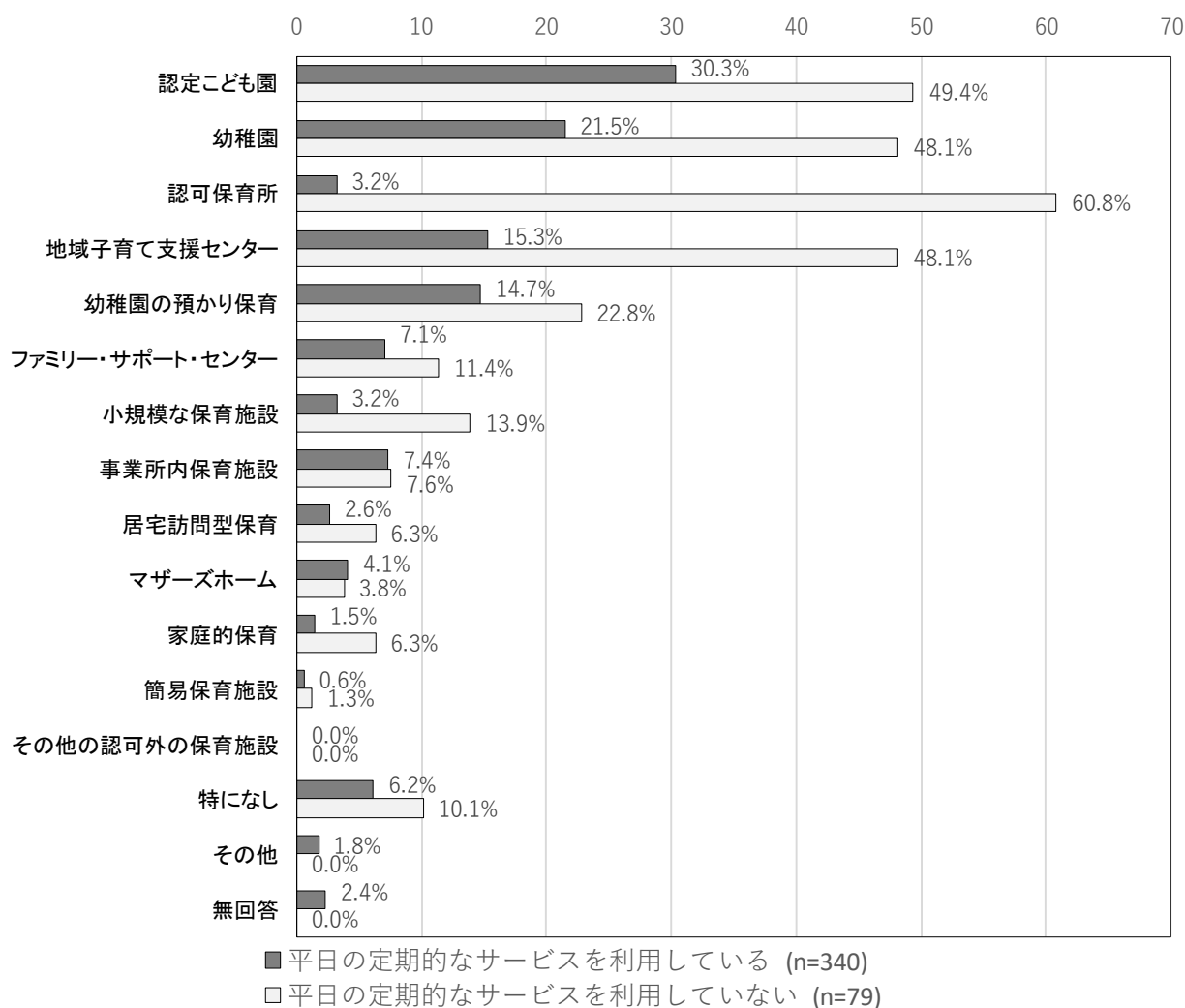




2) 今後利用したい平日の定期的な幼稚園や保育所等について

平日の定期的な利用をしている方では、「認定こども園」が30.3%と最も多くなっています。平日の定期的な利用をしていない方では、「認可保育所」が60.8%と最も多く、次いで「認定こども園」が49.4%、「幼稚園」が48.1%と多くなっています。また、「地域子育て支援センター」も48.1%と多くなっています。

【図 今後利用したい平日の定期的な幼稚園や保育所等について】



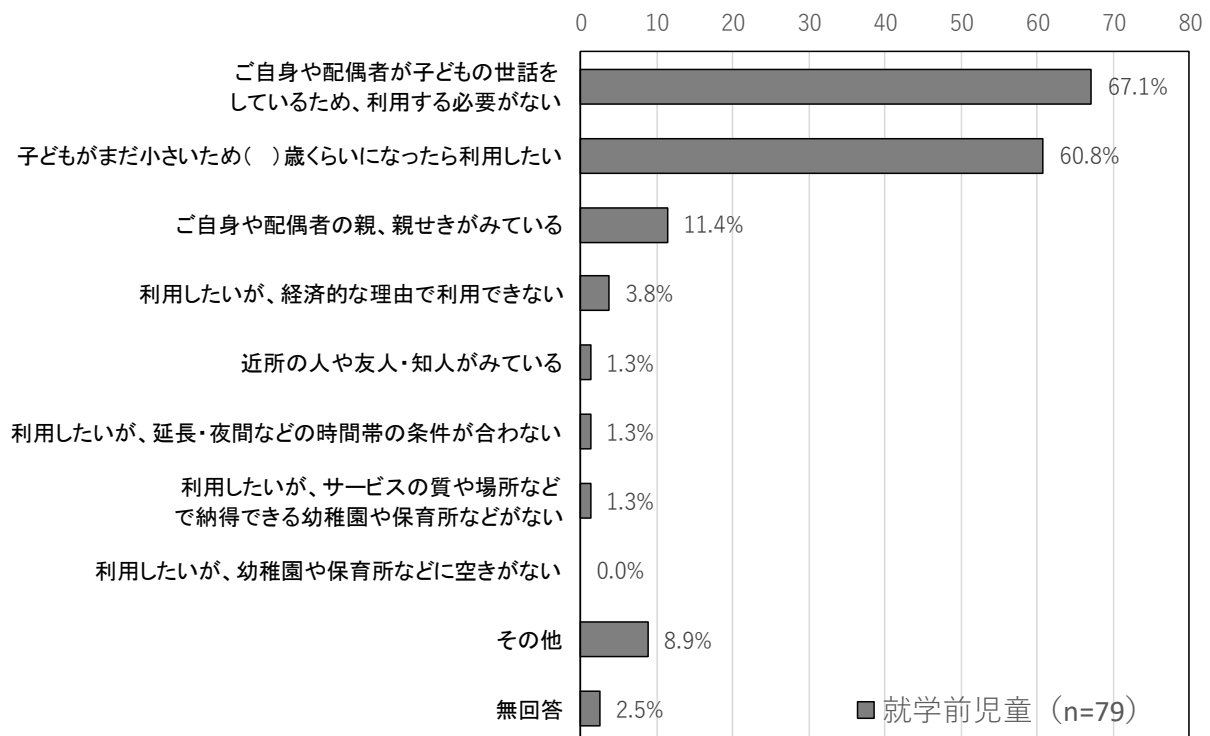


3) 平日の定期的な利用をしていない理由

平日の定期的な利用をしていない理由として、「ご自身や配偶者が子どもの世話をしているため、利用する必要がない」が67.1%と最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用したい」が60.8%と多くなっています。

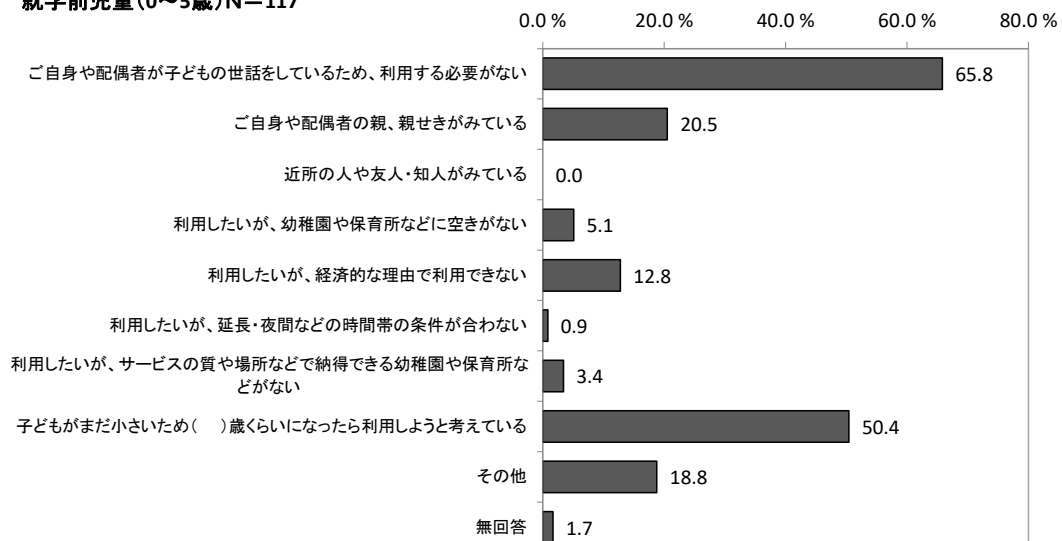
前回調査と比べると、「ご自身や配偶者の親、親せきがみている」が9.1ポイント下がっている一方、「子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用したい」が10.4ポイント上がっています。

【図 平日の定期的な利用をしていない理由】



【前回調査】

就学前児童(0～5歳)N=117

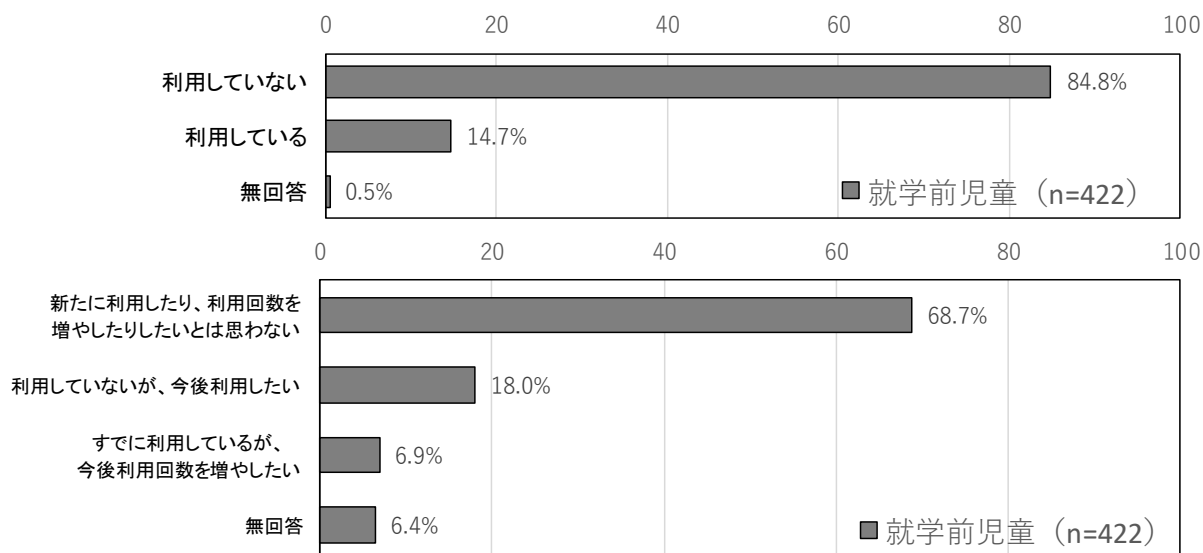




4) 地域子育て支援センター（つどいの広場、あかしあこども園）の利用

現在利用している方は 14.7%となっていますが、今後利用したい方と利用回数を増やしたいと考えている方は 24.9%となっています。

【図 地域子育て支援センターの利用】





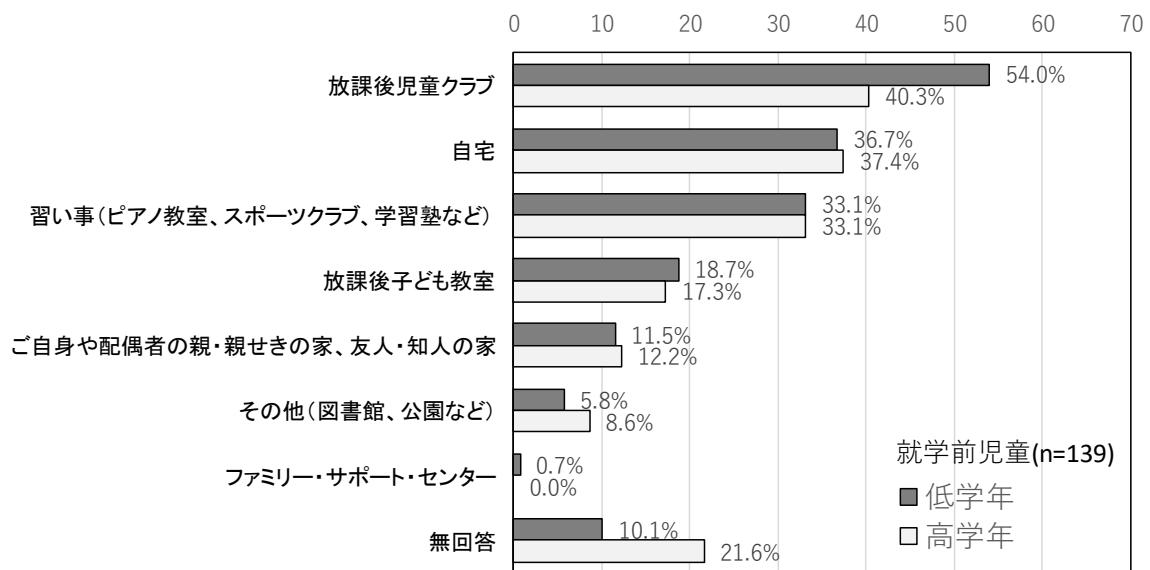
5) 放課後の過ごし方

小学校の放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所は、低学年の時は「放課後児童クラブ」が 54.0%と最も多く、次いで「自宅」36.7%、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」33.1%の順となっています。高学年の時も低学年と同様の割合になっていますが、「放課後児童クラブ」については、40.3%と低学年と比べ 13.7 ポイント低くなっています。

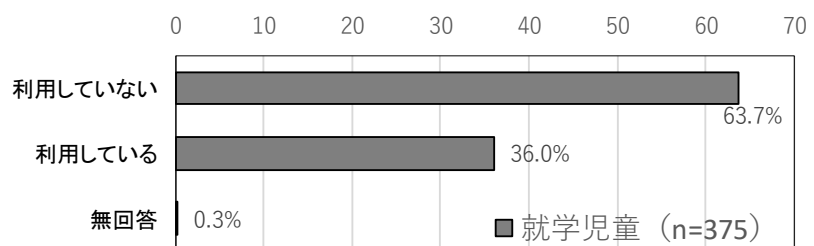
また、放課後児童クラブの利用状況については、「利用している」が前回調査と比較して、11.2 ポイント高くなっています。

【図 放課後の過ごし方】

＜就学前児童 希望＞

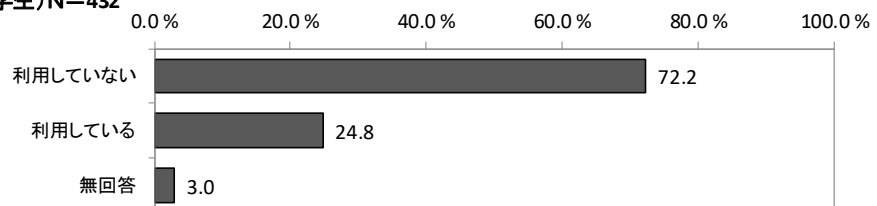


＜就学児童 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用＞



【前回調査】

就学児童(小学生)N=432



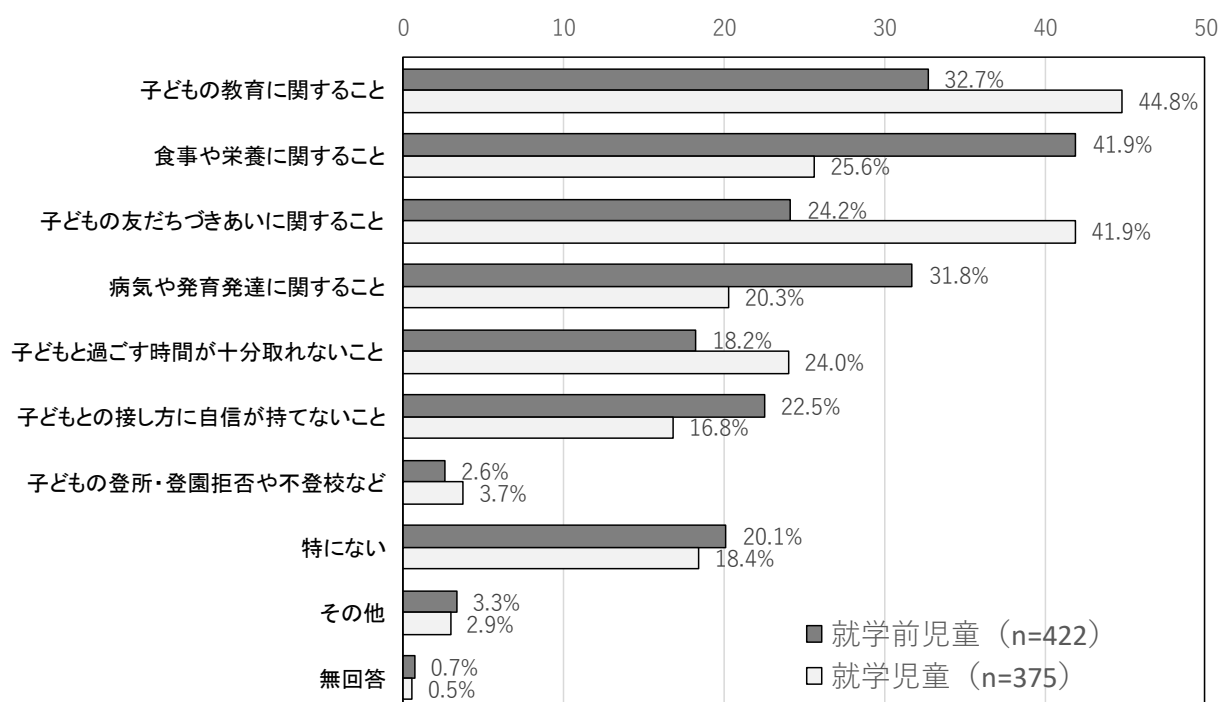


(5) 子育ての悩みや各種施策について

① 子育ての悩みについて

子どもに関する悩みについて、就学前児童では「食事や栄養に関すること」が最も多くなっています。就学児童では「子どもの教育に関すること」が44.8%と最も多く、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が41.9%となっています。

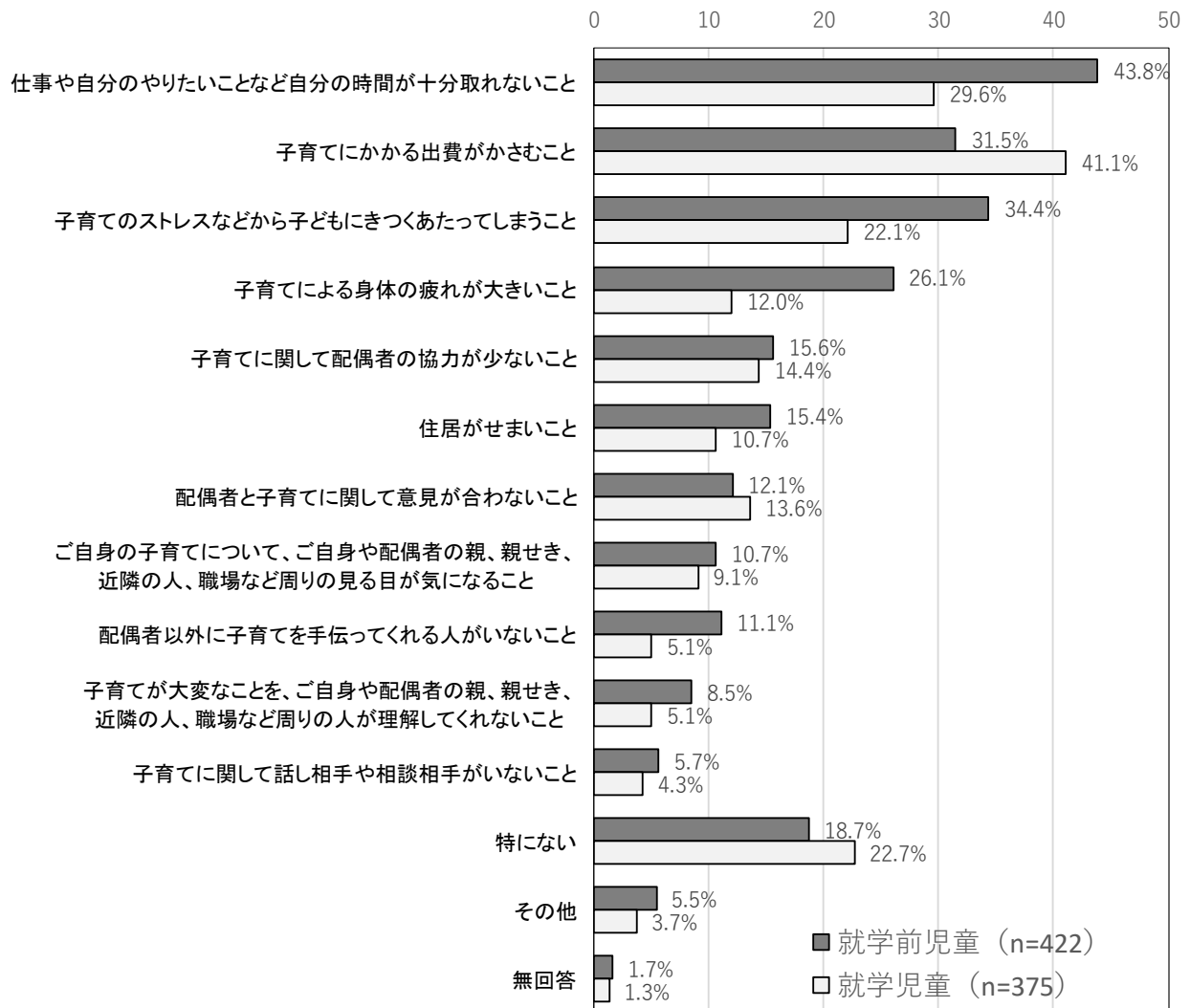
【図 子育ての悩みについて（子どもに関すること）】





ご自身に関する悩みについて、就学前児童では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が43.8%と最も多く、次いで「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が34.4%、「子育てにかかる出費がかさむこと」が31.5%となっています。就学児童では「子育てにかかる出費がかさむこと」が41.1%と最も多くなっています。

【図 子育ての悩みについて（ご自身に関すること）】

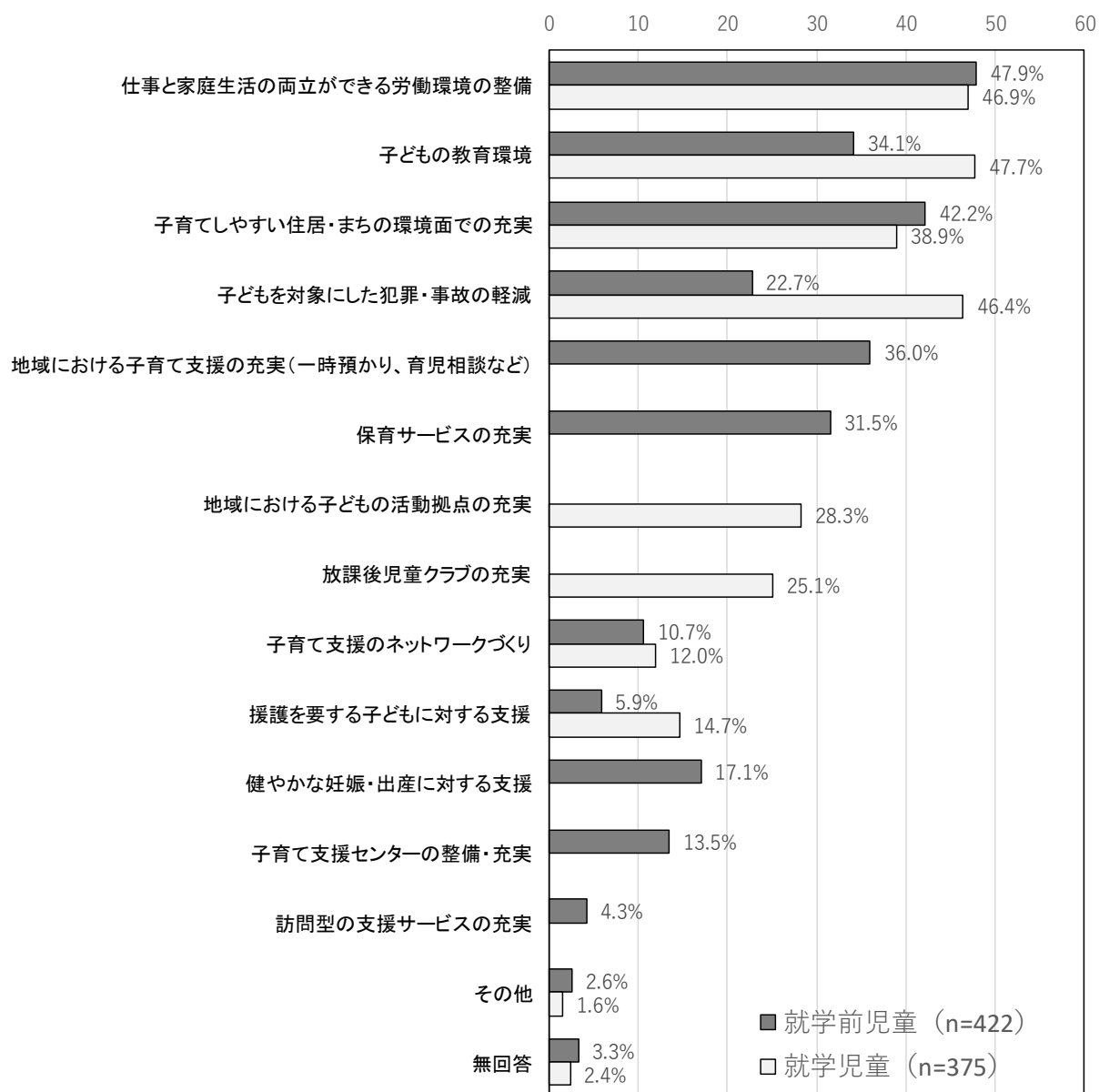




② 子育てに有効だと感じる支援・対策

子育てに有効だと感じる支援・対策について、就学前児童では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が47.9%と最も多く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が42.2%、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」が36.0%となっています。就学児童では「子どもの教育環境」が47.7%と最も多く、次いで「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が46.9%、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が46.4%となっています。

【図 子育てに有効だと感じる支援・対策】

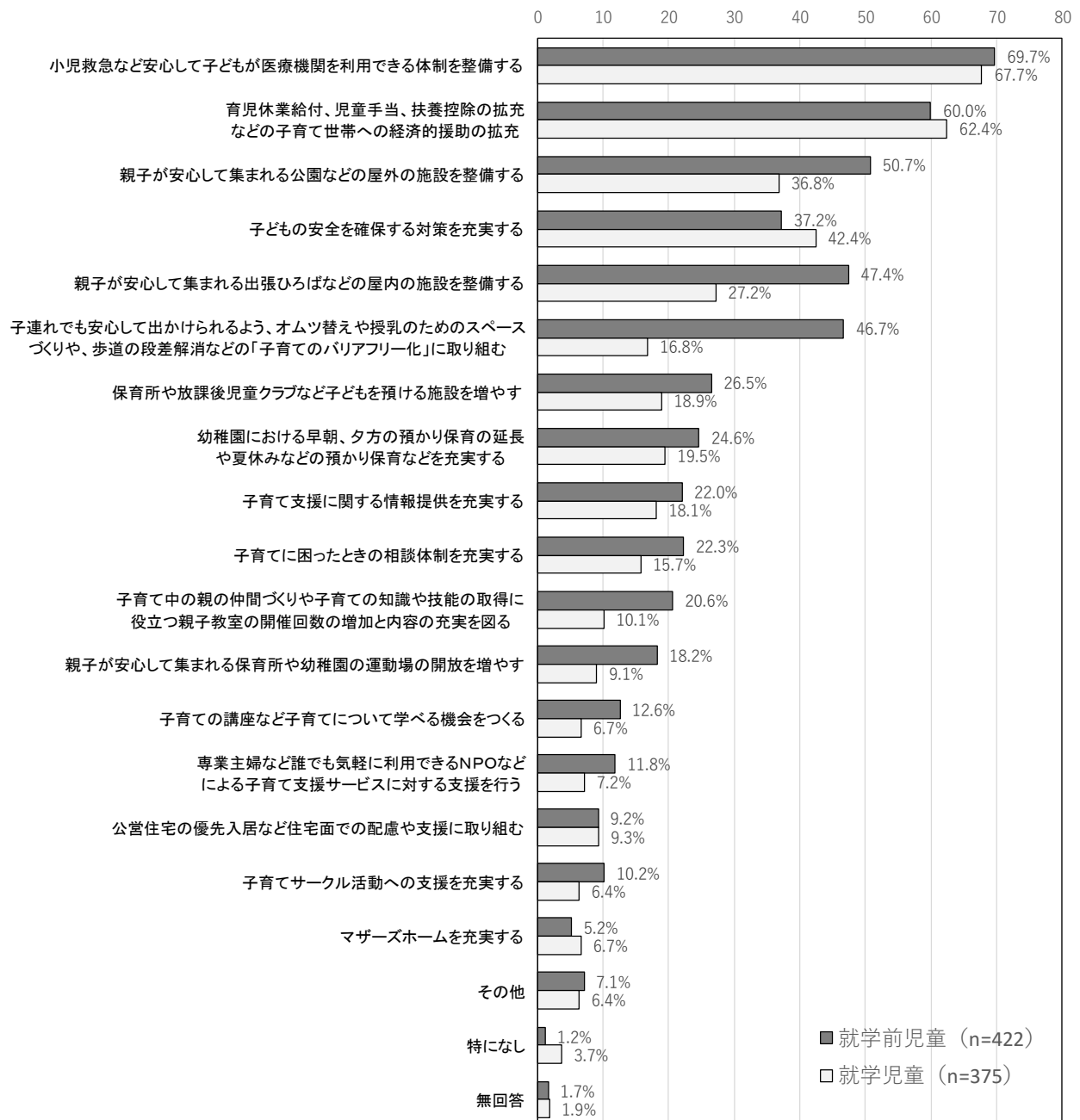




③ 匝瑳市に望むこと

就学前児童、就学児童ともに「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が7割近くと最も多く、次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が約6割と多くなっています。

【図 匝瑳市に望むこと】





④ 自由意見

就学前児童では 130 件、就学児童では 86 件の自由記載がありました。

特に就学前児童では「子どもの活動場所等について」の意見が最も多く、次いで「子育て支援について」、「教育・保育サービスについて」、「子どもの医療体制」の順に意見がありました。就学児童も「子どもの活動場所等について」の意見が最も多いですが、次いで「教育・保育サービスについて」、「子育て支援について」、「子どもの安全の確保について」の順に意見がありました。

【表 自由意見まとめ】

内 容	就学前児童		就学児童		全体	
	件数	%	件数	%	件数	%
子どもの活動場所等について	65	50.0%	32	37.2%	97	44.9%
設備(遊具等)の充実やメンテナンスの要望	19	14.6%	7	8.1%	26	12.0%
屋内(雨天時でも)遊べる場が欲しい	18	13.8%	5	5.8%	23	10.6%
親子で一緒に過ごせる場所が欲しい	7	5.4%	3	3.5%	10	4.6%
公園の利用方法について	4	3.1%	6	7.0%	10	4.6%
その他、子どもが過ごせる場所について	17	13.1%	11	12.8%	28	13.0%
子育て支援について	58	44.6%	14	16.3%	72	33.3%
おむつ券、ミルク券、ゴミ袋券など日用品の支援	18	13.8%	3	3.5%	21	9.7%
つどいの広場等の場のサービス拡大	18	13.8%	6	7.0%	24	11.1%
経済的な支援	11	8.5%	1	1.2%	12	5.6%
子育てのためのスペースづくり	4	3.1%	1	1.2%	5	2.3%
子どもの移動時の見守り体制の充実	4	3.1%	2	2.3%	6	2.8%
子どもまたは親、親子で参加できるイベントの開催要望	3	2.3%	1	1.2%	4	1.9%
教育・保育サービスについて	38	29.2%	29	33.7%	67	31.0%
時間延長や休日等サービスの拡大希望	10	7.7%	4	4.7%	14	6.5%
保育・教育従事者の対応に対する苦情	7	5.4%	2	2.3%	9	4.2%
学校にエアコン等の設置	3	2.3%	8	9.3%	11	5.1%
費用について	3	2.3%	3	3.5%	6	2.8%
行事の参加などが負担	1	0.8%	3	3.5%	4	1.9%
その他意見や要望	14	10.8%	9	10.5%	23	10.6%
子どもの医療体制	26	20.0%	11	12.8%	37	17.1%
市内の小児科の充実	10	7.7%	3	3.5%	13	6.0%
医療費等助成について	5	3.8%	4	4.7%	9	4.2%
市内で救急対応してほしい	5	3.8%	2	2.3%	7	3.2%
病児保育希望	4	3.1%	2	2.3%	6	2.8%
健診について	2	1.5%	0	0.0%	2	0.9%
子どもの安全の確保について	20	15.4%	12	14.0%	32	14.8%
道路が狭い歩道がないなど危ない(整備の要望)	10	7.7%	9	10.5%	19	8.8%
外灯が少ない/ない	8	6.2%	3	3.5%	11	5.1%
その他	2	1.5%	0	0.0%	2	0.9%
子育てに関する情報発信について	8	6.2%	1	1.2%	9	4.2%
子どもの障害について	4	3.1%	2	2.3%	6	2.8%
その他子育て支援についての意見	20	15.4%	15	17.4%	35	16.2%
取組みに対するお礼	7	5.4%	5	5.8%	12	5.6%
その他	13	10.0%	10	11.6%	23	10.6%
その他	11	8.5%	11	12.8%	22	10.2%
市政に関する意見・要望	3	2.3%	4	4.7%	7	3.2%
市の施策に対する期待	2	1.5%	0	0.0%	2	0.9%
アンケートについての意見	1	0.8%	1	1.2%	2	0.9%
その他意見や要望	5	3.8%	6	7.0%	11	5.1%
自由意見記載数	130	100.0%	86	100.0%	216	100.0%

※自由意見には複数の意見・要望が記載されているため、件数の合計と自由意見記載合計との数値は一致しない。





3. 第1次計画の事業評価

本市では、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までを計画期間とした「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、様々な施策を推進してきました。

本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進のために、「事業達成度」の評価基準を設定し、これまでに推進してきた事業について、計画の進捗状況の把握及び評価を行いました。

基本理念：子ども一人ひとりの輝きを慈しみ育てる喜びと楽しみを実感できるまちづくり

基本目標1：子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

基本目標2：子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

基本目標3：子どもの健やかな成長を育む親を支援するまちづくり

(1) 評価の基準

施策の評価については、A～Eまでの5段階で評価を行いました。評価の基準は以下の通りです。

【表 施策の評価の基準】

評価	進捗の度合	判断基準
A	施策の取組を予定どおりに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組も実施している場合	- 目標を達成するための取組方法や手段等に問題がなく想定以上に進んでいる - 進捗状況は組織の期待や要求以上に進んでいる - 目標に明記したスケジュールより早めに進んでいる - 目標に明記した内容より高い水準で進んでいる - 目標に明記した数値を上回った状態で進んでいる
B	施策の取組を予定どおりに実施している場合	- 目標を達成するための取組方法や手段等に問題がなく想定どおりに進んでいる - 進捗状況は組織の期待や要求どおりに進んでいる - 目標に明記したスケジュールどおりに進んでいる - 目標に明記した内容どおりの水準で進んでいる - 目標に明記した数値とほぼ同じ状態で進んでいる
C	施策の取組を概ね予定どおりに実施している場合	- 目標を達成するための取組方法や手段等に問題がなく進んでいるが、多少の見直しが必要である - 進捗状況は概ね組織の期待や要求どおりに進んでいる - 目標に明記したスケジュールより多少遅れている - 目標に明記した内容は概ね水準どおりに進んでいる - 目標に明記した数値には至っていないが成果は出ている
D	施策の取組を予定どおりに実施できていない場合	- 目標を達成するための取組方法や手段等に問題があるため、見直しが必要である - 進捗状況は組織の期待や要求以下である - 目標に明記したスケジュールより遅れている - 目標に明記した内容が水準より下回っている - 目標に明記した数値を下回っている
E	各種要因より施策の取組の実施が困難になった/できなくなった場合	想定外の要因により当初設定した施策の取組が実施できなくなった。





(2) 評価結果

基本目標 1：子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

子育ての孤立を防ぐとともに、障害児の支援や、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対策等の充実等、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築に努めました。また、地域や関係機関・団体等社会全体で子育てを見守り、支援していく取組を進めました。

評価としては「A」が2施策、「B」が45施策、「C」が12施策、「D」が3施策となっています。

基本目標 2：子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

子育てに適した良好な居住環境の確保や、子ども等が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備、公共施設等における子育てバリアフリーの推進に努めました。また、子どもを犯罪等の被害から守るための活動や、交通事故から守るための交通安全教育を推進しました。

評価としては「A」が0施策、「B」が9施策、「C」が5施策「D」が0施策となっています。

基本目標 3：子どもの健やかな成長を育む親を支援するまちづくり

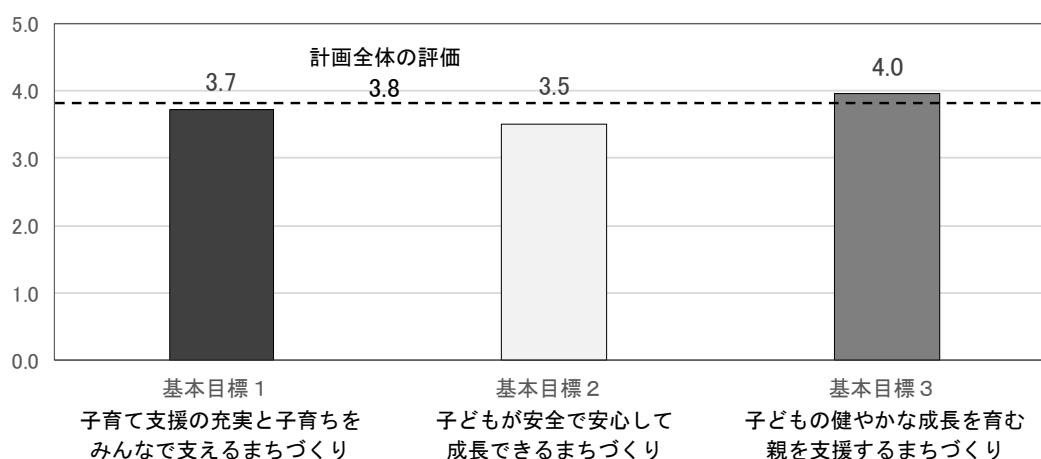
健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導や小児医療体制の充実を図りました。また、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を推進しました。さらに青少年の健全育成を目的として、思春期保健対策の充実、子どもを取り巻く有害環境対策も推進しました。

評価としては「A」が2施策、「B」が46施策、「C」が2施策、「D」が2施策となっています。

前計画の評価

全体の評価としては「A」が4施策、「B」が100施策、「C」が19施策、「D」が5施策となっています。また、「A」を5、「B」を4、「C」を3、「D」を2、「E」を1と数値化した場合、計画全体の評価は3.8となりました。基本目標ごとの評価の値については次の通りです。

【図 施策の評価】





4. 匝瑳市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査等の結果、第1次の「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」の事業評価等から、子ども・子育て支援施策の充実に向けて課題を整理しました。

(1) 保育サービスの確保と子育て支援の充実

本市では、様々な教育・保育サービスのニーズに応えるため、第1次計画を基にサービスの提供を進めるとともに、子育て世代包括支援センター等で子育ての不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報を提供する等、子育ての孤立を防ぐ取組を行っていますが、子どもの減少や核家族化により、子どもも保護者も孤立しやすい状況になっています。子育て世代包括支援センターを中心とする地域社会のネットワークづくり等で、子育て家庭を支援できるように取り組む必要があります。

また、本市では子どもの減少により、保育サービスや子育て支援サービスの利用が全体的に減少していますが、令和元年（2019年）10月から保育料無償化がスタートし、今後保育サービスや子育て支援サービスのニーズに影響があると考えられます。保育サービスの確保とともに様々なニーズに適切に対応すべく地域社会における支援体制の強化を進めていく必要があります。

(2) 子育てする保護者のための多様な支援の充実

子どもが健やかに育つためには、子どもも保護者も健康であることが大切です。さらに妊娠時の健康状態が子どもにも大きな影響を与えることから、本市では、妊娠と安全な出産のための支援や保護者と子どもの成長支援に取り組んでおり、引き続き妊娠、出産、子育てまで一貫した健康の維持・増進に努めます。

また、アンケートでは、小児救急等の医療体制整備を求める声が第1次計画に続き多く寄せられていますが、市内には小児救急対応の医療機関はないことから、小児救急医療体制を整備する必要があります。仕事と子育ての両立については、親や親せき、知人に子どもを預けることのできる家庭が多く、子育て世代の女性の就業率も国や県と比較して高いことから、仕事ができる環境整備は進んでいると考えられますが、現在未就業の母親の就労希望も多いため、仕事と子育てが両立できる環境をさらに充実させていく必要があります。

(3) 子どもを育む、安全で安心できる場の整備

第1次計画においても、子育てに適した住環境や子どもが安全で安心して過ごせるための環境づくり等の取組を行っていますが、アンケートでは、子どもが安心して遊べる場や親子一緒に過ごせる場所等を求める声が引き続き多く寄せられています。

また、昨今子どもが巻き込まれる事件や事故も多くなっています。道路交通環境の整備や子どもを犯罪や事故から守るための活動等で安全な地域環境の整備に努めていく必要があります。





第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では様々な子育ての課題に取り組むべく、平成26年度（2014年度）に第1次の「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育サービスの充実を図るだけでなく、「匝瑳市で子育てをしてよかった」と思える環境づくりに努めています。

しかしながら、核家族化や就業する女性の増加、地域連携の希薄化等により社会全体で子どもを支えていくことがまだまだ難しい状況にあります。行政だけでなく、保護者をはじめとする地域に住む全ての人が、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で支え合い、見守っていくことが今まで以上に必要です。

このことから、本計画では、第1次計画の基本理念を継承し、更なる取組を推進していきます。

子ども一人ひとりの輝きを慈しみ
育てる喜びと楽しみが実感できるまちづくり





2. 基本目標

本計画の基本理念を実現するためには、様々な関係分野が相互に連携し、全ての子どもとその保護者を取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

そこで次の3つの基本目標を設定し、これらを柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり

ライフスタイルの変化や女性の社会進出の増加によって多様な子育て家庭が増え、子育てへの不安や負担も多種多様化しており、不安や負担を軽減するための環境整備が必要となっています。

さらに、地域社会のつながりが希薄化したことで、子育ての責任が個々の家庭にのしかかり、子育てが大きな負担となっています。広く全ての子どもと家庭への支援を行うという観点から、子育て支援や教育・保育サービスの充実を図るとともに、小児医療の充実や障害児の支援等、子育て支援体制の充実を図ります。

また、全ての保護者が「ひとりで子育てをしているのではない」と実感できるよう、地域や関係機関・団体等、社会全体で子育て家庭を見守り、支援していくことで、子どもを地域全体の宝として支えていく取組を推進します。

基本目標2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり

子どもを生み育てたいと思う人の安全な妊娠・出産の支援や子どもが心身ともに健やかに育つための環境づくりを進める上で、母子を取り巻く保健、医療の様々な問題への対応が集約される母子保健は、広く生涯を通じた健康の保持増進を進めるための基盤となる重要な分野です。

健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した保護者への相談指導の充実や子どもの健康づくり等、保護者と子どもの健康の確保、推進を図ります。

また、保護者が安心して子育てをするためにも、自身が安定した生活を営むことが必要です。多様な働き方を認識し、仕事と子育てが両立できる環境の整備に努めるとともに、経済的負担を軽減する取組を推進します。

基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

子育てをしている保護者が子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを育てるには、子どもにとって良好で安全な地域環境が基盤として求められます。

子育てに適した良好な居住環境の確保に努めるほか、子ども等が安全で安心して通行できる道路交通環境の整備、公共施設等における子育てバリアフリー化を推進します。

また、近年では子どもが犯罪に巻き込まれる事件や児童虐待也多発していることから、子どもを犯罪等の被害から守るための活動や、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進し、子どもも保護者も安全で安心できる環境づくりを推進します。





3. 施策体系

基本理念	基本目標	施 策
子ども一人ひとりの輝きを慈しみ 育てる喜びと楽しみを実感できるまちづくり	基本目標 1 子育てをみんなで支えるまちづくり	(1) 子育て家庭への支援 1) 子育て支援サービスの充実 2) 保育等サービスの充実 3) 小児医療の充実 4) 障害のある子どもへの支援
		(2) 子育てを地域で支える意識・体制づくり 1) 地域ぐるみの子育て支援意識の醸成 2) 地域における子育て支援のネットワークづくり 3) 地域資源活用による子育て支援
	基本目標 2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり	(1) 保護者と子どもの健康の確保、増進 1) 安全な妊娠と出産の支援 2) 子どもの健やかな成長と発達への支援 3) 「食育」の推進 4) 思春期の心と体の健康づくり
		(2) 仕事と子育てが両立できる環境の整備 1) 仕事と子育ての両立支援の推進、多様な働き方の実現 2) 経済的負担の軽減 3) ひとり親家庭の自立支援の推進
	基本目標 3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり	(1) 子育てを支援する生活環境の整備 1) 良質な居住環境の確保 2) 安心して外出できる環境の整備
		(2) 安全対策の推進 1) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進 2) 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進 3) 児童虐待の防止策の充実
		(3) 子どもが健やかに育つための環境づくり 1) 子どもの権利を守るまちづくり 2) 次代を担う人づくり 3) 生きる力を育む環境の整備 4) 家庭や地域の教育力の向上





第4章 施策の推進

基本目標 1 子育てをみんなで支えるまちづくり

(1) 子育て家庭への支援

1) 子育て支援サービスの充実

地域社会の変化、少子化や核家族化の進行等による孤立と不安感の増大により、子育てが各家庭にとって大きな負担となっています。

子育て世代包括支援センターを中心に子育て支援に関する情報提供を行い、つどいの広場等の内容の充実を図るとともに子育てサークルの活動を支援し、子育ての負担軽減に努めていく必要があります。

具体施策

① 地域子育て支援センターの設置拡大

(福祉課)

保育所等における地域子育て支援センターとしての役割をさらに促進するとともに、地域のつながりの希薄化による子育ての孤立・孤独を防ぐため、育児相談・指導の充実を図ります。

② 子育て世代包括支援センターの充実

(健康管理課・福祉課)

平成31年(2019年)4月、子育て世代包括支援センターの基本型を福祉課に、母子保健型の「なないろ」を健康管理課に開設しました。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対してセンターに配置する子育て支援員や専門職が様々な支援のコーディネートを行います。

③ 子育て情報マップの作成・配布

(学校教育課・健康管理課・福祉課)

各種の子育て支援情報をコンパクトにまとめた「匝瑳市子育てガイドマップ」を母子健康手帳交付時等に配布し、情報の周知と子育ての不安や負担の軽減に努めます。

④ 地域子育て支援拠点事業の充実

(福祉課)

野栄福祉センター内及び旧八日市場幼稚園米倉分園内のつどいの広場や、あかしあこども園で実施している地域子育て支援拠点事業の内容の充実を図り、より多くの子育てをしている親子の利用を促進し、子育ての不安感の緩和、安心な子育てができる環境づくりを推進します。

⑤ 子育てサークルの支援

(福祉課)

乳幼児健診や講習会、つどいの広場等に参加した保護者にサークル活動の勧奨をする等の子育てサークルの活動支援等を行い、SNSを活用した子育て世帯のネットワークにも対応した保護者の自主的活動の支援に努めます。

⑥ 一時預かりの拡充

(福祉課)

保育所等を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。





2) 保育等サービスの充実

共働き家庭の増加により、家庭形態が多様化したことで、保育へのニーズも多種多様となっており、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービス提供体制を整備する等、地域の実情に応じた取組を行うことが必要です。保護者が安心して就労できるよう保育サービスの充実を図るとともに、効率的な保育サービスを実施するため、幼保連携の充実が求められています。

具体施策

① 延長保育

(福祉課)

保護者の利便性向上を図るため、多様な就労形態に対応可能な延長保育をめざし、子育てと仕事が両立できるよう努めます。

② 一時預かりの拡充 (再掲)

(福祉課)

保育所等を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

③ 乳幼児保育

(福祉課)

安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう受け入れ体制等の充実を図ります。

④ 障害児保育等の充実

(学校教育課・福祉課)

障害のある子どもの保育等に対応できるよう、教員及び保育士の研修会への参加を促し、一人ひとりの発達や障害の状態に応じ適切に対応できる人材の確保に努めます。

⑤ 病児・病後児保育

(福祉課)

病気にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し、仕事等の都合により家庭で保育することが困難な保護者の負担軽減を図るため、病児・病後児保育の早期実施を推進します。

⑥ 医療的ケア保育

(福祉課)

平成31年(2019年)3月から公立保育所に看護師を配置して、医療的ケア保育を開始しました。日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの保育ニーズに対応します。

⑦ 保育所等の子育て支援機能の充実

(福祉課)

保育所等において、子育てサークルの育成や情報提供、園庭開放による遊び場の提供等、子育て支援機能の充実に努めます。

⑧ 幼稚園の子育て支援機能の充実

(学校教育課)

幼稚園における預かり保育、未就園児教室、交流教育等の充実を図ります。

⑨ 幼保連携の充実

(学校教育課・福祉課)

教育と保育を一体的に行い、幼稚園と保育所等の機能や特長をあわせ持つ幼保連携の充実を図ります。





⑩ 保育施設・設備の充実

(学校教育課・福祉課)

保育施設（幼稚園等を含む）については、防災（耐震）、防犯、バリアフリー等の観点から、機能の維持・充実に努めます。

⑪ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実

(学校教育課)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。また、指導を行う人材の確保にも努めます。

各種保育サービスの実施状況

保育所等名		受け入れ年齢	(延長保育含む) 保育時間	休日保育	一時預かり	障害児保育	病児・病後児保育	乳幼児保育
公立	八日市場保育所	生後 8週～	月～金 7:30～18:30	×	×	○	×	○
	豊栄保育所		月～金 7:30～18:30 土 7:00～19:00	×	×	○	×	○
	吉田保育所		月～金 7:30～18:30	×	×	○	×	○
	豊和保育所		月～金 7:30～18:30	×	×	○	×	○
私立	椿海保育園		月～金 7:30～18:30 土 7:30～17:30	×	○	○	×	○
	共興保育園		月～金 7:30～18:30 土 8:00～17:00	×	○	○	×	○
	須賀保育園		月～金 7:00～19:15 土 7:15～18:15	○	○	○	×	○
	平和保育所		月～金 7:30～18:30 土 8:00～17:00	×	○	○	×	○
	匝瑳保育園		月～金 7:30～18:30 土 7:30～17:00	×	○	○	×	○
	東保育園		月～金 7:30～19:00 土 8:00～17:00	×	○	○	×	○
	栄保育園		月～金 7:30～19:00 土 7:30～17:00	×	○	○	×	○
	九十九里ホーム飯倉駅前 あかしあこども園		月～土 7:30～18:30	×	○	○	×	○





市立八日市場幼稚園

<未就園児教室(ひよこクラブ)>

幼稚園入園前の幼児を対象に、月1回、保護者の見守りの中で、自分の好きな遊びや友達同士との遊びを通して、社会性を養う援助を行います。

また、未就園児と在園児との交流の中で、在園児は思いやりの心を育みます。

<お父さん・お母さん先生の日>

保育参観や各行事等参加の他に、年間4回幼稚園で保育に参加しながら、わが子とのスキンシップを図ったり、他の保護者との交流を深める機会として実施しています。

<幼少連携・交流保育>

縦割り社会の経験や遊びの伝承・秩序を自然に身に付けたり、未来の親が子育ての楽しさを実感できる場を提供しています。

<預かり保育>

平時の教育活動終了後から午後6時まで、希望者を対象に指導職員を配置して、職員の指導計画に基づき活動を行っています。

市立のさか幼稚園

<未就園児の登園>

毎週金曜日、就園していない子ども等について、親子で園児の保育に参加、交流を深めています。

<園庭開放>

毎週金曜日午前10時から11時まで、園庭の開放を行っています。

<子育て支援講演会>

年に1回実施しています。

<預かり保育>

平時の教育活動終了後から午後6時まで、希望者を対象に指導職員を配置して、職員の指導計画に基づき活動を行っています。

九十九里ホーム飯倉駅前あかしあこども園

<未就園児教室「ふれあい広場」の開設>

毎月1回、未就園児が親子で参加できる場をつくり、在園児とのふれあいや親同士、保護者と職員の心の交流の場を設けています。

<預かり保育>

地域の実態や保護者の申請により、教育課程に係る教育活動終了後、希望者を対象に午後3時から6時30分まで、専門職を配置し指導計画に基づいて活動を行っています。

<園庭開放>

毎週金曜日(休日を除く)の午後2時から5時まで開放を行っています。



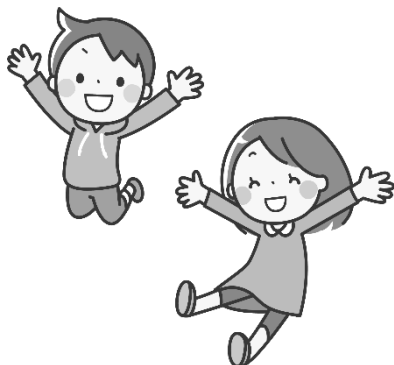


放課後児童クラブの実施状況（令和元年5月1日現在）

名 称	開設時間		在籍者数	
	平日	土曜	定員	児童数
八日市場児童クラブ	下校時 ～18時15分 ※延長時間 18時15分 ～19時15分	8時15分 ～18時15分 ※延長時間 7時45分 ～8時15分、 18時15分 ～18時45分	50	84
豊栄第一児童クラブ			40	42
豊栄第二児童クラブ			40	42
須賀児童クラブ			40	79
共興児童クラブ			40	38
平和児童クラブ			40	81
椿海第一児童クラブ			35	29
椿海第二児童クラブ			50	33
野田児童クラブ			40	78
栄第一児童クラブ			40	41
栄第二児童クラブ			45	39
あかしあ放課後児童クラブ	下校時 ～18時 ※延長時間 ～18時30分	8時00分 ～18時00分 ※延長時間 7時30分 ～8時00分 18時00分 ～18時30分	20	17

放課後こども教室の実施状況（令和元年5月1日現在）

名 称	開設時間	在籍者数	
		定員	児童数
八日市場放課後子ども教室	平日 下校時 ～18時	40	35
豊和放課後子ども教室		40	47
吉田放課後子ども教室		40	45





3) 小児医療の充実

全国的に小児科医が不足している状況にあり、急病時の小児医療へのニーズが高まっています。本市では、休日の急な診療については休日在宅当番医制事業で対応に努めています。

また、子どもの健やかな成長と家庭の経済的な負担軽減を図るため、子ども医療費助成事業を実施しています。

具体施策

① 小児救急医療体制の整備

(健康管理課)

医師会や近隣病院との連携の強化を促進し、小児救急医療体制の整備に努めます。

② 子ども医療費助成事業

(健康管理課)

0歳から高校生世代までの子どもの医療費を助成します。

③ 未熟児養育医療給付事業

(健康管理課)

母子保健法に基づき、病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給を行います。

④ 休日在宅当番医制事業

(健康管理課)

地域住民の健康と安全を守るため、休日における在宅当番医による急病患者の対応に努めます。

4) 障害のある子どもへの支援

健康診査等で発育・発達上の心配がある子どもについては、適切な療育につなげる早期発見と相談支援体制の充実、障害児については日常生活動作の訓練や外出支援等が重要です。

本市では、健康診査等の母子保健事業で発育や発達の問題の早期発見に努めており、問題の発見後は専門職による継続的な支援を行っています。また、心身の発達や機能回復、集団生活への適応等の療育体制の整備に努め、就学の際には、医師・教育関係者・福祉関係者による諸検査と保護者面談によって作成した資料に基づいて慎重に審議し、就学支援を行っています。

今後も、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期対応に努め、スムーズに就学支援へつながる体制の強化を行うとともに、保護者等の関係者に対して助言・指導を行う等、それぞれの家庭にあった支援を推進します。また、保育所・幼稚園・小学校等の教員・指導者の発達障害への理解を深めていくとともに、保護者に向けても発達障害について啓発を図っていく必要があります。

具体施策

① 障害児保育等の充実 (再掲)

(学校教育課・福祉課)

障害のある子どもの保育等に対応できるよう、教員及び保育士の研修会への参加を促し、一人ひとりの発達や障害の状態に応じ適切に対応できる人材の確保に努めます。

② 障害児の幼児教育の充実

(学校教育課)

満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。





③ 早期発見体制の強化

(健康管理課・学校教育課・福祉課)

子育て世代包括支援センターを拠点として母子保健事業や保育所、幼稚園等と連携し、子どもの障害や発達・発育の問題の早期発見体制の強化を図ります。

④ フォロー体制の整備

(健康管理課・福祉課)

発達支援が必要な子どもに対して、心理発達相談員等による専門的な相談を行い、必要に応じて匝瑳市マザーズホームと連携し支援を行います。

⑤ 療育体制の整備

(福祉課)

心身の発達、機能回復訓練、集団生活への適応等、匝瑳市マザーズホームを通して発達支援に努めるとともに、指導員のスキルアップ、相談体制の充実を図ります。また、地域の中核的な療育支援施設として匝瑳市マザーズホームの児童発達支援センター化を推進します。

⑥ 就学指導の充実

(学校教育課)

関係機関との連携により対象児の把握・保護者の意向を聴取し、教育支援委員会会議に諮り、本人と保護者の意思を最大限尊重した就学指導に努めます。

⑦ 教員の研修と相談機能の充実

(学校教育課)

学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等に対する理解を深めるため、教員研修の充実に努めます。

⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給

(学校教育課)

小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の経済的負担を軽減するために特別支援教育就学奨励費を支給します。

⑨ 障害児に対する助成

(福祉課)

障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給を図ります。

⑩ 保育所等心理発達巡回相談

(福祉課)

心理発達相談員が保育所等を巡回し、児童の心理発達、行動分析、保育士へのアドバイスによるスキルアップ等を行い、適切な保育の推進を図ります。





(2) 子育てを地域で支える意識・体制づくり

1) 地域ぐるみの子育て支援意識の醸成

かつては、近所づきあいや地域の行事等が重視される地域社会が形成され、子育てを地域ぐるみで見守る意識がありましたが、現在は地域社会のつながりが希薄化するとともに地域ぐるみによる子育て意識も低下しています。

本市では、広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て支援の意識啓発や、民生委員・児童委員の活動内容を周知してきました。

今後も、民生委員・児童委員の地域の活動内容について積極的にPRを行い、地域住民への周知を図っていく必要があります。

具体施策

① 地域ぐるみの意識の醸成

(福祉課)

広報、ホームページ及び各種媒体を活用し、地域ぐるみの子育て支援の意識啓発活動を進めます。

② 民生委員・児童委員の活動の周知

(福祉課)

子育てについての相談、子どもの見守り、児童相談所への窓口等、地域における民生委員・児童委員の活動内容について周知を図ります。

2) 地域における子育て支援のネットワークづくり

地域社会のつながりの希薄化や、少子化の進行等により子ども同士の交流機会が減少しています。子どもの健やかな成長への影響が心配されるとともに、社会・経済的理由から、保護者自身が地域社会から孤立した育児をせざるを得ない状況も出ており、結果として子育てへの不安や負担が大きなストレスとなり、育児放棄や虐待につながるケースも見られるようになりました。そのため、保護者の感じる子育ての不安や負担を地域全体で軽減し、支援することが重要となっています。

本市では、子ども会を運営するそうさ市子ども会育成連絡協議会の活動を積極的に支援し、子ども会活動の活発化を図っています。また、幼稚園・小学校・中学校のPTA間で連携した協力体制が充実しています。

今後も、子育て支援のネットワークづくりとして、子ども会や幼稚園・小学校・中学校のPTAの活動が活発化していくよう支援していく必要があります。

具体施策

① 子ども会活動の支援

(生涯学習課)

子ども会関係者との連絡を密にして、互いに協力しあい、子ども会活動の発展を図ります。また、子ども会運営の後継者の育成にも努めます。

② PTA活動の支援

(生涯学習課)

幼稚園・小学校・中学校のPTAが連携し、教育進展に寄与する事業を支援します。また、市との教育懇談の機会も設けていきます。





③ スポーツ活動の支援

(生涯学習課)

スポーツ少年団等のスポーツ団体と連携し、スポーツに関する指導及び助言を行い、スポーツ活動を支援します。

④ 子育てボランティアの育成支援

(環境生活課・福祉課)

地域における子育てボランティア活動や人材育成の支援をするとともに、ボランティア活動の紹介及びボランティア間の交流を支援します。

地域における子育て支援の整備状況

支援の種類	内 容
育児相談	各保育所等において育児相談を実施しています。
家庭児童相談室	匝瑳市役所福祉課内に設置の家庭児童相談室において、児童の養育について家庭相談員による相談指導を行っています。(月～金：面接相談・電話相談)
児童虐待の早期発見と関係機関の連携	児童相談所、保健センター、福祉行政機関等で子育て支援のケースカンファレンスを実施しています。
情報の提供	市のホームページに保育所等情報を掲載しています。 保育所等の園だよりを地域へ配布・回覧しています。
子どもたちの居場所の確保 (公共施設の利用)	○地区コミュニティセンター(9か所) ○集落集会施設(128か所) ○勤労青少年ホーム(1か所) ○農村公園(2か所)
遊び場の確保	○都市公園(13か所) ○児童遊園(12か所) ○その他公園(1か所)
世代間交流	市民ふれあいセンター
育児支援	図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせ等を行っています。 (毎月第4土曜日)

3) 地域資源活用による子育て支援

少子化の影響により、地域内で児童が減少したことによって、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響を与えています。全ての子どもを対象に、放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し自由に遊び、学習や様々な体験活動を進めていくことが求められています。

本市では、各地域振興協議会が中心となっており、子どもから高齢者までを対象とした各種事業が実施されています。また、各地区のコミュニティセンターが放課後児童クラブや子ども会行事の際に利用されています。

今後は、ファミリー・サポート・センター事業の実施を検討し、地域全体での子育てを支援していく必要があります。





具体施策

① 学習機会の拡充

(生涯学習課)

小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。

② 地域資源の活用

(環境生活課)

区長会への周知を通し、各地区コミュニティセンターを子育て支援及び親子交流の場としてさらなる活用に努めます。

③ ファミリー・サポート・センター事業の検討

(福祉課)

ファミリー・サポート・センター事業の実施について、人材や団体等地域の有する資源の活用を考慮し、検討します。





基本目標２ 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり

(１) 保護者と子どもの健康の確保、増進

１) 安全な妊娠と出産の支援

少子化・核家族化・晩婚化の進行に伴い、妊娠期からの健康管理と妊産婦の不安の解消に向けた支援が必要になります。本市では、母子健康手帳を交付する際に全ての妊婦と面談して健康状態や不安を把握し、個々に合わせた支援を行っています。また、ハイリスク妊婦に対しては、家庭訪問や相談等の個別指導を実施し、医療機関との連携を図っています。

今後、支援内容をさらに充実させていくために、関係機関との連携を密にして、相談支援体制の強化を図る必要があります。

具体施策

① 母子健康手帳交付・妊婦相談

(健康管理課)

妊娠、出産、育児を通じて、母と子の一貫した健康管理を行うため、母子健康手帳を交付し、母と子の健康維持・増進に役立てます。

② 母性健康管理指導事項連絡カードの活用

(健康管理課)

働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために、母子健康手帳交付時やマタニティクラスで周知に努めます。

③ 妊産婦訪問指導

(健康管理課)

訪問等により、個々に合わせた相談に応じることで不安の解消に努めます。

④ マタニティクラス

(健康管理課)

妊娠、出産に関する具体的な知識を普及するとともに、参加者同士が交流することで不安の解消に努めます。また、父親の参加促進を積極的に行います。

⑤ ハイリスク妊婦に対する個別指導

(健康管理課)

身体的・社会的・精神的に支援が必要とされる妊婦には、関係機関と連携を図り、個別に対応することで、安心・安全な出産を迎えられるように支援します。

⑥ 妊娠中の飲酒・喫煙の影響についての啓発

(健康管理課)

妊娠・育児中の飲酒や喫煙が胎児や子どもに及ぼす影響について、妊娠期、子育て期に限らず、あらゆる事業で飲酒や喫煙の健康への影響について伝え、知識の普及に努めます。

⑦ 医療機関委託妊婦一般健康診査事業

(健康管理課)

妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数 14 回分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。

⑧ 不妊治療に対する助成

(健康管理課)

不妊症のために特定不妊治療を受けた夫婦に対して、費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

⑨ 産後ケア事業

(健康管理課)

産婦及びその乳児に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。





2) 子どもの健やかな成長と発達への支援

母子保健事業等を通して、疾病や発達障害等の早期発見に努めています。また、保護者が育児に対して自信を持って取り組めるように、子どもの発達段階に応じたきめ細やかな相談を行っています。今後も、障害等の早期発見と育児不安の解消に向け、継続して支援を行っていきます。

具体施策

① 乳幼児健康診査

(健康管理課)

健康診査で疾病や発達障害等の早期発見に努めます。また、専門職による子どもの発達段階に合わせた相談により育児不安の解消を努めます。また、未受診者に対しては、保健師が家庭訪問し、健診の必要性を説明するとともに、発育・発達状態と育児状況の確認をします。

② 医療機関委託乳児一般健康診査

(健康管理課)

9～11か月児の間に受診できる乳児健康診査受診票を交付することで健診費用の助成を行います。

③ 母子健康相談

(健康管理課)

保護者が育児で困った時に、いつでも相談できる相談窓口をめざしています。電話や来所相談のほか、乳幼児健康相談においても専門職による相談を行っていきます。

④ こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）

(健康管理課)

子育ての孤立を防ぐために、乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、育児の情報提供を行っていきます。

⑤ 離乳食教室

(健康管理課)

5～11か月の乳児を持つ保護者を対象に、初期・中期・後期のグループで離乳食の調理と試食をします。また、保護者同士の交流の場を提供します。

⑥ 予防接種の早期実施の徹底

(健康管理課)

乳幼児から小・中学生及び高校生の定期予防接種を全ての対象者が受けられるように、未受診者に電話や手紙等での再通知や健診時の予防接種の勧奨に努めます。

⑦ 子育てに関する情報提供

(健康管理課)

様々な機会を利用して、子どもの発育・発達と、事故予防を含めた育児に関する正しい知識の普及に努めます。

⑧ 育児支援家庭訪問事業

(福祉課)

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過度な負担がかかる前の段階において訪問による支援を実施します。

⑨ すくすく歯っぴい(1歳児歯科相談)

(健康管理課)

1歳児を持つ保護者に対し保健師、栄養士、歯科衛生士が個別相談を実施し、歯磨きの動機付けを行うとともに、離乳完了期の食事や育児についての相談を実施します。





⑩ 発達相談・言語相談

(健康管理課)

心理発達相談員、言語聴覚士による個別相談で専門的なアドバイスを得ながら、匝瑳市マザーズホームや医療機関と連携し、保護者が安心して育児ができるよう努めます。

⑪ 未熟児・新生児・乳幼児家庭訪問指導

(健康管理課)

未熟児・新生児・乳幼児のいる家庭に対し、助産師や保健師等が家庭訪問を実施して子育てに関する様々な悩みや相談事に対応します。

⑫ 保育所・幼稚園等巡回歯科保健指導

(健康管理課)

3、4、5歳児を対象に虫歯予防を中心に、歯磨きの大切さ等を伝える歯科保健指導を実施します。

⑬ 小学校巡回歯科指導

(健康管理課)

養護教諭との連携を図り、小学生の歯科保健指導の支援に努めます。

3)「食育」の推進

ファストフードの普及や外食の拡大、食べすぎや運動不足による肥満、朝食欠食等による偏った栄養摂取及び食生活の乱れ等は、健康への影響や豊かな人間性の形成及び家族関係づくりへ支障が出ることで問題視されています。

そこで、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着等、家庭・地域・学校・関係機関が連携して、食生活の向上と心身の健全育成を図るために、食育の推進を図ります。

具体施策

① わんぱくクッキング

(健康管理課)

2歳以上の幼児と保護者を対象に、食に興味を持つことを目的に、食品に触れ、名前を知り、いろいろな食べ物の味を覚えたり、手づくりおやつやバランスのとれた食事について学びながら、保護者同士の交流も図ります。

② 親子料理教室

(生涯学習課・健康管理課)

小学校家庭教育学級の親子を対象に、食品や調理方法について学ぶために料理教室を開催します。また、望ましい食事のとり方や、よりよい食生活が身につくよう、保健推進員と栄養士による講話を行います。

③ 食育事業

(産業振興課)

野菜や米、大豆、キノコ、卵、肉、魚等、食べ物の栽培や育成、収穫等に関する体験や、加工品の製造や料理体験等を通じて食育の取組を推進します。

④ 学校における食育の推進

(学校教育課・学校給食センター)

栄養教諭、栄養士及び調理員による給食時間の講話等により、給食時間における食育の充実を図ります。広報そうさや給食だより「そうさランチタイムス」等を通じて、「食」について興味関心を持つ機会を増やします。





4) 思春期の心と体の健康づくり

性に関する正しい知識の普及と命の大切さに重点を置いた教育指導が重要となっています。本市では、家庭・学校・地域で連携して命の教育を行うとともに、赤ちゃんとのふれあいを通して命の大切さを学ぶ機会を提供しています。

今後は、児童・生徒の健康の保持増進を強化し、関係機関と連携しながら効果的な情報提供ネットワークづくりを進め、児童・生徒の心の問題に係る相談体制の充実に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

具体施策

① 命の教育

(健康管理課・学校教育課)

中学生とその保護者を対象に、家庭・学校・地域の連携のもとに様々な教育の場を活用して命の教育を推進し、自他の命の大切さについて再認識し、健康や性に関する正しい知識の普及を図ります。

② 未成年の喫煙・飲酒の防止

(学校教育課)

子どもたちの規範意識を高めるとともに、家庭・学校・地域・事業者が協力し、未成年の喫煙、飲酒の防止に取り組みます。

③ 思春期における心の問題に係る専門家の確保

(学校教育課)

学校における教育相談の機能強化を図り、いじめや不登校等の問題に対応するためにスクールカウンセラーを配置して、相談活動を行います。また、スクールソーシャルワーカーの配置により、関係機関の連携を強化し、課題の解決を図ります。





(2) 仕事と子育てが両立できる環境の整備

1) 仕事と子育ての両立支援の推進、多様な働き方の実現

少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援が重要な課題であり、男女共同参画の視点からも男女が協力して子育てを行う重要性が指摘されており、女性だけでなく男性も含めた働き方の見直しを進め、地域の企業、子育て支援団体等が、互いに連携・協力し合いながら地域の実情に即した取組を進めていくことが必要です。

本市では、保護者の多様な働き方への支援として市内保育所・こども園等12か所で乳幼児保育や延長保育を実施し、小学校・こども園15か所で放課後児童クラブや放課後子ども教室を設置するほか、育児・介護休業制度を周知して父親の育児参加促進を図っています。今後も引き続き、保護者が働きやすい環境づくりのために、企業へのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動や保育の受け入れ体制の充実を図ります。

具体施策

① 乳幼児保育 (再掲)

(福祉課)

安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう受け入れ体制等の推進を図ります。

② 延長保育の充実 (再掲)

(福祉課)

保護者の利便性向上を図るため、多様な就労形態に対応可能な延長保育をめざし、子育てと仕事が両立できるよう努めます。

③ 一時預かりの拡充 (再掲)

(福祉課)

保育所等を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

④ 育児・介護休業制度の周知

(産業振興課)

育児・介護休業取得率の上昇をめざし、育児・介護休業制度を関係機関の指導により周知します。

⑤ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実 (再掲)

(学校教育課)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。また、指導を行う人材の確保にも努めます。

⑥ 父親の育児参加の促進

(健康管理課)

父親が子どもを持つことの喜びを感じ、育児に対する責任を認識するとともに、積極的に育児に対応できるようマタニティクラス(両親学級)への参加を促進します。

⑦ 働き方改革の促進

(産業振興課)

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、市内事業者の「働き方改革」を促進させるための制度周知・啓発を行います。





2) 経済的負担の軽減

一人の子どもが成人に至るまでには、食費・医療費・教育費等様々な費用を要することから、子育てに係る各種助成事業を拡充することにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るとともに、子育てをしやすい環境整備を進めていく必要があります。支援を必要としている家庭への適切な給付に努め、児童手当の給付や保育料等については、国の動向に注視しながら、制度改正に柔軟に対応し、市民への周知を図っていく必要があります。

具体施策

① 医療機関委託妊婦一般健康診査事業 (再掲)

(健康管理課)

妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数 14 回分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。

② 出産育児一時金の支給

(市民課)

国保被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給します。

③ 医療機関委託乳児一般健康診査 (再掲)

(健康管理課)

9～11 か月児の間に受診できる乳児健康診査受診票を交付することで健診費用の助成を行います。

④ 児童手当の給付

(福祉課)

中学校修了前の児童・生徒を対象に、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童・生徒の健全な育成及び資質向上に役立てることを目的とし、児童手当を支給します。

⑤ 保育料、児童発達支援及び学校給食費の負担軽減

(福祉課)

令和元年(2019年)10月から、国の幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の保育所等保育料及び児童発達支援の利用者負担が無償化されています。今後も3歳未満児の保育料や学校給食費等の軽減について検討します。

⑥ 就学援助

(学校教育課)

経済的理由で、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学学用品費・学校給食費・医療費等の援助を行います。

⑦ 第3子以降の学校給食費の減免

(学校教育課)

18歳未満の子どもが3人以上いる家庭を対象に、第3子以降の学校給食費を無料にします。

⑧ 子ども医療費助成事業 (再掲)

(健康管理課)

0歳から高校生世代までの子どもの医療費を助成します。

⑨ 児童扶養手当の給付

(福祉課)

ひとり親家庭や母又は父が重度の障害を有する家庭の生活安定と自立の促進を目的として、児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。





⑩ ひとり親家庭等医療費助成

(福祉課)

ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方及び児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう周知に努めます。

⑪ 未熟児養育医療給付事業 (再掲)

(健康管理課)

母子保健法に基づき、病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給を行います。

⑫ 特別支援教育就学奨励費の支給 (再掲)

(学校教育課)

小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の経済的負担を軽減するために特別支援教育就学奨励費を支給します。

⑬ 障害児に対する助成 (再掲)

(福祉課)

障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給を図ります。

3) ひとり親家庭の自立支援の推進

近年の離婚の増加等が背景となり、ひとり親家庭の自立支援が課題となっています。就労に向けた相談・情報提供のほか、住居の安定確保に努める等、ひとり親家庭の自立支援を行っています。

また、経済的な面での支援として、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度を積極的に周知し、活用を促しています。

今後は、更なるひとり親家庭の自立支援に向けて、様々なケースへの相談支援ができるように母子・父子自立支援員の相談体制強化を図ります。

具体施策

① 自立支援・就業相談等の情報提供

(福祉課)

母子家庭等に対する情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談、就業等の支援活動の充実を図ります。

② 母子寡婦福祉会への支援

(福祉課)

母子家庭の母親や寡婦の方が生活の安定と向上をめざして、自主的に活動する団体で、お互いに情報を交換し、親睦を深めています。若年母子会員の勧誘等、会の充実を支援します。

③ 母子家庭等への居住の安定確保

(都市整備課)

母子家庭等の居住の安定確保のために公営住宅への入居について配慮します。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の優先的利用

(学校教育課)

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における母子家庭等の優先的利用を図り、保護者の就業や児童の育成を支援します。





⑤ 児童扶養手当の給付（再掲）

（福祉課）

ひとり親家庭や母又は父が重度の障害を有する家庭の生活安定と自立の促進を目的として、児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。

⑥ ひとり親家庭等医療費助成（再掲）

（福祉課）

ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方及び児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう周知に努めます。

⑦ 母子家庭等対策総合支援事業

（福祉課）

母子・父子家庭の自立支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための講座等の受講にかかる費用の一部又は訓練促進費を支給します。

⑧ 養育費の確保

（福祉課）

母子家庭等の母親等が養育費を確保できるよう、情報提供を行い支援します。





基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

1) 良質な居住環境の確保

子育てを快適に行っていく上で居住環境は最も基本的な要因の一つです。本市では、子育て中の家庭に適した良質な居住環境の確保のため、各種住宅優遇制度の利用を促進しています。

具体施策

① 子育て世代の住宅取得の支援

(企画課・都市整備課)

転入者マイホーム取得奨励金制度や住宅ローン金利の引き下げを受けることができる「フラット 35」子育て支援型・地域活性化型、空き家バンク等の活用を促し、子育て世代の住宅取得を支援します。

2) 安心して外出できる環境の整備

安心して外出できる環境の実現には、子どもを連れて安心して通行できる道路交通環境や、公共施設等のバリアフリー化等が課題です。

本市では、道路交通標識の整備により路面表示を行い、安全な通行を図っています。また、公園の遊具の安全点検とともに修繕を行い、公園施設の整備を行っています。

市内の公共施設において、ベビーカーでの利用等を考慮したバリアフリー化を進めており、今後も、子どもを連れて安心して外出できる環境の整備に努めていく必要があります。

具体施策

① 道路交通標識等の整備

(建設課)

子どもや子ども連れの家族等が安全に安心して通行できる道路交通標識等の整備を進めます。

② 公共施設のバリアフリー化

(関係各課)

公共施設の子育てバリアフリー化を進めます。

③ 遊び場の確保

(環境生活課・生涯学習課・都市整備課)

コミュニティセンター、体育施設等既存施設の有効活用や園庭の開放、児童遊園の遊具器具等の維持管理を図り、子どもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場の確保に努めます。

④ 居場所の確保

(生涯学習課・都市整備課)

公民館や図書館、公園等子どもやその家族等が安全な環境で安心して過ごすことのできる場所の確保に努めます。





(2) 安全対策の推進

1) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、子どもが安全にかつ安心して地域で育つことができるよう、地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るための活動が重要となっています。

本市では、幼稚園、小・中学校の保護者、地区防犯指導員の携帯電話に、メール配信システムによる不審者情報を提供し、犯罪の未然防止に努めるとともに、子どもの安全を地域全体で守ることを目的として、小学校ごとに地域住民・保護者による見守り活動を組織的に行っています。

また、子ども 110 番の家との連携強化により、地域の中に緊急時の子どもの避難先の確保に努めています。

今後も子どもが安全に過ごせる環境づくりをめざし、関係団体や地域住民と連携して活動を推進します。

具体施策

① 犯罪等に関する情報の提供

(学校教育課)

市内及び近隣での犯罪や不審者の発生について、警察署や防犯関係団体と連携し、幼稚園、小・中学校保護者に対して、メール配信システムにより速やかに情報提供を行います。

② 地域全体での取組の推進

(学校教育課・環境生活課)

地域住民、防犯協会、区長会、シニアクラブ等の各種団体の協力を得て、小学校ごとに見守り活動の組織づくりを進めます。

③ 各種団体による子どもの安全対策

(環境生活課)

地域住民、防犯協会、区長会、ボランティア等の見守り活動を支援し、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図ります。

④ 防災行政無線を活用した子どもの安全対策

(学校教育課・総務課)

防災行政無線による小学生の帰宅及び見守り放送を実施し、今後も子どもへの一層の注意喚起と市民の見守りに対する意識の向上に努めます。

⑤ 「子ども 110 番の家」の強化

(学校教育課)

子どもたちが安全で安心して登下校できるように、「子ども 110 番の家」の周知を行うとともに、地域との連携強化を図ります。

⑥ 地域防犯パトロール

(学校教育課・生活環境課)

小学校PTA等を中心とした、地域防犯パトロール活動を支援します。

⑦ 保育所、幼稚園等、小・中学校における防犯対策の充実

(学校教育課・福祉課)

保育所、幼稚園等、小・中学校において、防犯カメラ等の整備による防犯対策の充実に努めます。





2) 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進

子どもを交通事故から守るためには、警察、保育所、幼稚園等、学校、関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要になっています。

本市では、地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全教育を進めるとともに、市内学校等の防災設備の点検を行うほか、避難訓練を定期的の実施しています。

今後とも、交通安全意識の向上に努めるとともに、学校等での避難訓練の実施による防災意識の向上や防犯対策の充実を図っていく必要があります。

具体施策

① 交通安全教育の実施

(学校教育課・環境生活課・福祉課)

子どもたちを交通事故から守るために、警察署及び交通安全協会と連携を図りながら交通安全教育を保育所、幼稚園及び小・中学校等で実施します。また、地域住民等の協力を得て、児童・生徒の登下校に合わせて安全パトロールを組織的に行います。市内の幼児から高齢者までを対象として、心身の発達に応じた段階的かつ体系的な交通安全教室を開催します。

② 避難訓練の実施

(学校教育課・福祉課)

災害発生時や不審者侵入の際に速やかな対応ができるよう保育所、幼稚園、小・中学校等において、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を定期的の実施します。

3) 児童虐待の防止策の充実

近年の核家族世帯の増加、ひとり親家庭の増加等による保護者の孤立に伴う不安やストレスの増大が児童虐待の要因となり、痛ましい事件が年々増加しています。

本市においては、関係機関と連携を取り、保護者の孤立感や不安の解消、虐待の早期発見に努め、虐待を発見した場合は、継続的に支援を行っています。また、虐待の早期発見に向けて市民の協力を呼びかけています。

今後も「早期発見・早期対応」を第一に、虐待を受けた子どもの「保護と自立」へとスムーズかつきめ細やかに対応できるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、育児困難の家庭や虐待の把握に力を入れていく必要があります。

具体施策

① 孤立感・不安の解消

(健康管理課)

母子保健事業において妊娠期から丁寧な相談により保護者の不安をよく受け止め助言することと、自信を持って育児ができるように支援します。また、意識的に母親同士の交流の場を持つことにより、孤立感・不安の解消に努めます。

② 相談事業の周知

(福祉課)

家庭児童相談室や各保育所等で実施している子育て相談等の相談事業についての周知と活用を促進します。





③ 一時預かりの拡充 （再掲）

（福祉課）

保育所等を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

④ 関係機関の協力による早期発見

（健康管理課）

母子保健事業・こんにちは赤ちゃん訪問事業において、育児困難家庭や虐待等の把握に努めます。

⑤ 保育所、幼稚園及び小・中学校等における早期発見

（学校教育課・福祉課）

保育所、幼稚園及び小・中学校等では、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のための研修・指導・啓発に努めます。

⑥ 市民の協力による早期発見

（福祉課）

「広報そうさ」で毎月相談日を周知し、特に 11 月の児童虐待防止月間では早期発見の重要性を周知します。家庭児童相談室のパンフレットも 2 年に一度更新し、保育所、幼稚園、小・中学校及び公民館等に配布し、今後も市民が協力できるよう呼びかけを継続します。

⑦ 要保護児童対策地域協議会

（福祉課）

匝瑳市要保護児童対策地域協議会による関係機関とのネットワークを最大限に活用して情報の共有化等を図り、要保護児童等の早期発見と関係機関の役割分担による支援体制を構築して、児童虐待対策を適切に行います。





(3) 子どもが健やかに育つための環境づくり

1) 子どもの権利を守るまちづくり

子どもの権利とは、子どもが持つ人権であり、子どもに与えられる特別の保護とケアへの配慮が求められています。

子どもも一人の人間であるという観点から、子ども一人ひとりの意見や考えを尊重し、自分自身の考えを持つ自立した豊かな人間性を育む環境づくりをめざしていくことが必要です。

また、近年では、学校における子どもの人間関係や家庭環境が複雑化し、いじめや不登校、虐待といった問題が誰にでも起こりうる状況となっています。多感な時期の人間関係のこじれは、子どもの健やかな育ちを阻む要因となり、心のケアが重要となっています。

本市では、子どものいじめや不登校、虐待の早期発見に努め、これらを発見した場合は、継続的な支援を行っています。また、児童・生徒及び保護者の希望により、「適応支援教室」へ不登校児童・生徒を受け入れる支援を行っています。

今後も、いじめや児童虐待の「早期発見・早期対応」を第一にした相談支援体制の強化を図ります。

具体施策

① 保育所、幼稚園及び小・中学校等における早期発見（再掲）

（学校教育課・福祉課）

保育所、幼稚園及び小・中学校等では、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のための研修・指導・啓発に努めます。

② 適応支援教室の実施

（学校教育課）

匝瑳市適応支援教室「さわやかルーム」において、子どもサポーター（適応支援教室支援員）を配置し、家庭・学校・関係機関との連携を密にして不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。

2) 次代を担う人づくり

親になる前に小さな子どもとふれあったり、世話をしたりする経験が少ない等、親になる上で必要な経験が不足していることが子育てへの不安や悩みにつながるケースが増えています。

また、家庭を築き、働き、子どもを生み育てたいと思う地域社会の環境の整備や、中学生・高校生に子どもを生み育てることの意義を理解させる等の次代を担う人の育成が重要な課題となっています。

本市では、保育所等での中学生・高校生と乳幼児がふれあう機会の創出や、行事等を通じた他世代とのふれあいといった地域社会の中での交流の場を設けるほか、そうさ市子ども会育成連絡協議会による次代の人づくりを目的としたジュニアリーダー養成事業を行っています。

また、子どもも重要なまちの一員として捉え、議会事務局・関係各課・教育委員会・中学校の連携の下に、中学生模擬議会を開催し、議会政治の役割等を体験することで、市政への理解を深め、積極的なまちづくりへの参画を促しています。

今後も、小さな子どもとふれあうことや様々な経験を通して大人としての自覚を養っていく機会の充実を図ります。





具体施策

① 意識の啓発

(学校教育課)

家庭や学校教育の中で、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。

② 乳幼児とふれあう機会の創出

(学校教育課・福祉課)

保育所等と学校の連携により、総合的な学習の時間や夏休み等を利用して、小学生、中学生及び高校生が乳幼児とふれあう機会を創出し、継続した活動になるよう努めます。

③ 体験活動の推進

(学校教育課)

小学生及び中学生を対象とした社会体験活動、ボランティア活動の場についての情報提供や個別相談、アドバイスを行います。

④ 他世代とのふれあいの機会の創出

(学校教育課)

地域住民が参加する行事等を通して、児童・生徒と他世代との交流を深めます。

⑤ 職業体験機会の充実

(学校教育課)

在学中から職業意識を啓発するため、学校と市内の企業等の協力・連携の下に、中学生等の職業体験の機会を設けます。

⑥ 学習機会の拡充

(生涯学習課)

小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。

⑦ 指導者の確保・養成

(高齢者支援課・生涯学習課)

地域住民（PTA・シニアクラブ等）の協力を得ながら、子どもの遊び支援やスポーツ活動等の指導を担う人材の確保・育成に努めます。

⑧ ジュニアリーダーの育成支援

(生涯学習課)

子ども会行事の実施にあたり、中心となって企画を進めるジュニアリーダーの育成を支援し、活動の充実・発展を促進します。

⑨ 青少年相談員活動の推進

(生涯学習課)

より複雑さを増す青少年を取り巻く社会環境の改善を図るため、青少年相談員活動を通じて青少年の非行・いじめ等の諸問題に取り組みます。

⑩ 中学生模擬議会の開催

(学校教育課)

中学生による模擬議会を開催し、中学校社会科「地方自治と住民」の学習内容を、体験を通して理解するとともに、市議会の果たす役割について、中学生が認識を深める機会として行っています。





青少年相談員の活動状況

趣 旨 ・ 目 的	次世代を担う青少年が社会性や幅広い視野を身に付け、心身ともに健やかに成長できるように、スポーツ活動や各種行事等の青少年健全育成活動を推進しています。
主 催 事 業	・ 少年の日地域のつどい大会（ミニバス） ・ 市民オリエンテーリング大会 ・ 通学合宿事業（フロンティア学寮） ・ ニュースポーツ大会 ・ 青少年健全育成活動事業等
相 談 員 数	市内各地区に配置され、計 68 人の青少年相談員が活動しています。

児童・青少年団体の活動の状況

			平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)
各種団体	子ども会	団体数	34	24	24	23	23
		会員数	1,705	1,562	1,467	1,457	1,376
	スポーツ少年団	団体数	11	11	11	11	11
		会員数	268	281	280	249	230
	ボーイスカウト	団体数	1	1	1	1	1
		会員数	89	79	70	65	47
	ガールスカウト	団体数	1	1	1	1	1
		会員数	30	27	26	26	26
	PTA	団体数	16	15	15	15	15
		会員数	2,612	2,484	2,422	2,306	2,102

職業体験学習の実施状況

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
匝瑳市立八日市場第一中学校	88	107	83	91	95
匝瑳市立八日市場第二中学校	140	139	148	120	119
匝瑳市立野栄中学校	82	72	58	68	55
体験学習先	病院、給食センター、市役所、保育所、放課後児童クラブ、飲食店、動物病院、運送業、図書館、介護事業、ドラッグストア、菓子店、菓子製造販売業、農業、ガス販売店、農業用品小売店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、美容室等				





そうさ市子ども会育成連絡協議会

構 成 員 の 人 数 等 (平成31年4月1日現在)		幼児・児童・生徒：約906人 育成者・指導者：約470人
活 動 の 内 容 (行 事)	4月	第1回常任理事会
	5月	総会、安全講習会 東総子ども会育成者講習会参加
	6月	東総子ども会ジュニアリーダー(初級認定講習会)・集団指導者認定講習会参加
	7月	
	8月	第2回常任理事会
	9月	東総子ども会かるたレク交流会参加
	10月	
	11月	わんぱくドッジボールルール講習会、わんぱくドッジボール大会 千葉県子ども会房総子どもかるた大会参加
	12月	クリスマス会
	1月	第3回常任理事会
	2月	子ども会活動掲示(壁新聞)
	3月	親子レクリエーション(バス遠足)
	以上の他、ジュニアリーダースクラブ(中学生・高校生で構成された団体)の派遣事業や各 単位団体(23団体)による独自の地区子ども会行事を実施しています。	





3) 生きる力を育む環境の整備

次代の担い手である子どもの生きる力の育成と学力の向上に向けた学校の教育環境の整備を図ることが重要となっています。

本市では、確かな学力の向上のために、幼稚園や保育所等と小学校が連携し、幼児教育の充実を図ることに加えて、各学校の授業研究での指導・助言を通し学習活動の改善等を計画的に行っています。

また、スポーツ教室の開催や子ども週末活動等支援事業、八咫少年少女発明クラブといった学校外での教育活動も積極的に推進し、年々参加者が増加しています。

今後も、個性あふれる子どもの育成に力を注ぎ、幼稚園や保育所、小学校等だけでなく、地域の協力を得ながら子どもの生きる力を育んでいく必要があります。

具体施策

① 幼児教育の充実

(学校教育課・福祉課)

幼児教育の充実に向けて、幼児教育の情報提供、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園や保育所等と小学校との連携を推進します。

② 障害児の幼児教育の充実 (再掲)

(学校教育課)

満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。

③ 学力の向上

(学校教育課)

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、『学びに向かう力、人間性』『知識及び技能』『思考力、判断力、表現力』の育成を図り、確かな学力の向上に向けた取組を進めます。

④ 信頼される学校づくり

(学校教育課)

信頼される学校づくりに向けて、地域及び家庭と学校との連携・協力の取組、地域に根ざした特色ある学校づくり、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価する仕組み、安全な学校施設の整備を推進します。

⑤ スポーツ教室の開催

(生涯学習課)

健やかな身体の育成に向けて、子どもが生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するための取組を推進します。

⑥ 子どもの週末活動等の支援

(生涯学習課)

週末等における子どもの活動支援や地域の教育力を活性化する取組を推進します。親子自然観察会や子ども会の各種行事を通して、子どもたちは他校や異学年の仲間たちとのコミュニケーションを図ったり、大人たちも行事運営の協力等を通して親同士の親睦が図られ、地域で子どもを育てることの大切さを実感できてきています。さらに、親子を対象とした行事を充実させることにより、地域の教育力の向上をめざします。

⑦ 八咫少年少女発明クラブの支援

(生涯学習課)

八咫少年少女発明クラブの活動を促進し、作品展への出品等を通して創作意欲を高め、ものづくりの喜びや人間関係を深めていくことを支援します。





スポーツ教室の実施状況（平成 30 年度）

施策名	対象	会場等	延べ参加人数(人)
卓球	幼児～一般	八日市場ドーム	285
エアロビクス	小学生～一般	八日市場ドーム	1,371
ラグビー	幼児～小学生	野手浜総合グラウンド	398
ジュニアバレーボール	小学生	二中武道館	995
ジュニアサッカー	小学生	そうさ記念公園	258
アイススケート	幼児～一般	アクアリンク千葉	49

子ども週末活動等支援事業

趣旨・目的	子どもを中心として地域の新たな教育的課題に対応し、地域全体で子どもを育てる環境の充実を目的としています。 完全学校週 5 日制の実施に伴い、週末等を利用して子どもの活動支援や地域の教育力活性化に向けた取組を推進しています。		
活動の内容			
体験活動	地域の自然環境にふれる様々な体験活動を通し、子どもたちの心を豊かに育む場を提供しています。		
子ども映画会・人形劇	子どもたちに人気の高い映画や人形劇を提供しています。		

体験活動の実施状況（平成 30 年度）

施策名	対 象	会場等	参加人数(人)
自然観察会(年 2 回)	小学生・親子	市内里山・鴨川市仁右衛門島 等	78
子ども映画会	幼児～一般	野栄総合支所	100
子ども人形劇	幼児～一般	生涯学習センター	100





4) 家庭や地域の教育力の向上

子育てが強いストレスとなることで児童虐待や育児不安・育児放棄につながるケースがあります。

また、少年犯罪の増加や地域社会のつながりの希薄化が進行し、全国的な「家庭や地域の教育力」の低下が指摘されており、家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力して地域社会全体の教育力向上をめざすことが必要となっています。

本市では、自然体験や社会体験事業の周知に努めています。また、地域の教育資源の開放として、学校体育施設を広く市民に開放するとともに、総合的な学習の時間等において豊かな知識や経験を持つ地域住民を積極的に登用していく必要があります。

具体施策

① 子ども体験活動情報の発信

(生涯学習課)

良質の自然体験や社会体験に関する情報発信の充実に努めるとともに、一人でも多くの子どもたちが感動を実感できるよう事業を継続します。また、本市の特色等についても積極的に取り上げ、郷土愛を育みます。

② 青少年健全育成活動の推進

(生涯学習課)

次世代を担う青少年が社会性や幅広い視野を身に付け、心身ともに健やかに成長できるように、通学合宿事業やスポーツ活動、各種行事等の青少年健全育成活動を推進しています。

③ 地域の教育資源の開放

(生涯学習課)

地域住民のスポーツ活動の場として、今後も学校体育施設の開放を行います。

④ 地域人材の教育現場への登用

(学校教育課)

地域住民の豊かな知識や技術にふれあうことができるよう地域の人材の登用を行います。

⑤ メディアの影響についての学習会の開催

(学校教育課・生涯学習課)

テレビが幼児に与える影響や、携帯電話やインターネットが小・中学生に与える影響等を研究するための学習会等の開催を推進します。

⑥ 家庭教育支援の推進

(生涯学習課)

家庭や子育てについての学習を通して様々な課題に対応できる親としての教育力を高め、併せて相互の交流や情報交換を図ることも目的として家庭教育学級の運営を支援します。

家庭教育学級の活動状況

活 動 の 内 容	合同開級式、親子ふれあい活動、親子料理教室、親子体験学習、子育て学習会、座談会等
対 象	幼稚園児、小学校児童、中学校生徒の保護者
講 座 数	年間 5 講座 (1 学級あたり)



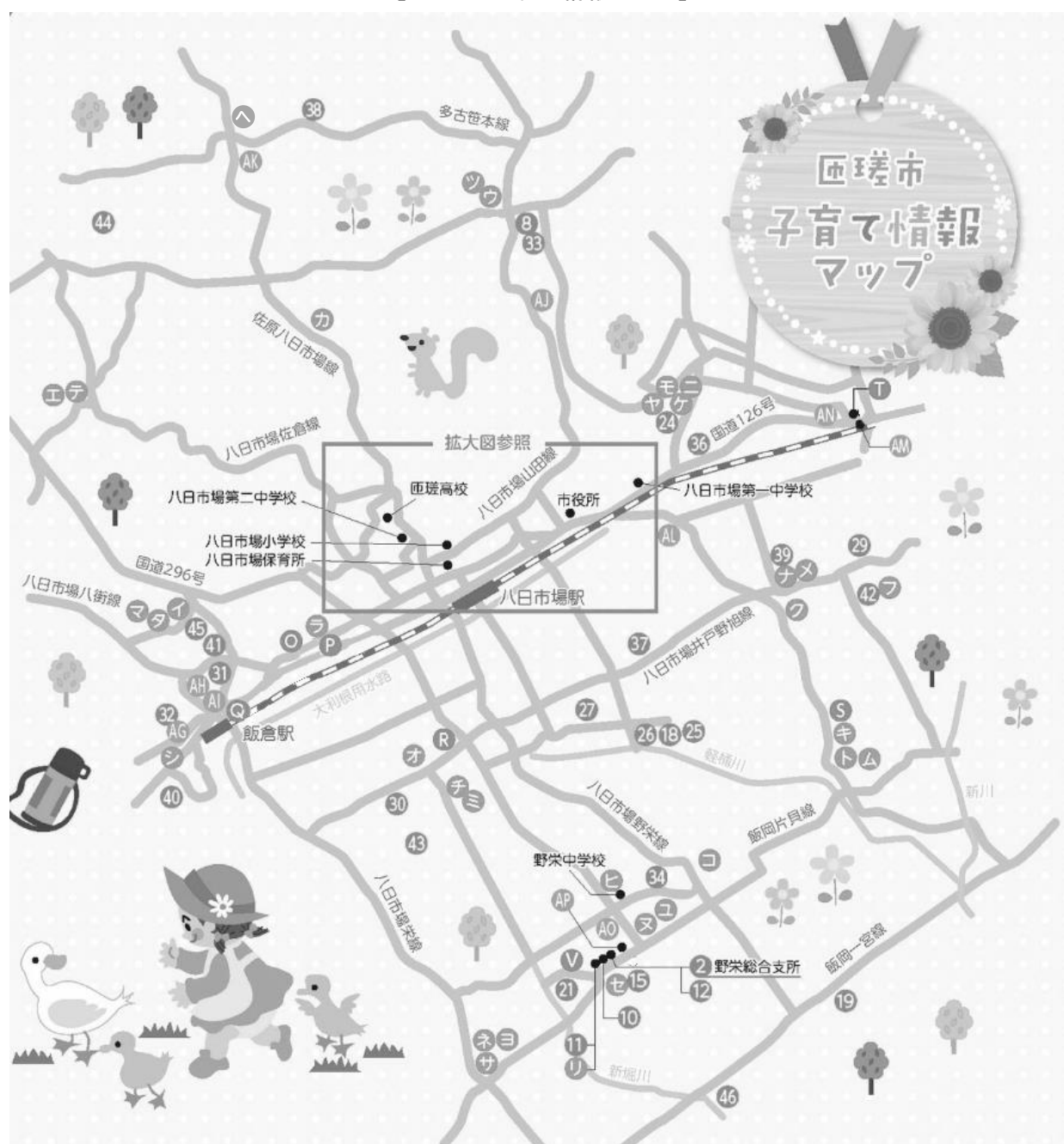


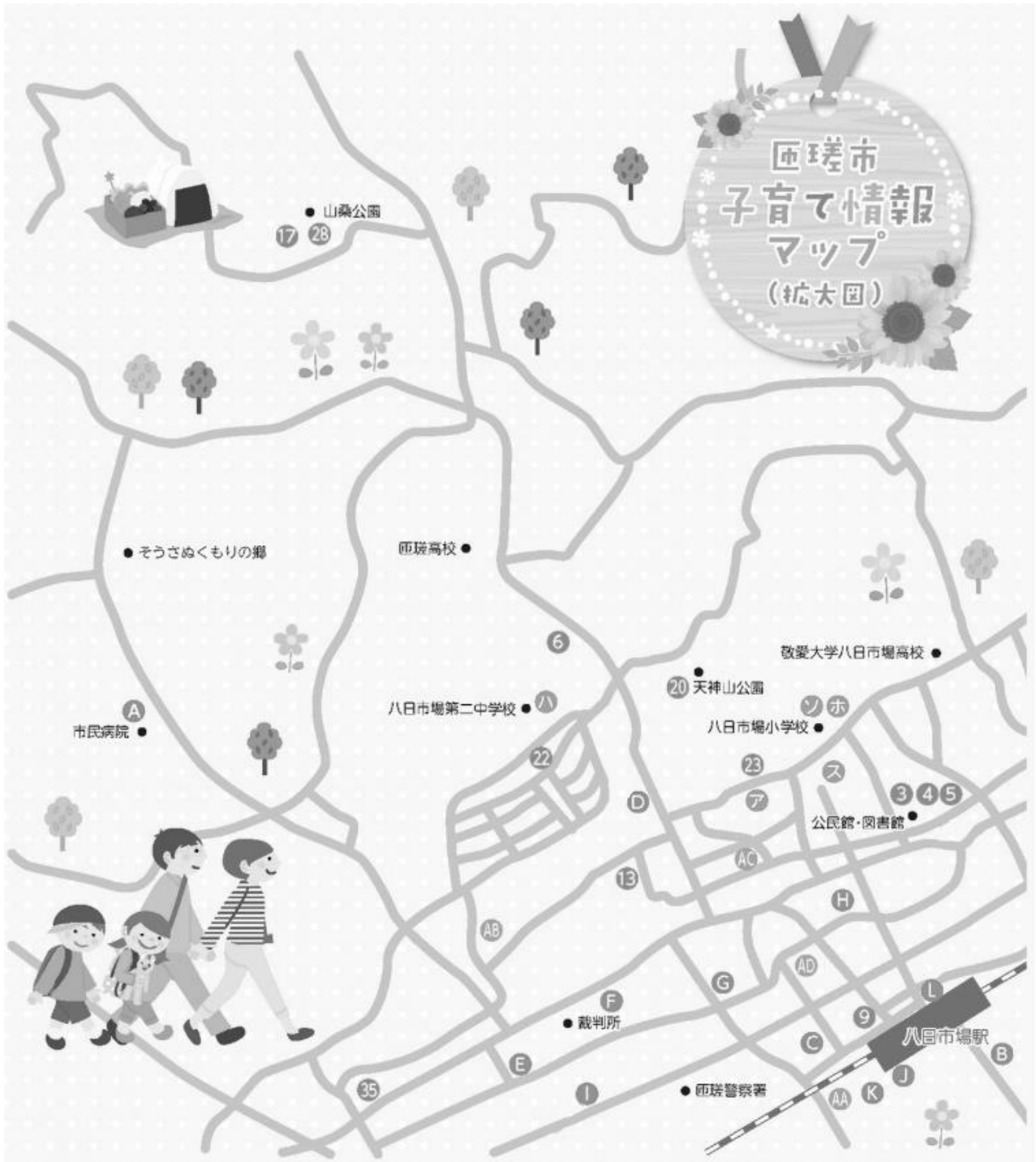
第5章 量の見込みと確保方策

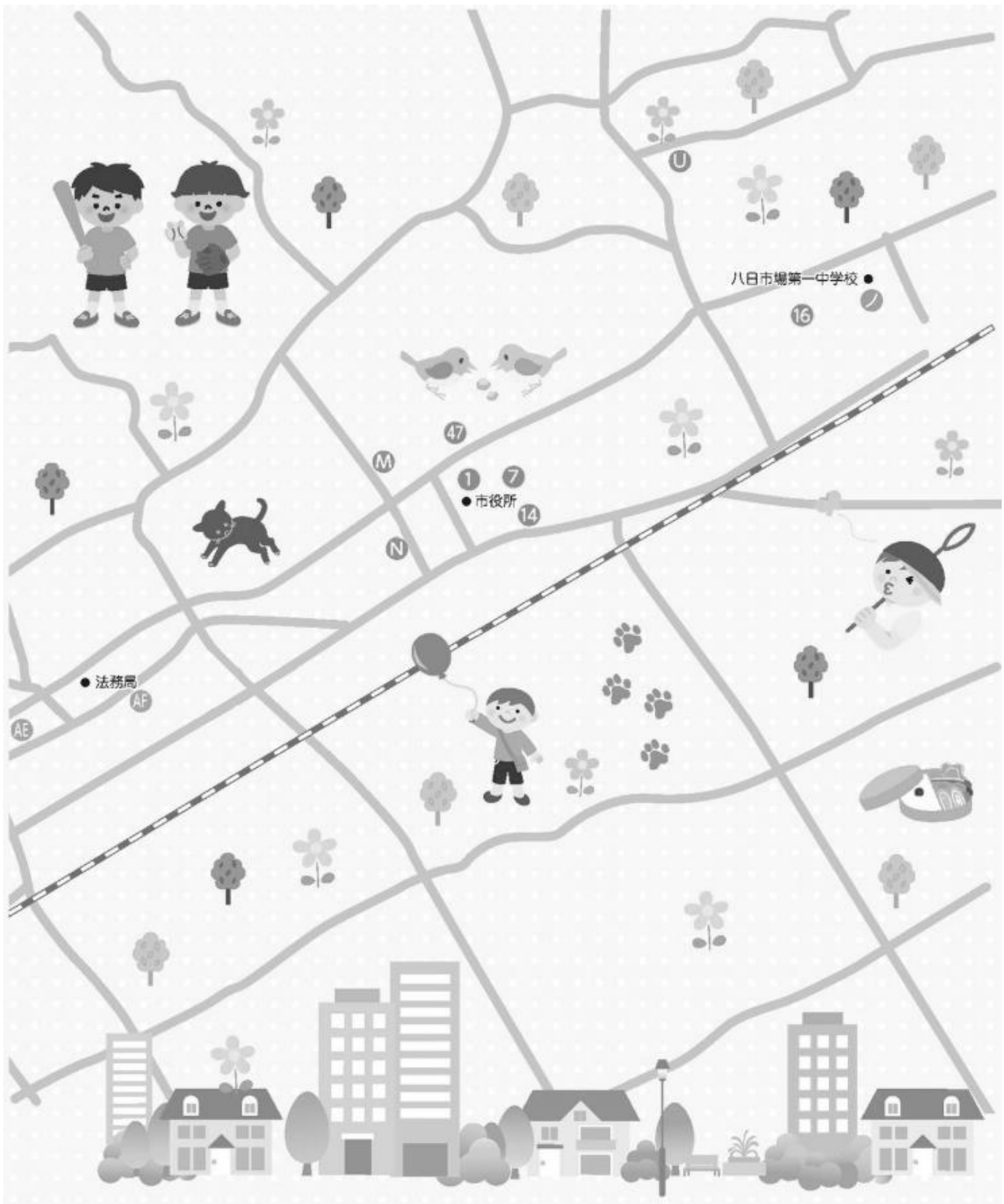
(1) 教育・保育提供体制区域の設定

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域に教育・保育提供区域を設定する必要があります。本市では、市の面積規模や児童人口、交通事情、保育園・幼稚園・学童保育・地域子育て支援事業等の利用状況等の諸条件を総合的に勘案し、第1次計画同様、市内全域を1つの教育・保育提供区域として設定し、サービス基盤の整備や充実を図ります。

【図 5-1 子育て情報マップ】









保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校等

番号	施設名	所在地	番号	施設名	所在地
ア	八日市場保育所	八日市場イ 2353-1	イ	豊栄保育所	飯倉 1615-1
ウ	豊和保育所	大寺 1428	エ	吉田保育所	吉田 4010-4
オ	須賀保育所	横須賀 2914	カ	匠瑳保育園	堀ノ内 360
キ	共興保育所	東小笹 120-1	ク	平和保育所	平木 3381
ケ	椿海保育園	椿 969-1	コ	東保育園	野手 6044
サ	栄保育園	栢田 941-1	シ	あかしあこども園	飯倉 106-1
ス	八日市場幼稚園	八日市場イ 2394	セ	のさか幼稚園	今泉 6527
ソ	八日市場小学校	八日市場イ 2311	タ	豊栄小学校	飯倉 1847
チ	須賀小学校	高 1956	ツ	豊和小学校	大寺 1492
テ	吉田小学校	吉田 4020	ト	共興小学校	東小笹 1160
ナ	平和小学校	平木 1819	ニ	椿海小学校	椿 973
ヌ	野田小学校	野手 13034	ネ	栄小学校	栢田 823
ノ	八日市場第一中学校	上谷中 2270-5	ハ	八日市場第二中学校	八日市場イ 1687
ヒ	野栄中学校	今泉 5323-3	フ	千葉県立八日市場特別支援学校	平木 930-1
ヘ	千葉県立飯高特別支援学校	飯高 1692	ホ	八日市場児童クラブ	八日市場イ 2311
マ	豊栄第一・第二児童クラブ	飯倉 1847	ミ	須賀児童クラブ	高 1956
ム	共興児童クラブ	東小笹 1179-2	メ	平和児童クラブ	平木 1819
モ	椿海第一児童クラブ	椿 969-1	ヤ	椿海第二児童クラブ	椿 973
ユ	野田児童クラブ	野手 13034	ヨ	栄第一・第二児童クラブ	栢田 823
ラ	たんぽぽ（つどいの広場）	八日市場ホ 2016	リ	つくし（つどいの広場）	今泉 6491-1

医療機関（医科）

番号	施設名	所在地	番号	施設名	所在地
A	匠瑳市民病院	八日市場イ 1304	B	東葉クリニック	八日市場イ 16-1
C	福島医院	八日市場イ 202-1	D	椎の木台耳鼻咽喉科	八日市場イ 2522
E	佐藤クリニック	八日市場イ 2735-4	F	小川内科	八日市場イ 2783
G	増田産婦人科	八日市場イ 2837	H	椎名医院	八日市場イ 2943
I	眼科さとう医院	八日市場イ 412-14	J	さとう整形外科	八日市場イ 49-2
K	檜垣内科循環器科医院	八日市場イ 56-3	L	アサヒ眼科クリニック	八日市場イ 61-6
M	石井医院	八日市場ハ 574-2	N	熱田整形外科	八日市場ハ 791-27
O	伊藤医院	八日市場ホ 3239	P	藤田医院	八日市場ホ 3292
Q	九十九里ホーム病院	飯倉 21	R	かわて医院	横須賀 2815-2
S	城之内医院	東小笹 86	T	守医院	椿 1268
U	鈴木医院	椿 706	V	はしば医院	今泉 485





医療機関（歯科）

番号	施設名	所在地	番号	施設名	所在地
AA	格心堂歯科医院	八日市場イ 217-3	AB	平野歯科医院	八日市場イ 1978
AC	井橋歯科医院	八日市場イ 2489-11	AD	鈴木歯科医院	八日市場イ 193
AE	寺本歯科医院	八日市場口 273	AF	宇井歯科医院	八日市場ハ 686
AG	エイトピア歯科	飯倉 283-1	AH	いむら歯科クリニック	飯倉台 5-6
AI	八日市場かど歯科医院	飯倉台 19-24	AJ	小西歯科医院	飯塚 920
AK	渋谷歯科クリニック	飯高 1667	AL	小高歯科医院	上谷中 1871-1
AM	ひがた歯科医院	椿 1267-14	AN	城之内歯科医院	椿 1268-7
AO	アップル歯科医院	今泉 6450	AP	のさか歯科医院	今泉 6441-1

市役所、公民館、図書館、スポーツ施設、公園等

番号	施設名	所在地	番号	施設名	所在地
1	市役所	八日市場ハ 793-2	2	野栄総合支所	今泉 6474
3	八日市場公民館	八日市場イ 2402	4	八日市場図書館	八日市場イ 2402
5	保健センター	八日市場イ 2408-1	6	八日市場地域保健センター	八日市場イ 2119-1
7	市民ふれあいセンター	八日市場ハ 793-35	8	ふれあいパーク八日市場	飯塚 299-2
9	そうさ観光物産センター ^{めぐ} 匝りの里	八日市場イ 137-1	10	生涯学習センター	今泉 6489-1
11	野栄福祉センター	今泉 6491-1	12	のさか図書館	今泉 6474
13	八日市場勤労青少年ホーム	八日市場イ 2030	14	八日市場ドーム	八日市場ハ 793-1
15	のさかアリーナ	今泉 6536-1	16	市営グラウンド	上谷中 2240-8
17	山桑公園野球場	山桑 125	18	みどり平東公園野球場	みどり平 13-2
19	野手浜総合グラウンド	野手 17146-84	20	天神山公園	八日市場イ 2291
21	野栄ふれあい公園	今泉 363	22	若潮公園	若潮町 2-1
23	天神山下公園	八日市場イ 2330-1	24	椿海公園	椿 969-1
25	みどり平東公園	みどり平 13-2	26	みどり平中公園	みどり平 9-2
27	みどり平西公園	みどり平 1-2	28	山桑公園	山桑 125
29	平和東公園	平木 1487-1	30	小舟内公園	蕪里 139-27
31	平台公園	飯倉台 17	32	鈴歌公園	飯倉台 37-1
33	飯塚沼農村公園	飯塚 305	34	野手弁天池農村公園	野手 1541
35	砂原児童遊園	八日市場イ 2658	36	つばき団地児童遊園	椿 1663-5
37	すみれ団地児童遊園	上谷中 288-4	38	飯高児童遊園	小高 248-2
39	平和児童遊園	東谷 499	40	時曾根児童遊園	時曾根 588
41	いいぐら団地児童遊園	飯倉 1365	42	かしこね児童遊園	平木 951
43	かぶざと児童遊園	蕪里 2098-2	44	大堀児童遊園	大堀 835-1
45	豊栄児童遊園	飯倉 1628-1	46	今泉浜児童遊園	今泉 8571-2
47	そうさ記念公園	八日市場ハ 565-1			





(2) 教育・保育の量の見込み・確保方策

1) 1号認定（幼稚園及び認定こども園）

「1号認定の3～5歳児」及び「2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）」のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの」の総数（幼稚園及び認定こども園の利用）

【基本情報】

・満3歳以上、教育標準時間設定 ・幼稚園等での教育を希望する場合 ・利用先は、幼稚園、認定こども園		
対象 家庭類型	タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月48時間未満+月48時間～120時間の一部)
	タイプD	専業主婦(夫)家庭
	タイプE'	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月48時間未満+月48時間～120時間の一部)
	タイプF	無業・無業の家庭
対象年齢	3歳～5歳児	

【量の見込みと確保方策】

1号 教育認定 3～5歳		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(人)		93	88	81	78	76
② 方 策 保	特定教育・保育施設 (人)	225	225	225	225	225
	新制度に移行しない 幼稚園(人)	0	0	0	0	0
②-①		132	137	144	147	149
計画期間中の確保の 内容		・既存幼稚園・認定こども園の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっています。 ・本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。				





2) 2号認定（幼稚園及び認定こども園）

3～5 歳児（保育の必要性あり 幼稚園及び認定こども園の利用）

【基本情報】

・満 3 歳以上、保育認定 ・「保育を必要とする事由※」に該当し、幼稚園等での保育を希望する場合 ・利用先は、幼稚園、認定こども園 ※「保育を必要とする事由」とは、 1.就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働等、基本的に全ての就労を含む） 2.妊娠、出産 3.保護者の疾病、障害 4.同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護 5.災害復旧 6.求職活動（起業準備を含む） 7.就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） 8.虐待やDVのおそれがあること 9.育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること 10.その他、上記に類する状態として市が認める場合		
対象 家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
対象年齢	3 歳～5 歳児	

【量の見込みと確保方策】

2号 保育認定 3～5歳		実施時期				
		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み(人)		22	21	19	18	18
② 確保 方策	特定教育・保育施設 (人)	45	45	45	45	45
	確認を受けない幼稚園 (人)	0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育 (人)	0	0	0	0	0
②-①		23	24	26	27	27
計画期間中の確保の内容		・教育ニーズがあり、かつ、保育が必要な3歳～5歳児については、認定こども園でニーズ量を確保できる見込みとなっています。 ・本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。				





3) 2号認定（保育所（園）及び認定こども園）

3～5 歳児（保育の必要性あり 保育所（園）及び認定こども園の利用）

【基本情報】

・満 3 歳以上、保育認定 ・「保育を必要とする事由」に該当し、保育所（園）及び認定こども園での保育を希望する場合 ・利用先は、保育所（園）、認定こども園		
対象 家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
対象年齢	3 歳～5 歳児	

【量の見込みと確保方策】

2号 保育認定 3～5歳		実施時期				
		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み(人)		579	507	497	476	462
② 確保 方策	特定教育・保育施設 (人)	570	570	570	570	570
	幼稚園＋預かり保育 (人)	0	0	0	0	0
	その他※(人)	0	0	0	0	0
②-①		▲9	63	73	94	108
計画期間中の確保の内容		・令和2年度においては不足がありますが、他のサービスでは充足しており、既存保育所（園）・認定こども園でニーズ量を確保できる見込みとなっています。 ・本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。				

※指導監督基準を満たす認可外保育事業所等





4) 3号認定（保育所（園）及び認定こども園＋地域型保育）

0～2 歳児（保育の必要性あり 保育所（園）及び認定こども園＋地域型保育の利用）

【基本情報】

・満 3 歳未満、保育認定 ・「保育の必要な事由」に該当し、保育所（園）等での保育を希望する場合 ・利用先は、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業		
対象 家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
対象年齢	0 歳～2 歳児	

【量の見込みと確保方策】

3号 保育認定 0歳		実施時期				
		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み(人)		21	21	21	20	21
② 確保 方策	特定教育・保育施設 (人)	46	46	46	46	46
	特定地域型保育事業 (人)	0	0	0	0	0
	その他*(人)	0	0	0	0	0
②-①		25	25	25	26	25

3号 保育認定 1～2歳		実施時期				
		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み(人)		246	232	232	232	234
② 確保 方策	特定教育・保育施設 (人)	304	304	304	304	304
	特定地域型保育事業 (人)	0	0	0	0	0
	その他*(人)	0	0	0	0	0
②-①		58	72	72	72	70

計画期間中の確保の内容	・既存保育所（園）・認定こども園でニーズ量を確保できる見込みとなっています。 ・本市において待機児童は生じていませんが、今後も待機児童が生じることがないように努めます。
-------------	---

※指導監督基準を満たす認可外保育事業所等





(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【基本情報】

・保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日・利用時間以外において、保育所（園）において保育を実施する事業です。		
対象 家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
対象年齢	0 歳～5 歳児	

【量の見込みと確保方策】

時間外保育事業 （延長保育事業）		実施時期				
		令和2年度 （2020 年度）	令和3年度 （2021 年度）	令和4年度 （2022 年度）	令和5年度 （2023 年度）	令和6年度 （2024 年度）
①量の見込み（人）		42	40	38	37	36
②確保方策	（人）	42	40	38	37	36
	（箇所）	9	9	9	9	9
②-①（人）		0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容		・既存保育所（園）・認定こども園でニーズ量を確保できる見込みとなっています。 ・今後もニーズ量を確保できる見込みであるため、利用希望者の受入れに努めます。				





2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【基本情報】

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室や認定こども園等で適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。		
対象 家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
対象年齢	1 年生～6 年生	

【量の見込みと確保方策】

単位：人

放課後児童健全育成事業 （学童保育）低学年	実施時期				
	令和2年度 （2020 年度）	令和3年度 （2021 年度）	令和4年度 （2022 年度）	令和5年度 （2023 年度）	令和6年度 （2024 年度）
①量の見込み（人）	419	418	433	419	399
②確保方策（人）	419	418	433	419	399
②－①	0	0	0	0	0

放課後児童健全育成事業 （学童保育）高学年	実施時期				
	令和2年度 （2020 年度）	令和3年度 （2021 年度）	令和4年度 （2022 年度）	令和5年度 （2023 年度）	令和6年度 （2024 年度）
①量の見込み（人）	290	289	285	296	299
②確保方策（人）	156	156	156	156	156
②－①	▲166	▲133	▲129	▲140	▲143
計画期間中の確保の内容	- 低学年ではニーズ量の確保が来ていますが、高学年においては不足が見込まれるため、余裕教室等を活用し提供可能量の拡充について検討します。 - 放課後児童クラブ実施校以外の小学校においては、放課後子ども教室の実施により対応を図ります。				





3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【基本情報】

・保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童又は母子について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	
対象 家庭類型	全ての家族類型
対象年齢	0歳～5歳児

【量の見込みと確保方策】

子育て短期支援事業 (ショートステイ)		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み（人日）		144	137	129	126	124
②確保方策	（人日）	0	0	0	0	0
	（箇所）	0	0	0	0	0
②-①（人日）		▲144	▲137	▲129	▲126	▲124

子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み（人日）		0	0	0	0	124
②確保方策	（人日）	0	0	0	0	0
	（箇所）	0	0	0	0	0
②-①（人日）		0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容		・現在、本市においては実施していない事業です。 ・ニーズがあることから、仕事等の都合により家庭で養育することが困難な保護者の負担軽減を図るため、事業の実施について検討します。				

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のこと。





4) 地域子育て支援拠点事業

【基本情報】

・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	
対象 家庭類型	全ての家庭類型
対象年齢	0歳～2歳児

【量の見込みと確保方策】

地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場等)		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み (人回)		2,661	2,547	2,542	2,537	2,552
②確保方策	(人回)	2,661	2,547	2,542	2,537	2,552
	(箇所)	3	3	3	3	3
②-① (人回)		0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容		・ニーズ量を確保できる見込みになっています。 ・今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。				

※単位の「人回」とは、利用者が複数利用した回数の累計（延べ利用回数）、「箇所」とは施設数のこと。





5) 一時預かり事業

【基本情報】

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）、幼稚園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

1 一時預かり事業（在園児対象型）

対象 家庭類型	タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 48 時間未満＋月 48 時間～120 時間の一部)
	タイプD	専業主婦(夫)家庭
	タイプC	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月 48 時間未満＋月 48 時間～120 時間の一部)
	タイプE	無業・無業の家庭
対象年齢	3歳～5歳児	

【量の見込みと確保方策】

一時預かり事業			実施時期				
			令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
① 量の見込み	1号認定による利用 (人日)		1,070	1,003	912	871	844
	2号認定による利用 (人日)		0	0	0	0	0
② 方確保	在園児 対象型	(人日)	1,070	1,003	912	871	844
		(箇所)	3	3	3	3	3
②-① (人日)			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容			・ ニーズ量を確保できる見込みになっています。 ・ 今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。				

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のこと。





2 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

対象 家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
対象年齢	3歳～5歳児	

【量の見込みと確保方策】

一時預かり事業			実施時期				
			令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み（人日）			12,581	11,867	11,074	10,720	10,508
②確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型を 除く）	（人日）	12,581	11,867	11,074	10,720	10,508
		（箇所）	8	8	8	8	8
	子育て援助活動 支援事業 （病児・緊急対応 強化型事業除く）	（人日）	0	0	0	0	0
		（箇所）	0	0	0	0	0
②-①（人日）			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容			・ ニーズ量を確保できる見込みになっています。 ・ 今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。				

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のこと。





6) 病児・病後児保育事業

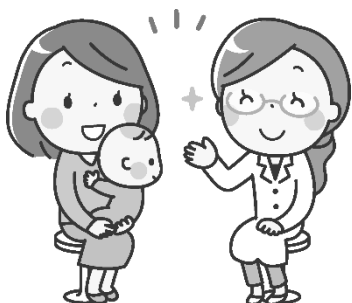
【基本情報】

・入院が必要でなく、重度でない病気の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等又は児童の家庭において、看護師等が一時的に保育等する事業です。		
対象 家庭類型	タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部)
対象年齢	0歳～5歳児	

【量の見込みと確保方策】

病児・病後児保育事業		実施時期				
		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み (人日)		456	431	408	398	392
②確保方策	(人日)	0	431	408	398	392
	(箇所)	0	1	1	1	1
②-① (人日)		▲456	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容		・現在、本市においては実施していない事業です。 ・令和3年度の事業の実施に向けて取り組んでいます。病気にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し、仕事等の都合により家庭で保育することが困難な保護者の負担軽減を図ります。				

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のこと。





7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【基本情報】

・乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	
対象 家庭類型	全ての家庭類型
対象年齢	0歳～5歳児、就学児

【量の見込みと確保方策】

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み（人日）		624	623	646	624	594
②確保 方策	病児・緊急対応強化事業（人日）	0	0	0	0	0
	病児・緊急対応強化事業を除く（人日）	0	0	0	0	0
	就学後（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（箇所）	0	0	0	0	0
②-①（人日）		▲624	▲623	▲646	▲624	▲594
計画期間中の確保の内容		・現在、本市においては実施していない事業です。 ・ニーズがあることから、適切な対応ができるよう、人材や団体等、地域の有する資源を最大限に活用したファミリー・サポート・センター事業の実施について検討します。				

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のこと。





8) 利用者支援事業

【基本情報】

・子育て世代包括支援センター（福祉課内）を拠点に子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。	
対象 家庭類型	全ての家庭類型

【量の見込みと確保方策】

利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	実施時期				
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
②確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	・子育て世代包括支援センター（福祉課内）で今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組みます。				

9) 妊婦健康診査

【基本情報】

・妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業です。	
対象家庭 類型	全ての家庭類型

【量の見込みと確保方策】

妊婦健康診査		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	(人)	152	151	150	150	150
	(健診回数)	2,128	2,114	2,100	2,100	2,100
②確保方策	(健診回数)	2,128	2,114	2,100	2,100	2,100
②-①(健診回数)		0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容		・ニーズ量を確保できる見込みになっています。 ・今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。				





10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【基本情報】

乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。	
対象家庭 類型	全ての家庭類型

【量の見込みと確保方策】

乳児家庭全戸訪問事業		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	(訪問人数)	153	152	151	150	150
②確保方策	(訪問人数)	153	152	151	150	150
②-①		0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容		現状において、出生児のいるほぼ全ての家庭を訪問できているため、今後も継続的に実施します。				

11) 養育支援訪問事業

【基本情報】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	
対象家庭 類型	全ての家庭類型

【量の見込みと確保方策】

養育支援訪問事業		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	(訪問回数)	0	0	0	0	0
②確保方策	(訪問回数)	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容		今後ニーズが新たに見込まれる場合には必要に報じて関係機関と連携しながら養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行っていきます。				





12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

匝瑳市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

専門性強化に向けた研修会・講習会の開催や、連携強化に向けた情報共有・情報収集等を迅速に行うための取組等、より効果的な事業実施について総合的に検討します。





(4) 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなり、本市でも平成30年（2018年）より認定こども園が開園する等普及が進んできました。

今後も教育・保育ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況等を総合的に勘案しながら、取組を進めていきます。

2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わり、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、子どもの育ちを支援する者の専門性を高めるための事業を行っていきます。

3) 関係機関との連携方策

質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施するために、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関、関係団体等との連絡・調整、連携・協働の体制を今後も整えていきます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、市内の教育・保育施設と連携し適切な給付を行っていきます。





(6) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

深刻な児童虐待事件が後を絶たず、児童虐待に関する児童相談所の相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっていることから、千葉県は、児童相談所の機能強化、市町村及び関係機関との連携強化による児童虐待防止対策を進めています。

本市でも児童虐待に関する通報や相談対応件数は増加傾向にあり、今後、本計画の第4章で定めた児童虐待防止対策を進めるにあたり、改めて本市の方針を示し、施策を推進していきます。

1) 専門職雇用等による相談体制の強化

子どもに関する相談の増加や問題の複雑化・深刻化に対応し適切な支援を行うため、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年（2018年）12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連携会議決定。以下「新プラン」という。）に基づき、児童福祉司等の専門職を配置できる子ども家庭総合支援拠点の設置を含めた総合的な相談体制の強化を進めます。

2) 児童虐待の予防、早期発見、早期対応

児童虐待の予防は、関係機関が実施している様々な施策を活用して虐待の兆候を早期に発見し、速やかに対応することが重要であるため、母子保健、教育・保育施設及び医療機関等と緊密な連携を図り、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めます。

3) 児童相談所をはじめ警察等、関係機関との連携強化

児童相談所をはじめ福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察等で構成する「匝瑳市要保護児童対策地域協議会」において、個別ケースごとに子どもの置かれた状況に関する情報共有を行い、関係機関の役割分担によって支援を行うとともに、定期的に支援方法の評価・確認を行います。

関係機関による支援の調整を行うためには、専門的な知識及び技術を有する人材の確保や計画的な育成が必要です。様々な研修・講習会等への参加等によって資質の向上を図り、関係機関と緊密に連携しながら、困難を抱える家庭を身近なところで見守り、細やかな支援を実施するためのネットワークの構築を進めます。





参考資料

匝瑳市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 20 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 市は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、匝瑳市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、市長に意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、市長に意見を述べること。
- (3) 市の子ども・子育て支援事業計画に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。





- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。





匝瑳市子ども・子育て会議 委員名簿

区分			氏 名
1	1号委員	学識経験者 元匝瑳市家庭教育指導員	齋 藤 光 雄
2	2号委員	子どもの保護者 公立幼稚園の保護者の代表者（八日市場幼稚園）	井 上 咲 葵
3	2号委員	子どもの保護者 私立認定こども園の保護者の代表者（あかしあこども園）	江波戸 倫 子
4	2号委員	子どもの保護者 公立保育所の保護者の代表者（八日市場保育所）	江波戸 里 紗
5	2号委員	子どもの保護者 私立保育所の保護者の代表者（東保育園）	石 橋 久 未
6	3号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 公立幼稚園長の代表者（のさか幼稚園）	磯 部 浩
7	3号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 私立認定こども園長（あかしあこども園）	深 堀 俊 美
8	3号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 公立・私立保育所長の代表者（東保育園）	熱 田 寛 明
9	4号委員	市長が必要と認める者 匝瑳市 PTA 連絡協議会の代表者	林 朋 宏
10	4号委員	市長が必要と認める者 そうさ市子ども会育成連絡協議会の代表者	石 川 浩 之





策定経過

項目	日付	主な内容
第8回 子ども・子育て会議	平成30年 (2018年) 11月5日	●匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施について
アンケート調査	12月19日～ 平成31年 (2019年) 1月15日	●匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート 〈対象〉 0～5歳の就学前児童 973人 小学1年生～6年生の児童 951人 合計 1,924人
第9回 子ども・子育て会議	3月28日	●匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について ●匝瑳市子ども・子育て支援事業計画の点検評価について
第10回 子ども・子育て会議	令和元年 (2019年) 6月28日	●匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について ●第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画について
第11回 子ども・子育て会議	9月5日	●匝瑳市子ども・子育て支援事業計画の事業評価について ●第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（案）について
第12回 子ども・子育て会議	12月4日	●第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（案）について
パブリックコメント	12月20日～ 令和2年 (2020年) 1月19日	●パブリックコメントによる意見徴収
第13回 子ども・子育て会議	3月3日	●第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（案）について





あ行

育児休業（育児休業制度）

育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）法第5条～第9条に基づき、労働者が申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができ、一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができることが定められている制度。

一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

NPO

「NonProfit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称であり、NPO法人は特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

か行

核家族（核家族世帯）

夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子どもの世帯。

教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育園のこと。

合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産むと想定される子どもの数に相当する。

子育て支援センター

乳幼児のお子さんとその保護者が利用でき、保育士や看護師に育児についての不安や悩みの相談ができたり、同じくらいの子どもを持つ保護者同士が交流できる施設。





子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年8月成立）の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、認定こども園、幼稚園、保育所の量的確保、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を進めていくもの。

さ行

児童虐待

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない等）に分類される行為。

食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

た行

待機児童

認定を受けて保育所等の入所を申し込んだが利用できない状態にある児童。

地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業。保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方等、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保していくとしている。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に区分される。





特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

特別支援教育

特別支援学校、小学校・中学校における特別支援学級、あるいは通常学級における通級による指導等、障害の種類や程度に応じて生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たしており、かつ、都道府県知事に認可された施設。

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域の子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4タイプがある。

は行

病児・病後児保育

病気治療中やその回復期にあり、保育所等での集団生活が困難な児童又は保護者の都合で看病が困難な児童を預かる事業。病児保育を担当する看護師や保育士を配置して、保護者の子育て及び仕事の両立を支援していくもの。

放課後子ども教室

放課後等において、地域社会における子どもたちの安全・安心な活動拠点づくりのため、地域の方々の参画を得て、昔遊びやスポーツ・地域住民との交流活動等様々な体験活動を通して、子どもたちの心が健やかに育まれる環境づくりを推進する事業。





や行

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力の下で児童虐待に対応していくために構成された多数の関係機関による協議会。

ら行

療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。





第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画

匝瑳市福祉課

令和2年3月

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

電話 0479-73-0096

